社債等登録法施行令 (昭和十七年勅令第四百九号)

第四十四条第一号ノ社債ノ信託ノ登録八第三十六条第一項ノ規定ニ	信託法第三条第三号二掲グル方法ニ依リ為サレタル信託ニ因ル社債
託者二代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ	託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
スルコトヲ要ス但シ前条第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受	第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受託者ニ代位シテ社債ノ信
託二因ル当該社債ノ移転ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求	<b>丿 ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前条</b>
第四十六条 社債ノ信託ノ登録八第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外信	第四十六条(社債ノ信託ノ登録ハ信託ニ係ル当該社債ノ移転又ハ変更)
三(信託法第二十七条ノ規定二基キ復旧スル社債ノ信託ノ登録)	
登録	
信託法第十四条ノ規定ニ依リテ信託財産ニ属スル社債ノ信託ノ	
二項ノ規定ニ依ル信託財産ナルコトノ表示アルモノノ信託ノ登録	
信託財産二属スル無記名社債ニシテ其ノ債券ニ信託法第三条第	
スルコトヲ得	
第四十四条(左二掲グル社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求)	第四十四条 削除
	者トス
	前項但書ノ場合ニ於テハ受託者ヲ登録権利者トシ委託者ヲ登録義務
	タル社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
	第三号二定ムルモノヲ除ク) ニ依リテ信託財産ニ属スルコトトサレ
者ヲ登録義務者トス	得但シ信託行為(信託法(平成十八年法律第百八号)第二条第二項
第四十三条(社債ノ信託ノ登録ニ付テハ受託者ヲ登録権利者トシ委託)	第四十三条 社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ
現	改正案
	The first of twings of the second of the sec

三(信託管理人アルトキハ其ノ氏名又ハ名称及住所)キハ其ノ定	受益者ノ指定二関スル条件又八受益者ヲ定ムル方法ノ定アルトー・	一(委託者、受託者及受益者ノ氏名又八名称及住所事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス	第四十九条(社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ	ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキハ前条ノ登録ハ新受託者又ハ他	権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム以下同ジ)	八主務官庁 ( 其ノ権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及其ノ	産手続開始ノ決定、法人ノ合併以外ノ理由ニ因ル解散又ハ裁判所若	第四十八条(受託者ノ任務ガ死亡、後見開始若八保佐開始ノ審判、破	登録ニ之ヲ準用ス	前項ノ規定八信託法第八十六条第四項ノ場合ニ於テ為スベキ変更ノ	ルニハ請求書ニ其ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス	第四十七条(受託者変更ノ場合ニ於テ登録社債ノ移転ノ登録ヲ請求ス		(削る)	ノ変更ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得
(新設)		委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及住所事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス	第四十九条(社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ	ヲ得受託者タル法人ノ任務ガ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同ジハ前条ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコト	県ノ執行機関ヲ含ム以下同ジ)ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキ	タル国ニ所属スル行政庁及其ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府	八保佐開始ノ審判又ハ裁判所若ハ主務官庁(其ノ権限ノ委任ヲ受ケ	第四十八条(受託者ノ任務ガ死亡、破産手続開始ノ決定、後見開始若)	録ニ之ヲ準用ス	前項ノ規定ハ信託法第五十条第二項ノ場合ニ於テ為スベキ変更ノ登	ルニハ請求書ニ其ノ更迭ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス	第四十七条(受託者更迭ノ場合ニ於テ登録社債ノ移転ノ登録ヲ請求ス	債ノ信託ノ登録ノ請求ニ之ヲ準用ス	前二項ノ規定ハ信託法第十四条ノ規定ニ依リテ信託財産ニ属スル社	要ス依ル当該社債ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ

シ又八主務官庁ガ信託ノ条項ヲ変更シタル場合ニ之ヲ準用ス第五十二条(前条第一項ノ規定ハ裁判所ガ信託財産ノ管理方法ヲ変更	命ジタル場合ニ之ヲ準用ス第五十二条が前条第一項ノ規定ハ裁判所又ハ主務官庁ガ信託ノ変更ヲ
(同上)	(略)
託管理人ヲ選任シタルトキ亦同ジ	ルトキ亦同ジ要ス主務官庁ガ信託管理人又八受益者代理人ヲ選任シ又ハ解任シタ
ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機関ニ嘱託スルコトヲ要ス主務官庁ガ信	シタルトキハ遅滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機関ニ嘱託スルコトヲ
第五十一条 裁判所ガ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遅滞	第五十一条   裁判所ガ信託管理人又八受益者代理人ヲ選任シ又ハ解任
	及住所ヲ記載スルコトヲ要セズ
	於テハ当該受益者代理人ガ代理スル受益者ニ限ル)ノ氏名又ハ名称
	同項第一号ノ受益者 ( 同項第四号ニ掲グル事項ヲ記載シタル場合ニ
(新設)	第一項第二号乃至第六号二掲グル事項ノ何レカヲ記載シタルトキハ
(同上)	(略)
二~五 (同上)	八~十一 (略)
	規定スル公益信託デアルトキハ其ノ旨
(新設)	七 公益信託ニ関スル法律 (大正十一年法律第六十二号)第一条ニ
	アルトキハ其ノ旨
(新設)	六 信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託デ
	トキハ其ノ旨
(新設)	五 信託法第百八十五条第三項ニ規定スル受益証券発行信託デアル
(新設)	四一受益者代理人アルトキハ其ノ氏名又ハ名称及住所

	財産ヨリ信託財産二属スル財産
	一登録社債ガ固有財産ニ属スル 受益者 受託者
	ヲ登録義務者トス
	テハ同表ノ中欄ニ掲グル者ヲ登録権利者トシ同表ノ下欄ニ掲グル者
	ケル登録社債丿変更丿登録(第四十六条第二項丿登録ヲ除ク)ニ付
	信託財産二属スル登録社債ニ付為ス左ノ表ノ上欄ニ掲グル場合ニ於
	信託財産二属スル財産トナリタルトキ亦同ジ
	ノ信託ノ信託財産二属スル財産ヨリ受託者ヲ同一トスル他ノ信託ノ
	為スコトヲ要ス信託ノ併合又ハ分割以外ノ事由ニ因リ登録社債ガー
	八分割二因ル登録社債ノ変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ
	録ノ抹消及当該他ノ信託ニ付テノ信託ノ登録ノ請求ハ信託ノ併合又
	ル場合ニ於ケル当該登録社債ニ係ル当該一ノ信託ニ付テノ信託ノ登
	託財産二属スル財産ヨリ他ノ信託ノ信託財産二属スル財産トナリタ
(新設)	第五十五条ノニ(信託ノ併合又八分割ニ因リ登録社債ガーノ信託ノ信
	ハ更正ノ登録
	三 受託者タル登録名義人ノ氏名若八名称又八住所ニ付テノ変更又
	録
	二 信託法第八十六条第四項本文ノ規定ニ依ル登録社債ノ変更ノ登
	転ノ登録
	信託法第七十五条第一項又八第二項ノ規定ニ依ル登録社債ノ移
トキハ登録機関ハ職権ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ為スコトヲ要ス	録ヲ為ストキハ職権ヲ以テ信託原簿ノ記載ノ変更ヲ為スコトヲ要ス
第五十三条 第四十七条又八第四十八条ノ場合二於テ登録ヲ為シタル	第五十三条 登録機関ハ信託財産二属スル登録社債ニ付左ニ掲グル登
	-

トナリタル場合		
登録社債ガ信託財産ニ属スル	受託者	受益者
財産ヨリ固有財産ニ属スル財産		
トナリタル場合		
三   登録社債ガーノ信託ノ信託財	当該他ノ信	当該一ノ信
産ニ属スル財産ヨリ他ノ信託ノ	託ノ受益者	託ノ受益者
信託財産ニ属スル財産トナリタ	及受託者	及受託者
ル場合		

転又八変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要産ニ属セザルニ至リタル場合ニ於テ為スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移第五十八条(信託財産ニ属スル登録社債ガ移転又八変更ニ因リ信託財)

信託ノ登録ノ抹消ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

ス

ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要スザルニ至リタル場合ニ於テ為スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移転ノ登録第五十八条(信託財産ニ属スル登録社債ガ移転ニ因リ信託財産ニ属セ

**タル場合ニ之ヲ準用ス** 前項ノ規定ハ信託財産ニ属スル登録社債ガ信託ノ終了ニ因リ移転シ

ヲ受ケ未ダ之ヲ交付シタル登録機関ニ返納セザル間ハ此ノ限ニ在ランコテヲ要スル場合ニ於テハ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リよは債権者ノ権利ニ関スル登録ノ内容ヲ証明シタル書面(以下登当該社債権者ノ権利ニ関スル登録ノ内容ヲ証明シタル書面(以下登当該社債権者ハ十六号)第七百十八条第四項及第七百二十三条第三項第六十二条 登録ヲ為シタル無記名社債ノ社債権者ハ会社法(平成十年)

- ズ (略)

## 船主相互保険組合法施行令(昭和二十五年政令第二百七十七号)

	改正案			現行	
(業務及	(業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業	て準用する保険業	(業務及ご	(業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業	準用する保険業
法の規定	法の規定の読替え)		法の規定の読替え)	の読替え)	
第十三条	法第五十二条第二項の規定において業務及び財産の管理の	及び財産の管理の	第十三条	法第五十二条第二項の規定において業務及び財産の管理の	び財産の管理の
命令があ	命令があつた場合について保険業法第二百四十二条第一項及び第二	条第一項及び第二	命令があっ	命令があつた場合について保険業法第二百四十二条第一項及び第二	次第一項及び第二
百四十四	百四十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係	これらの規定に係	百四十四名	百四十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係	れらの規定に係
る技術的	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		る技術的読替えは、	5替えは、次の表のとおりとする。	
読み替え	読み替えられる字句	読み替える字	読み替え	読み替えられる字句	読み替える字
る保険業		句	る保険業		句
法の規定			法の規定		
第二百四	(略)	(略)	第二百四	(同上)	(同上)
十二条第	会社法第八百二十八条第一項及び第二	同法第十五条	十二条第	会社法第八百二十八条第一項及び第二	同法第十五条
項	項(会社の組織に関する行為の無効の	第七項及び第	項	項(会社の組織に関する行為の無効の	第七項及び第
	訴え)(第三十条の十五、第五十七条	三十四条にお		訴え)(第三十条の十五、第五十七条	三十四条にお
	第六項、第六十条の二第五項及び第百	いて準用する		第六項、第六十条の二第五項及び第百	いて準用する
	七十一条において準用する場合を含む	会社法第八百		七十二条において準用する場合を含む	会社法第八百
	。) 並びに第八百三十一条第一項 (株	三十一条第一		。) 並びに第八百三十一条第一項 (株	三十一条第一
	主総会等の決議の取消しの訴え) (第	項(株主総会		主総会等の決議の取消しの訴え) (第	項(株主総会
	四十一条第二項及び第四十九条第二項	等の決議の取		四十一条第二項及び第四十九条第二項	等の決議の取
	において準用する場合を含む。)の規	消しの訴え)		において準用する場合を含む。) の規	消しの訴え)
	定並びに第八十四条の二第二項及び第			定並びに第八十四条の二第二項及び第一	

(略)		
(略)	(略)	九十六条の十六第二項
(略)	(略)	
(同上)		
(同上)	(恒斗)	九十六条の十六第二項
(同上)	(同十)	
	) (略) (略) (同上) (同上)	(略)     (略)     (略)     (同上)     (同上)

貸付信託法第十四条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法に関する政令(昭和二十七年政令第二百十一号)

改 正 案 現 行		貸付信託法施行令 貸付信託法第十四条の規定により積み立てる特別留保金の限度	(貸付信託について準用する信託法の読替え) 第一条(貸付信託について準用する信託法(平成十八年法律第百八規定において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八規定におりとする。	( 新 設)
	正案現		正	
		正案現		
改 正 案				及び積立の方法に関する政令
改 正 案		及び積立の方法に関する政令	(貸付信託について準用する信託法の読替え)	
			貸付信託法 (次条において「法」という。	-
貸付信託法(次条において「法」という。)第八条第五項の (新設)付信託法施行令 改 正 案	貸付信託法(次条において「法」という。)第八条第五項の (新設)付信託について準用する信託法の読替え) (新設)資付信託法施行令	(貸付信託法(次条において「法」という。)第八条第五項の (新設)付信託について準用する信託法の読替え)	規定において貸付信託について信託法 ( 平成十八年法律第百八	
において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)  貸付信託法(次条において「法」という。)第八条第五項の(新設)	において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)  貸付信託法(次条において「法」という。)第八条第五項の (新設) 付信託について準用する信託法の読替え)	において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)	第百九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の!	(定)
九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)付信託について準用する信託法の読替え) (新設) (新設) で	九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)付信託について準用する信託法の読替え)(新設)が信託法施行令	九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)(新設)付信託について準用する信託法の読替え)	を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、	20
用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の    (新設)  付信託について準用する信託法(平成十八年法律第百八号)において貸付信託法(次条において「法」という。)第八条第五項の(新設)  (新設)  (新設)	用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定において貸付信託について準用する信託法の読替え)(新設)付信託について準用する信託法の読替え)	用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)(新設)付信託について準用する信託法の読替え)	表のとおりとする。	
とおりとする。  改 正 案  改 正 案  とおりとする。	とおりとする。	とおりとする。	読み替えられる字句	
替える信託 読み替えられる字句   読み替える字句	替える信託   読み替えられる字句   読み替える字句   付信託について準用する信託法(平成十八年法律第百八号)において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)とおりとする。	替える信託   読み替えられる字句   読み替える字句   (新設)   貸付信託法 (次条において「法」という。) 第八条第五項の (新設)   貸付信託法 (次条において「法」という。) 第八条第五項の (新設)   貸付信託法 (次条において「法」という。) 第八条第五項の (新設)   付信託について準用する信託法の読替え)	法の規定	
規定 改正 案 読み替える字句 読み替える字句 (新設) 付信託について準用する信託法の読替え) (新設) でおいて貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) とおりとする。	規定	規定	電磁的記録を   電磁的記録	7.01
1	九十条第二 電磁的記録を 電磁的記録(電子的方 関定 電磁的記録を 電磁的記録(電子的方 おいて貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) とおりとする。 をおりとする。 「請み替えられる字句 構定 「記み替えられる字句 「記み替える字句 「記み替える字句 「記み替える字句 「記み替える字句 「の規定 「の相定 「のを相定 「のを 「のを 「のを 「のを 「のを 「のを 「のを	九十条第二 電磁的記録を 電磁的記録(電子的方 付信託について準用する信託法の読替える字句 において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号)とおりとする。		
1号   電磁的記録を   で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	「	一	人の知覚によっては	I POIL
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	(新設)   (新設)   (「日記)   (「日記	一二号   一二号   一二号   一二号   一二号   一二号   一二号   一二号   一二号   一三号   一三号	識することができな	
(新設)   (電子的方式子の他   11号	(新設) 付信託について準用する信託法の読替え) において貸付信託について準用する信託法(平成十八年法律第百八号) において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) においとおりとする。	一	方式で作られる記録	
対	質付信託について準用する信託法の読替え) において貸付信託について信託法(次条において「法」という。)第八条第五項の(新設) が付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) 用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えば、次の用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えば、次の用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えば、次の用する場合におけることができない。 は、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式その他式、磁気的方式をの地域できない。	付信託について準用する信託法の読替え)	あって、電子計算機	
対	質付信託について準用する信託法の読替え) において貸付信託について準用する信託法(平成十八年法律第百八号) 和十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定 及おりとする。 とおりとする。 とおりとする。 「司場」 「電磁的記録を 電磁的記録(電子的方式で作られる記録で	付信託について準用する信託法の読替え)	よる情報処理の用に	<u> </u>
資付信託法施行令   改 正 案   一	質付信託法施行令  (新設) 「付信託について準用する信託法の読替え) において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) において貸付信託について信託法(平成十八年法律第百八号) とおりとする。 とおりとする。 とおりとする。 「電磁的記録をでいる方式で作られる記録であって、電子計算機に入の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機にあって、電子計算機によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供よる情報処理の用に供	付信託について準用する信託法の読替え)   貸付信託について準用する信託法(平成十八年法律第百八号)   大十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定	されるものとして内閣	

		府令で定めるものをい
		う。以下同じ。)を
第百九十九条及	受益権(第百八十五	受益権
び第二百条第一	条第二項の定めのあ	
項	る受益権を除く。)	

## (特別留保金)

第二条 法第十四条第一項の規定により、貸付信託の収益の計算の時 期ごとに、特別留保金として積み立てるべき金額は、当該収益につ│時期ごとに、特別留保金として積み立てるべき金額は、当該収益につ 千分の五に相当する金額を超えることとなつてはならない。 とする。ただし、特別留保金の金額が当該貸付信託の元本の総額の あつて、かつ、当該信託報酬の額の千分の四十に相当する金額以下 | つて、かつ、当該信託報酬の額の千分の四十に相当する金額以下とす いて計算すべき信託報酬の額の千分の二十五に相当する金額以上で | いて計算すべき信託報酬の額の千分の二十五に相当する金額以上であ

る。ただし、特別留保金の金額が当該貸付信託の元本の総額の千分の 五に相当する金額を超えることとなつてはならない。 貸付信託法第十四条第一項の規定により、貸付信託の収益の計算の

## 準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十二年政令第百三十五号)

三号)第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託	三号)第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託(貸
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十
金融機関(同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。) が	金融機関(同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が
3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定	3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定
	のうち、本邦通貨で表示されるものとする。
含む。)のうち、本邦通貨で表示されるものとする。	する外国為替銀行であるものに限る。)が発行する債券を含む。)
項に規定する外国為替銀行であるものに限る。) が発行する債券を	たもの(その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定
可を受けたもの(その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同	る法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受け
換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認	第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関す
同法附則第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転	六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則
附則第百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる	関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)附則第百
のための関係法律の整備等に関する法律 (平成十年法律第百七号)	)第六十条の規定により発行する債券 (金融システム改革のための
九十三号) 第六十条の規定により発行する債券 (金融システム改革	八十七号) 第八条又は農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号
法律第百八十七号) 第八条又は農林中央金庫法 (平成十三年法律第	準用する場合を含む。)、長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百
び転換に関する法律第八条第一項、長期信用銀行法(昭和二十七年	び転換に関する法律第八条第一項 (同法第五十五条第四項において
項第一号、第二号又は第五号に掲げる金融機関が金融機関の合併及	項第一号、第二号又は第五号に掲げる金融機関が金融機関の合併及
2 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一	2 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一
第二条 (同上)	第二条 (略)
(指定勘定)	(指定勘定)
現行	改正案

4・5 (略) 付信託を含む。) とする。

4・5 (同上) (貸付信託を含む。)とする。

中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)

第五十条の二第   取締役及び監査役 (   理事及び監事	三項第二号	夏 ス 会 〇 頁	第五十条の二第 商号 名称	業法の規定	読み替える信託 読み替えられる字句 読み替える字句	は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。	掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるもの	営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に	十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「	十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五	す。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第	十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみな	いう。以下この条及び第二十二条において同じ。) を信託業法第五	組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を	第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等 (信用協同	掲げる事業に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)	第十二条 法第九条の八第八項第二号及び第九条の九第六項第四号に	(信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用)	改正案	
																	第十二条 (新設)	(信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用)	現	-

		十一条第三項の
行うすべての事務所	行うすべての営業所	第五十条の二第
	業務を執行する社員	二号の項
理事又は監事	若しくは監査役又は	十一条第二項第
又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
		項
		十四条第一項の
		十二項の表第三
行うすべての事務所	行うすべての営業所	第五十条の二第
	查役	
	役、会計参与又は監	六項第八号
理事又は監事	取締役若しくは執行	第五十条の二第
		六項第二号
出資の総額	資本金の額	第五十条の二第
		三項第七号
事務所	営業所	第五十条の二第
	る社員)	
	っては業務を執行す	
	行役、持分会社にあ	
	っては取締役及び執	
	委員会設置会社にあ	三項第三号

] [	業務を執行する社員	項:
理事又は監事	若しくは監査役又は	十五条第二項の
、会計参与又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
事務		
立ち入らせ、		
事務所その他の施設に	これらの事務	
らの業務		
所に立ち入らせ、これ		
の営業所若しくは事務		項
子会社とする持株会社		十二条第一項の
しくは当該信託会社を		十二項の表第四
営業所その他の施設若	これらの業務	第五十条の二第
		項

2 法第九条の規定で、社債等 (地方債又は社債その他の債券 (信用の他の法令の規定で、社債等第四十九号) 第二十二条の三第五項そ年法律第八十六号) 第七百二条本文、地方財政法施行令 (昭和二十定により行われる同項第五号に掲げる事業 (以下この条において「定により行われる同項第五号に掲げる事業 (以下この条において「

の他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券(信用とは債募集の受託等事業」という。)に関しては、会社法(平成十七社債募集の受託等事業」という。)に関しては、会社法(平成十七定により行われる同項第四号に掲げる事業(以下この条において、定により行われる同項第四号に掲げる事業及び法第九条の九第六項の規法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規

組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同のの募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定め

を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす準用する場合を含む。)の規定の適用については、信用協同組合等七年勅令第四百九号)第一条第一項第二号(同令第十二条において4 社債募集の受託等事業に関しては、社債等登録法施行令(昭和十

定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる む。)の適用については、信用協同組合等を同法第五条第一項の規 のとする。 第一項第一号ノ事業ヲ為ス協同組合連合会ノ事業」と読み替えるも とあるのは、 八年法律第五十二号) の規定 (他の法令において準用する場合を含 会社とみなす。 )をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十二条において同じ 組合等 (信用協同組合又は法第九条の九第一項第一 社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同 )の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の る者の発行するものに限る。) をいう。以下この項において同じ。 協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定め 社債募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法 (明治三十 この場合において、 信用協同組合又八中小企業等協同組合法第九条の九 同法第六条本文中「 一号の事業を行う 銀行事業」

を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす準用する場合を含む。)の規定の適用については、信用協同組合等七年勅令第四百九号)第一条第一項第二号(同令第十二条において3 社債募集の受託等事業に関しては、社債等登録法施行令(昭和十

農業協同組合法施行令 (昭和三十七年政令第二百七十一号)

コース   コー	第五十条の二第 商号 名称	<ul><li>業法の規定</li><li>業法の規定</li><li>読み替える信託</li><li>読み替えられる字句</li><li>読み替える字句</li><li>読み替える字句は、それの表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる字句は、それの表面と表面と表面と表面と表面と表面と表面と表面と表面と表面と表面と表面と表面と表</li></ul>	り登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次協同組合連合会(以下「組合」という。)を同条第一項の規定によ号)第五十条の二の規定の適用については、農業協同組合又は農業等一条 農業協同組合法 (以下「法」という。)第十条第八項第二(信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用)	改正案
			第一条(新設)	現

十二項の表第四	第五十条の二第	条第三項の項	項及び第四十一	十四条第一項の	十二項の表第三	第五十条の二第	十一条第一項	より適用する第	十二項の規定に	第五十条の二第		六項第八号	第五十条の二第	三項	る第三十四条第	定により適用す	条第十二項の規	三項第七号、同	第五十条の二第	
	又は監査役					行うすべての営業所				本店	查役	役、会計参与又は監	取締役若しくは執行						営業所	る社員)
又は監査役	取締役若しくは執行役					行うすべての事務所				主たる事務所		委員又は監事	理事若しくは経営管理						事務所	

	委員又は監事	業務を執行する社員	項
	理事若しくは経営管理	若しくは監査役又は	十五条第二項の
	、会計参与又は監査役		十二項の表第四
	取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
	立ち入らせ、その事務		
	事務所その他の施設に	これらの事務	
	らの業務		
_	所に立ち入らせ、これ		
	の営業所若しくは事務		項
	子会社とする持株会社		十二条第一項の
·	しくは当該信託会社を		十二項の表第四
	営業所その他の施設若	これらの業務	第五十条の二第
	委員又は監事	業務を執行する社員	二号の項

理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務に限る。)をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管で、社債等(地方債又は社債その他の債券(主務省令で定めるもの十四年法律第四十九号)第二十二条の三第五項その他の法令の規定十四年法律第四十九号)第二十二条の三第五項その他の法令の規定書業に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六書業協同組合法 (以下「法」という。)第十条第九項に規定す

合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 役」とする。 中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締 同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条 くは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、 みなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若し り担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社と る場合を含む。)の適用については、組合を同法第三条の規定によ (明治三十八年法律第五十二号)の規定 (他の法令において準用す 法第十条第九項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法 2

できる会社又は銀行とみなす。 の委託に係るものの適用については、農業協同組合又は農業協同組 合連合会 (以下「組合」という。) をこれらの委託を受けることが

取締役」と読み替えるものとする。 定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる 十条中「社員、 同法第百五条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第百 法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と、 会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」 る場合を含む。)の適用については、組合を同法第五条第一項の規 とあるのは「農業協同組合又八農業協同組合連合会ノ事業」と、同 (明治三十八年法律第五十二号)の規定 (他の法令において準用す 法第十条第九項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法 取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員:

(同上)

4

(略)

証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

三~五(略)	二の二 法第二条第一項第七号の五に掲げる有価証券一・二 (略)	げるものとする。	及び第四条の四において「特定有価証券」という。)は、次に掲	場合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条、第四条	第三条の四 法第二十四条第一項 (法第二十七条において準用する	(特定有価証券の範囲)	改正案
三〜五(同上)	(新設) 一・二 (同上)	げるものとする。	及び第四条の四において「特定有価証券」という。)は、次に掲	場合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条、第四条	第三条の四 法第二十四条第一項 (法第二十七条において準用する	(特定有価証券の範囲)	現

信用金庫法施行令 (昭和四十三年政令第百四十二号)

三項第三号   すては取締役及び執   三項第三号   委員会設置会社にあ   理事及び監事	三項第二号 資本金の額 出資の総額	三項第一号     名称       第五十条の二第     商号       業法の規定	読み替える信託 読み替えられる字句 読み替える字句 しかい こうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしゅう	欄の名句に売み替えるものにする。 二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下	事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「	」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店	により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において  ) 第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定	に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号第八条の二 法第五十三条第七項第二号及び第五十四条第六項第二号	(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)	改正案
								第八条の二 (新設)	(債券の募集等に関する法令の適用)	現行

		項
		十一条第三項の
		十二項の表第四
行うすべての事務所	行うすべての営業所	第五十条の二第
	業務を執行する社員	二号の項
理事又は監事	若しくは監査役又は	十一条第二項第
又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
		項
		十四条第一項の
		十二項の表第三
行うすべての事務所	行うすべての営業所	第五十条の二第
	査役	
	役、会計参与又は監	六項第八号
理事又は監事	取締役若しくは執行	第五十条の二第
		六項第二号
出資の総額	資本金の額	第五十条の二第
		三項第七号
事務所	営業所	第五十条の二第
	る社員)	
	っては業務を執行す	
	行役、持分会社にあ	

業務を執行する社員若しくは監査役又は
16
、会計参与又は監査役
取締役若しくは執行役
事務
立ち入らせ、これらの
事務所その他の施設に
らの業務
所に立ち入らせ、これ
の営業所若しくは事務

2 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等(四十九号)第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等(四十九号)第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等(の及は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの又は銀行とみなす。

又は銀行とみなす。

又は銀行とみなす。

又は銀行とみなす。

又は銀行とみなす。

又は銀行とみなす。

4						3
(略)		けることができる会社とみなす。	を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受	他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、金庫	ては、担保付社債信託法 ( 明治三十八年法律第五十二号 ) の規定 (	法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関し
3 (同上) 会ノ業務」と読み替えるものとする。	六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用金庫又八信用金庫連合	許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第	を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免	他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、金庫	ては、担保付社債信託法 (明治三十八年法律第五十二号)の規定 (	2   法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関し

金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四十三年政令第百四十三号)

	(削る)	第十二条 1·2 (略)	(新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え)	改正案
1十一条第一項の合併について異議を述べた受益者がある場合につ口十三号)第七条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第四十条第二項 合併後の信託会社の 駅収合併存続信用金庫 第四十条第二項 合併後の信託会社の 吸収合併存続信用金庫 に金融機関の合併及び (金融機関の合併及び 日本庫を11つ。以下に 別の項において同じ。) 又は新設合併設立金融 機関の 関において同じ。)	3   法第二十六条第六項において信託業務を営む消滅銀行がする法第	第十二条 1・2 (同上)	(新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え)	現
で述べた受益者がある場合につきが表のとおりとする。	業務を営む消滅銀行がする法第		9る会社法等の規定の読替え)	行

第十四条 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十 る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとお りとする。 条第一項、第二項(第二号口を除く。)及び第四項の規定を準用す 三条第一項 (第二号を除く。)、第二十四条第一項並びに第二十六 (吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え) 第十四条 条第一項、第二項(第二号口を除く。)、第四項及び第六項の規定 三条第一項 (第二号を除く。)、第二十四条第一項並びに第二十六 表のとおりとする。 を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の (吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え) 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十

機関は

又は新設合併設立金融

規定 項 第二十六条第四 読み替える法の 略 読み替えられる字句 第二十一 合併 (略) 条第 項 の 収合併 第二十八条第 読み替える字句 (略 項 の吸

2

(略)

(削る)

規定 項及び第六項 第二十六条第四 読み替える法の (同上) 読み替えられる字句 合併 第二十一条第一項 (同上) の 収合併 第二十八条第 読み替える字句 (同上) 項 の吸

3 法第三十一条において信託業務を営む吸収合併存続銀行がする法別において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条において法第二十六条第六項の規定を準用する場合における同項の吸収合併について異議を述べた受益者がある場の読替えば、次の表のとおりとする。

			(削る)	(削る) (削る)	(略) (略)	規定 読み替える法の 読み替えられる字句	の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第二十六条第四項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれら	第十六条   法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法	する法等の規定の読替え)	( 消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用		
				(削る)	(略)	読み替える字句	こおりとする。	用する場合におけるこれら	条第一項の場合について法		を述べる場合について準用		
読み替える信託	する信託業法第四十	融機関の信託業の元条第六項の規定	2 法第三十八条第	項 第二十六条第六	- (同上)	規定	れらの規定に係る	第二十六条第四項	第十六条 法第三	する法等の規定の読替え)	(消滅協同組織金	第四十条第二項	業法の規定の規定に託
読み替えられる字句	四十条第二項の規定に係るの規定に係るのである。	5の兼営等に関する法律疋を準用する場合におけ	<sup> </sup>	第二十一条第一項	- (同上)	読み替えられる字句	れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	<sup>垻</sup> から第六項までの規定	T八条第四項において同	の読替え)		合併後の信託会社	読み替えられる字句
読み替える字句	<b>十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表します。 ************************************</b>	融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項におハて準用六条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する金	法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十	第三十四条第一項	- (同上)	読み替える字句	表のとおりとする。	第二十六条第四項から第六項までの規定を準用する場合におけるこ	法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法		融機関の債権者が異議を述べる場合について準用	吸収合併存紡銀行	読み替える字句

(吸収合併存続協同組織金融機関の手続について準用する法等の規

## 定の読替え)

第十八条

(略)

する法第二十六条第四項及び第五項の規定に係る技術的読替えは、 第三十八条第四項の規定を準用する場合における同項において準用 法第四十三条において吸収合併存続協同組織金融機関について法

次の表のとおりとする。

_	( 117)		
	読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句
	規定		
	- (略)	(略)	- (略)
	(削る)	(削る)	(削る)

(同上)

(同上)

(同上)

(削る)

第四十条第二項 業法の規定 (吸収合併存続協同組織金融機関の手続について準用する法等の規 合併後の信託会社 機関 吸収合併存続金融機関 又は新設合併設立金融

定の読替え)

2 第十八条 (同上)

第三十八条第四項の規定を準用する場合における同項において準用 は、次の表のとおりとする。 する法第二十六条第四項から第六項までの規定に係る技術的読替え 法第四十三条において吸収合併存続協同組織金融機関について法

規定 読み替える法の | 読み替えられる字句 読み替える字句

項 第二十六条第六 第二十一条第一項の 合併 合併 第四十条第一項の吸収

3 者がある場合について法第三十八条第四項の規定を準用する場合に 機関がする法第四十条第一 おける同項において準用する法第二十六条第六項において準用する 法第四十三条において信託業務を営む吸収合併存続協同組織金融 項の吸収合併について異議を述べた受益

(削る)

第二十五条

1 5 5

(略)

(転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項において準

(転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え)

金融機関

第二十五条 1~5 (同上)

務の兼営等に関する法律第七条第二項において準用する信託業法第定を準用する場合における同項において準用する金融機関の信託業で異議を述べた受益者がある場合について法第二十六条第六項の規6 法第五十八条において信託業務を営む普通銀行がする転換につい

٥

四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする

			第四十条第二項	業法の規定	読み替える信託
			合併後の信託会社の		読み替えられる字句
第一項第一号に規定す	関する法律第五十六条	機関の合併及び転換に	転換後信用金庫(金融		読み替える字句

(削る) (略)	(削る) (削る)	- (略) - (略)	6 (略) 第二十八条 1~4 (略) 第二十八条 1~4 (略) 5 法第六十三条において担 三十八条第四項において担 る法第二十六条第四項において担 る法第二十六条第四項及び の表のとおりとする。	
	<u></u>	<u> </u>	(略)	
	(削る)	(略) —	規定	
   換について異議を   6・7 (同上)	項第二十六条第六	(同上)	7 (同上) 5 法第六十三条において 5 法第六十三条において 三十八条第四項において る法第二十六条第四項において る法第二十六条第四項において る法第二十六条第四項において	
で述べた受益者がある場において信託業務を営む	合併 第二十一条第一項の	(同上)	合併後の信託会社は 合併後の信託会社は 合併後の信託会社は において転換をする協同 において転換をする協同 でありる。	
換について異議を述べた受益者がある場合について法第三十八条第法第六十三条において信託業務を営む協同組織金融機関がする転・7 (同上)	類 第五十九条第一項の転	(同上)	(同上)   合併後の信託会社は   気み替える字句   (同上)   合併後の信託会社は   転換後信用金庫は   て同じ。)の   て同じ。)の   で同じ。)の   でのでしじ。)の   でのでしじ。)の   でのじじ。)の   でのじじ。)の   でのじじ。)の   でのでしい	<b>- - - - - - - - - -</b>

預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)

第三十三条 法第百三十二条第五項の規定による請求について、同条) (信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え	第三十二条(略)(受益権の買取請求権を有する信託)	第三十一条 (略)い信託)(受託者の変更手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しな(受託者の変更手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しな	2 (略)  2 (略)  2 (略)  2 (略)  2 (略)  2 (略)	改正案
第三十三条 法第百三十二条第八項の規定による請求について、同条(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え)	第三十二条(同上)(新受託者の解任権を有しない信託)	第三十一条 (同上)信託)(受託者更迭手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない(受託者更迭手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない	2 (同上)  1 (同上)  2 (同上)  2 (同上)  2 (同上)  2 (同上)	現

る場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第七項において信託法 (平成十八年法律第百八号) の規定を準用す は、次の表のとおりとする。 第十項において会社法の規定を準用する場合における技術的読替え

「でサ 省付さける 打役的 言者 ラル	は言者 ブルーン グネクマオー	1 0 0 0	は、次の表のもおり	0 0 0	
読み替える信託法の	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える会社法の	読み替えられる字句	読み替える字句
規定			規定		
第百三条第六項	第四項の規定による	預金保険法第百三十	第八百六十八条第一	会社	新受託者
	通知又は前項の規定	二条第二項に規定す	項		
	による公告の日	る異議のある者が異	第八百七十条第四号	第百十七条第二項、	預金保険法第百三十
		議を述べた日		第百十九条第二項、	二条第八項
				第百七十二条第一項	
第百三条第七項、第	受託者	新受託者		、第百九十三条第二	
百四条第一項、第二				項(第百九十四条第	
項、第八項及び第九				四項において準用す	
項並びに第二百六十				る場合を含む。)、	
二条第一項及び第二				第四百七十条第二項	
項				、第七百七十八条第	
				二項、第七百八十六	
				条第二項、第七百八	

第八百七条第二項又

百九十八条第二項、

は第八百九条第二項

株式又は新株予約権

受益権

(当該新株予約権が

十八条第二項、第七

	<u>ಕ್ಕ್ )</u>	きは、当該社債を含	りの請求があったと	ついての社債の買取	新株予約権付社債に	場合において、当該	付されたものである	新株予約権付社債に

農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一号)

)(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え	第四十条 (略) (受益権の買取請求のできる信託)	第三十九条 (略)   「(受託者の変更手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しな	2 (略) 四个六 (略)	されたものに限る。)についての信託契約に係る収益の分配八年法律第四十三号)第六条の規定により利益を補足する契約が三 金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十一・二 (略)	六条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲昇上含まれる利息等)	改正案
(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え)	第四十条(同上)(新受託者の解任権を有しない信託)	第三十九条 (同上) 信託) (受託者更迭手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない	2 (同上) 四个六 (同上)	約がされたものに限る。)についての信託契約に係る収益の分配八年法律第四十三号)第五条ノ四の規定により利益を補足する契三 金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十一・二 (同上)	第十条(同上)(保険金額の計算上含まれる利息等)	現

受言者更近を中山し		
受化が可といっとし、第一項の規定による		
	たとき	項
農水産業協同組合貯	事業譲渡等を中止し	第四百六十九条第七
	び種類ごとの数)	
	ては、株式の種類及	
び種類ごとの数	株式発行会社にあっ	
係る受益権の種類及	係る株式の数 (種類	
十日以内		
た日から起算して二		
第五項の異議を述べ	日の前日までの間	
金保険法第百十五条	前の日から効力発生	項
農水産業協同組合貯	効力発生日の二十日	第四百六十九条第五
		規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の

		第八百七十条第四号 第二章	第八百六十八条第一 会		第四百七十条第一項
二項、第七百八十六 る場合を含む。)、 第四百七十条第二項 第四百七十条第二項	第百七十二条第二項、第百十九条第二項、	第百十七条第二項、	会社別発生日		効力発生日
項	する第四百七十条第金保険法第百十五条	農水産業協司組合貯留・現に規定する新第一項に規定する新ののでは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	農水産業協同組合貯	(以下この条におりて二十日を経過した)で「経過日」といって「経過日」といって、	同条第五項の異議を

は第八百九条第二項	第八百七条第二項又	百九十八条第二項、	十八条第二項、第七	条第二項、第七百八

労働金庫法施行令 (
4
~
$\overline{}$
昭
昭和五
札
+
一
昭和五十七年政
上
L
午
年政
正力
땃
今
$\simeq$
筆
令第四
ĮΝ
┰
十六
<u>.</u>
/\
一六号
5
ت

本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項別定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合にお四号)第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の四号)第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の「号に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十二号に掲げる業務に関しることができる会社とみなす。この場合にお「明正の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の	政下「金庫」と総称する。)の業務に係る多数人を相手方とする定い、第二条 法第五十七条第二項(法第六十二条の五第四項、第六十二条の元第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。)並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)がの第十一条までにおいて「銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会(保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会(保護預り契約に係る債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。
第三条の二 (新設)	現 行

の下欄の字句と読み替えるものとする。条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表は「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるの

	1又	
	役、会計参与又は監	六 項第 八 号
理事又は監事	取締役若しくは執行	第五十条の二第
		六項第二号
出資の総額	資本金の額	第五十条の二第
		三項第七号
事務所	営業所	第五十条の二第
	る社員)	
	っては業務を執行す	
	行役、持分会社にあ	
	っては取締役及び執	
	委員会設置会社にあ	三項第三号
理事及び監事	取締役及び監査役(	第五十条の二第
		三項第二号
出資の総額	資本金の額	第五十条の二第
		三項第一号
名称	商号	第五十条の二第
		業法の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える信託
	の下欄の字句と読み替えるものとする。	の下欄の字句と詩

取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
事務		
立ち入らせ、これらの		
事務所その他の施設に	これらの事務	
らの業務		
所に立ち入らせ、これ		
の営業所若しくは事務		項
子会社とする持株会社		十二条第一項の
しくは当該信託会社を		十二項の表第四
営業所その他の施設若	これらの業務	第五十条の二第
		項
		十一条第三項の
		十二項の表第四
行うすべての事務所	行うすべての営業所	第五十条の二第
	業務を執行する社員	二号の項
理事又は監事	若しくは監査役又は	十一条第二項第
又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
		Ιţ
		十四条第一項の
		十二項の表第三
行うすべての事務所	行うすべての営業所	第五十条の二第

			T古	$\perp$	
法第五十八条の			項	-五条第二項の	-   項の表第四
法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、	業務を執行する社員	若しくは監査役又は			
務に関しては、地方財政法		理事又は監事			、会計参与又は監査役

江を受けることができる会社又は銀行とみなす。 三条の三第五項その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管の他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管の他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けるこ準用する場合を含む。)の適用については、労働金庫連合会を同法信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において3 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債 2

とができる会社とみなす。

第十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第一条第一項第二号(同令4)法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、社債等登録

るものとする。 立中「銀行事業」とあるのは「労働金庫連合会ノ業務」と読み替え 第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受 第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受 第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受 はることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本 できる会社とみなす。この場合において、同法第六条本 できる会社とみなす。この場合において、同法第六条本 はることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本 できる会社とみなす。この場合において、回法第一項の規定においては、担保付社債

第十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第一条第一項第二号(同令3 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、社債等登録

さる会社とみなす。	労働金庫連合会を同号の規定により主務大臣が指定することがで

きる会社とみなす。

全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令(平成元年政令第二百十八号)

11日で土区とでは作用公理選合での11日近台で作の30年に同では正式	《 ~ 5 月 5 年 四 4 9 二 日 一	<b>ノ</b> 元	
改正案		現	行
第二十条 (略)	第二十条 (同上)		
(信託財産に属する全国連合会債についての対抗要件等)			
第二十条の二 全国連合会債については、当該全国連合会債が信託財	(新設)		
産に属する旨を全国連合会債原簿に記載し、又は記録しなければ、			
当該全国連合会債が信託財産に属することを全国連合会その他の第			
三者に対抗することができない。			
2 第九条第一項第四号の全国連合会債の債権者は、その有する全国			
連合会債が信託財産に属するときは、全国連合会に対し、その旨を			
全国連合会債原簿に記載し、又は記録することを請求することがで			
きる。			
3 全国連合会債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合			
における第十五条第一項及び法第五十四条の十五第二項の規定の適			
用については、第十五条第一項中「全国連合会債原簿記載事項」と			
あるのは「全国連合会債原簿記載事項(当該全国連合会債の債権者			
の有する全国連合会債が信託財産に属する旨を含む。)」と、法第			
五十四条の十五第二項中「記録された全国連合会債原簿記載事項」			
とあるのは「記録された全国連合会債原簿記載事項(当該全国連合			
会債の債権者の有する全国連合会債が信託財産に属する旨を含む。			
)」とする。			

4 前三項の規定は、全国連合会債の債券を発行する旨の定めがある

全国連合会債については、適用しない。

(適用除外)

に第二十条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。 第十六条第一項及び第二項、第十八条第一項、第十九条第一項並び九条第一項を四号及び第五号、第十三条第一項、第十五条第一項、第二十五条 社債等振替法の適用がある全国連合会債については、第

(適用除外)

第十六条第一項及び第二項、第十八条第一項並びに第十九条第一項九条第一項第四号及び第五号、第十三条第一項、第十五条第一項、第二十五条(社債等振替法の適用がある全国連合会債については、第

の規定は、適用しない。

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)

(営業保証金に係る権利の実行の手続)	(営業保証金に係る権利の実行の手続)
二・三(同上)	二・三(略)
金融機関のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託業務を営む	金融機関のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託業務を営む
一 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規。	法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規。
、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない一険会社等を含む。)その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし	、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない険会社等を含む。)その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし
条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保行、信用金庫、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二	条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保行、信用金庫、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二
る信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀第五条(信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用す)	る信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀第五条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用す
(営業保証金に代わる契約の内容)	(営業保証金に代わる契約の内容)
千五百万円とする。	千五百万円とする。第百五十四号)第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二
第四条 法第四条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律(信託業務を営む金融機関の営業保証金の額)	第四条 法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律(信託業務を営む金融機関の営業保証金の額)
現行	改正案

庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。 権利(以下この条において「権利」という。)を有する者は、金融第六条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の「第

2 金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て 2 金融庁長官は、前項の申立でがあった場合において、当該申立て 2 金融庁長官は、前項の申立では、当該申立で 2 金融庁長官は、前項の申立では、当該申立では、1 金融庁長官は、1 金融庁長日は、1 金融庁よりは、1 金融庁長日は、1 金融庁長日は、1 金融庁長日は、1 金融庁長日は、1 金融庁長日は、1 金融庁長日は、1 金融庁よりは、1 金融庁よりは、1 金融庁よりは、1 金融庁よりは、1 金融庁長日は、1 金融庁よりは、1 金融庁長日は、1 金融庁よりは、1 金融

)~7 (略)

### ( 営業保証金の取戻し)

て取り戻すことができる。
、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受け務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業

一 信託業務を営む金融機関の本店等 ( 信託業務を営む金融機関の

| 庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。| 権利(以下この条において「権利」という。)を有する者は、金融|第六条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の

金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。) に通知と言葉保証金の全部を供託している場合にあっては、当該信託業務を営む金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。) に通知と言葉保証金の全部を供託している場合にあっては、当該信託業務を営む金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。) に通知し営が金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。) に通知し営が金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。) に通知し営が金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。) に通知し営がる融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。) に通知し営の単立でがあった場合において、当該申立て金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て金融庁長官は、前項の申立てがあった場合において、当該申立て金融庁長官は、前項の申立でがあった場合において、当該申立で金融庁長官は、第2000年によりまする。

3~7 (同上)

### (営業保証金の取戻し)

て取り戻すことができる。
、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受け務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業

| 信託業務を営む金融機関の本店等 ( 信託業務を営む金融機関の

部を供託した場合。のは、おの、当該変更後の供託所に営業保証金の全の供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定す項並びに第十六条第二項において同じ。)の位置の変更により法本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四

イ 法第十条の規定により法第一条第一項の認可が取り消された

失った場合
「法第十一条の規定により法第一条第一項の認可がその効力を」

2

又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。 供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額 (契約金額(同項に規定する契約金額をいう。以下この項 において同じ。)を含む。)が同条第一項及び第二項の規定により において同じ。)を含む。)が同条第一項及び第二項の規定により において同じ。)を含む。)が同条第一項及び第二項の規定により において同じ。)を含む。)が同条第一項及び第二項の規定により において同じ。)を含む。)が同条第一項及び第二項の規定により に言業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が法第 に言業保証金を対した額の範囲内において、その旨を金融機関が法第 に言業保証金を対した額の範囲内において、その超える額の全部 から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部 がら契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部 がら契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部 に言業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関のため

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

部を供託した場合 の供託所に営業保証金の全る供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全第四条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定す項並びに第十六条第二項において同じ。)の位置の変更により法本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四

の移転が終了した場合に場合において、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者へた場合において、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者へ法第八条ノ三の規定により法第一条第一項の認可を取り消され

2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のため2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のため2 信託業務を営む金融機関のため2 信託業務を営む金融機関のため2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のため2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のため2 において同じ。)を含む。)が同条第一項及び第二項の規定によりにおいて同じ。)を含む。)が同条第一項及び第二項の規定によりにおいて一番で、金融では、当該信託業務を営む金融機関が法第の合列を発出のでは、当該信託業務を営む金融機関のため2 においてできる。

、次に掲げるものとする。「に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は第八条」法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項

おいて同じ。)又は使用人はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十条に人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又

| 当該委託者の子法人等

一 当該委託者を子法人等とする親法人等

及び前二号に掲げる者を除く。)四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該委託者

ゴ 当該委託者を子法人等と

げる者を除く。) 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等 (前号に掲へ)

七 当該委託者の特定個人株主

「託者を除く。以下この号において「法人等」という。)がる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委べが号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準

十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七位にあっては、株主総会において決議をすることができる事項社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項が過過であり、

- 二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等口が問号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の
- に掲げるものとする。 定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規
- 当該受託者の子法人等当該受託者の役員又は使用人
- 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 及び前二号に掲げる者を除く。)当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該受託者)

兀

五 当該受託者の関連法人等

げる者を除く。) 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等 (前号に掲

当該受託者の特定個人株主

ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受、前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準

託者を除く。

以下この号において「法人等」という。)

及び関連法人等を含む。) 五十を超える議決権を保有する法人等 (当該法人等の子法人等) 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

- 二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の
- 3 含む。 ている場合における当該他の法人等は、 等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配し 関を支配されている他の法人等をいう。 次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機 配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、 機関をいう。 営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを みなす。 前 )をいう。 |項に規定する「親法人等」とは、 以下この項において「意思決定機関」という。 以下この項及び次項において同じ。 他の法人等(会社、 その親法人等の子法人等と この場合において、 の財務及び 前二項及び 組合そ 親法人 )を支
- 4 事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法 供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、 職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらで あった者の就任、 法人等の子法人等を含む。 人等 (子法人等を除く。 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、 融資、 債務の保証若しくは担保の提供、 )として内閣府令で定めるものをいう。 )が出資、 取締役その他これに準ずる役 財務及び営業又は 法人等 技術の提 '(当該
- 第五条第五項に規定する対象議決権をいう。)を保有する個人をい又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権(信託業法第一項及び第二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主

ý

(情報通信の技術を利用する方法)

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示しめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法(以供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじま1条第一信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する

項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 ・い旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第二条第一項に おいて準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を おいて準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を ではならない。ただし、当該委託者に対し、法第二条第一項に はているの規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委 2

( 信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)

第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。第十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項

(情報通信の技術を利用する方法)

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示しめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法(以供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじの信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提第八条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用す

項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前おいて準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供をい旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第四条第一項に託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けな計項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委

(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)

第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項

## 信託業務を営む金融機関の役員又は使用人

において同じ。) 又は使用人)、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。「信託業務を営む金融機関の役員(取締役、執行役、会計参与(

掲げる要件のいずれかに該当する者 信託業務を営む金融機関の経営を支配しているものとして次に

不 次に掲げる者が保有している当該信託業務を営む金融機関の不 次に掲げる者が保有している当該信託業務を営む金融機関である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産といて所有する株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権(以下この項において単に「議決権」という。)の数の合計が、当該信託業務を営む金融機関の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権(以下この項において単に「議決権」という。)の数の合計が、当該信託業務を営む金融機関の総株主又は総出資者の同項に規定する諸決権(以下この項において単に「議決権」という。)の数の合計が、当する議決権(以下この項において単に「議決権」という。)の数の合計が、当する議決権(以下この項において単に「議決権」という。)の数の合計が、当する議決権(以下この項において単に「議決権」という。)のする議決権(以下この項において単に「議決権」という。)の対象を営む金融機関のイー次に掲げる者が保有している当該信託業務を営む金融機関の対象に表する。

#### 当該者

を保有している者をいう。次号において同じ。)人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権」という。)である場合におけるその役員及び主要株主(法当該者が法人その他の団体(以下この項において「法人等

兀 三項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。) (当該信託業務を営む金融機関及び前二号に掲げる者を除く。) 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等の子法人等 (新設) のとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等 ること。 ること。 関に指図することができるものを除く。)の数の合計が、当該 その代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めてい った者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又は 法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えてい 者が行使し、 る者にあっては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産とし て所有する株式又は出資に係る議決権であって委託者又は受益 おける当該法人等及びその役員 の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に 並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権 ( 当該信託業務を営む金融機関 当該信託業務を営む金融機関の役員及び主要株主 から 又は に掲げる者の親族 に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員 に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員 から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者 又はその行使について当該信託業務を営む金融機 までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であ に掲げ

務を受金融機関から信託業務の委託を受けた者」とする。   胡「信	同項中「信託業務を営む金融機関」とあるのは、「信託業務を営む  同項 ける当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、  ける当	業	信託業務を営む金融機関が法第二条第一項において準用する信託 2.信託二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等	前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の	及び関連法人等を含む。)	五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等	前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の	務を営む金融機関を除く。以下この号において「法人等」という	ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、信託業	前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準 (新設)	する特定個人株主をいう。)	信託業務を営む金融機関の特定個人株主(第八条第五項に規定 (新設)	等(前号に掲げる者を除く。)	信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等の関連法人 (新設)	る関連法人等をいう。以下この項において同じ。)	信言義教を営む会局核関の関連法プ争(第ノ会領区項に対策で)(余記)
務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者の」とする。同項第二号イ中「信託業務を営む金融機関の」とあるのは「信託業は「信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者」と、	同項(第二号イを除く。)中「信託業務を営む金融機関」とあるのける当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、	業法第二十二条第一項の規定により信託業務の委託をした場合にお	信託業務を営む金融機関が法第四条第一項において準用する信託							設)		設)		议)		部)

### (説明書類に関する規定)

第七十八条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定第十一条(法第二条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法)

| \_ \_ \_ (略)

とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

提供しようとする場合について準用する。
する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を項の規定により準用する信託業法第百五条第二項の規定により適用第十二条。第九条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第二条第三

同一人に対する信用の供与)

金(貸出金として内閣府令で定めるものをいう。)を含むものとす金(貸出金として内閣府令で定めるものをいう。)を含むものとす場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出場十三条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託(貸付信第十三条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託(法第一

一~八 (略)

(説明書類に関する規定)

七十八条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定と第十条 法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第

する。

9 %

|~四 (同上)

(情報通信の技術を利用する方法)

提供しようとする場合について準用する。する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を項の規定により準用する信託業法第百五条第二項の規定により適用第十一条(第八条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第四条第三

(同一人に対する信用の供与)

|〜八 (同上)

(合併等の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

を営む次の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併又は会社分第十三条 法第六条第一項に規定する政令で定める規定は、信託業務

割の決議をした場合について、当該各号に定める規定とする。

- 年法律第八十六号)第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二一第二条第一号又は第二号に掲げる金融機関(会社法(平成十七)
- | 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法第六十項又は第八百十条第二項
- 項において準用する同法第五十二条第二項 一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四
- 四項において準用する同法第五十七条第二項十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第三 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法第六
- 三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十四、第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関、中小企業等協同
- 八年法律第百十八号)第十二条第一項業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成五)第二条第六号に掲げる金融機関(農林中央金庫及び特定農水産
- 第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第二項六、第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関、農業協同組合法
- 、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含関、水産業協同組合法第六十九条第四項(同法第九十二条第五項七)第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機

## (金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

げるものとする。第十四条、法第十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲

#### 一 (略)

二 法第十条の規定による法第一条第一項の認可の取消し

# (信託業務を営む金融機関に関する権限の財務局長への委任)

に委任する。ただし、第四号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という第十五条 法第十四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権 第

## 一 法第三条及び第五条第一項の規定による認可

官が自ら行うことを妨げない。

五項及び第八項並びに法第八条第一項、第二項及び第四項の規定二 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項、第

#### による届出の受理

# 四 法第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項の

### 。 ) において準用する同法第五十三条第二項

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

掲げるものとする。第十四条 法第九条ノ二第一項に規定する政令で定めるものは、次に

#### (同上)

法第八条ノ三の規定による法第一条第一項の認可の取消し

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

## 一 法第五条及び第五条ノ三第一項の規定による認可

五項及び第八項の規定による届出の受理 一 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項、第

#### 

# 四 法第四条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項の

規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

五 法第七条の規定による業務報告書の受理

六 法第九条の規定による命令 (信託業務の全部又は一部の停止の

命令を除く

(削る)

七・八 (略)

では、このはのできる。 を関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を財務局長のほか、当該支店等の所在地(当該信託業務を営む金融機関を子会社(信託業法第五条第六項に規定する下「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は国語に規定する関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引を対象を営む金融機関に係るものを除く。)で信託業務を営む金融機関に係るものを除く。)で信託業務を営む金融機関に係るものを除く。)で信託業務を営む金融機関に係るものを除く。)で信託業務を営む金融機関の本語等の場合にあっては、その住所又は居所)を関と取引を対象を対象に対象を関しては、当該信託業務を営む金融機関の上に対象を関しては、その住所又は居所)を関といる。)では、対象に対象を関する。)では、対象を関する。)では、対象を関する。)では、対象を関する。)では、対象を関する。)では、対象を関する。)では、対象を関する。)では、対象を関する。)では、対象を関する。

3~5 (略)

(信託業務を営む金融機関の主要株主に関する権限の財務局長への

委任)

質問及び立入検査の権限は、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭法第四十二条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに第十六条 長官権限のうち、法第二条第一項において準用する信託業

法第八条の規定による業務報告書の受理規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

六 法第八条ノ二の規定による命令

五

法第八条ノ三の規定による信託業務の停止の命令

七

八・九 (同上)

管轄する財務局長も行うことができる。 管轄する財務局長も行うことができる。 管轄する財務局長も行うことができる。 前項第四号に掲げる権限 (前項に規定する金融庁長官の指定する前項第四号に掲げる権限 (前項に規定する金融庁長官の指定する者が個人の場合にあっては、その住所又は当該信託業務を営む金融機関を子会社(信託業法第五条第六項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地(当該信託業務を営む金融機関とその業務に関して取引をする者又は当該信融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託業務を営む金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託業務を営む金融機関の本店等以外の支店等の所在地(当該信託業務を営む金融機関の本店等以外の支店等の所在地(当該信託業務を営む金融機関という。)とする場所である。

3~5 (同上)

質問及び立入検査の権限は、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭法第四十二条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに第十六条 長官権限のうち、法第四条第一項において準用する信託業

2 • 3 場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長に、非居 にあっては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地(個人の 住者をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に関するもの ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。 住者をいう。)に関するものにあっては関東財務局長に委任する。 住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居 和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居 (略)

住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居 住者をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に関するもの 和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居 住者をいう。)に関するものにあっては関東財務局長に委任する。 場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長に、非居 にあっては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地 (個人の ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 • 3 (同上)

水産業協同組合法施行令 (平成五年政令第三百二十八号)

三項第三号   すては取締役及び執   三項第三号   委員会設置会社にあ 並びに監事   軍事及び経営管理委員	第六項第二号 三項第二号及び 当資の総額 出資の総額	三項第一号 名称 名称	業法の規定 読み替える信託 読み替えられる字句 読み替える字句	字句とする。の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる	きる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法業協同組合連合会を同祭第一項の規定により登録を受けることかて		年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、漁業十七条第五項第二号に掲げる事業に関しては、信託業法(平成十六	二号、第八十七条第六項第二号、第九十三条第四項第二号又は第九第一条 水産業協同組合法 (以下「法」という。)第十一条第五項第	(信託に係る事務に関する事業に関する法令の適用)	改正案
										現

		条第三項の項
		項及び第四十一
		十四条第一項の
		十二項の表第三
行うすべての事務所	行うすべての営業所	第五十条の二第
		十一条第一項
		より適用する第
		十二項の規定に
主たる事務所	本店	第五十条の二第
	查役	
委員又は監事	役、会計参与又は監	六項第八号
理事若しくは経営管理	取締役若しくは執行	第五十条の二第
		三項
		る第三十四条第
		定により適用す
		条第十二項の規
		三項第七号、同
事務所	営業所	第五十条の二第
	る社員)	
	っては業務を執行す	
	行役、持分会社にあ	

委員又は監事	業務を執行する社員	項
理事若しくは経営管理	若しくは監査役又は	十五条第二項の
、会計参与又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
立ち入らせ、その事務		
事務所その他の施設に	これらの事務	
らの業務		
所に立ち入らせ、これ		
の営業所若しくは事務		項
子会社とする持株会社		十二条第一項の
しくは当該信託会社を		十二項の表第四
営業所その他の施設若	これらの業務	第五十条の二第
委員又は監事	業務を執行する社員	
理事若しくは経営管理	若しくは監査役又は	
		二号の項
		十一条第二項第
又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第

(漁業協同組合の員外利用額の限度の特例)

第一項第七号の事業のうち販売に係るものとする。 第一条の二 法第十一条第七項ただし書の政令で定める事業は、同条

(漁業協同組合の員外利用額の限度の特例)

売に係るものとする。 ただし書の政令で定める事業は、同条第一項第七号の事業のうち販第一条 水産業協同組合法 (以下「法」という。)第十一条第六項

用する事業の分量の総額に二を乗じて得た額とする。いて当該漁業協同組合の組合員及び他の漁業協同組合の組合員が利2.法第十一条第七項ただし書の政令で定める額は、一事業年度にお

(地方公共団体に対する資金の貸付け等)

期限が十年以内の資金の貸付けとする。
七条第九項第一号及び第二号の政令で定める資金の貸付けは、償還一号及び第二号、第九十三条第八項第一号及び第二号並びに第九十第二条 法第十一条第九項第一号及び第二号、第八十七条第十一項第 気

- 、次に掲げる資金であってその貸付けに係る償還期限が十年以内の条第八項第三号及び第九十七条第九項第三号の政令で定める資金は2 法第十一条第九項第三号、第八十七条第十一項第三号、第九十三
- 一・二 (略)

ものとする。

(水産加工業協同組合の員外利用割合の限度の特例)

条第一項第五号の事業のうち販売に係るものとする。第二十四条、法第九十三条第六項ただし書の政令で定める事業は、同

用する事業の分量の総額に二を乗じて得た額とする。いて当該漁業協同組合の組合員及び他の漁業協同組合の組合員が利2 法第十一条第六項ただし書の政令で定める額は、一事業年度にお

(地方公共団体に対する資金の貸付け等)

限が十年以内の資金の貸付けとする。条第八項第一号及び第二号の政令で定める資金の貸付けは、償還期号及び第二号、第九十三条第七項第一号及び第二号並びに第九十七第二条 法第十一条第八項第一号及び第二号、第八十七条第十項第一

- のとする。

  次に掲げる資金であってその貸付けに係る償還期限が十年以内のも第七項第三号及び第九十七条第八項第三号の政令で定める資金は、2 法第十一条第八項第三号、第八十七条第十項第三号、第九十三条
- 一・二 (略)

(水産加工業協同組合の員外利用割合の限度の特例)

条第一項第五号の事業のうち販売に係るものとする。第二十四条 法第九十三条第五項ただし書の政令で定める事業は、同

| とする。 | 2 法第九十三条第五項ただし書の政令で定める割合は、百分の二百 |

保険業法施行令(平成七年政令第四百二
~
$\overline{}$
_
44
<u> </u>
עכל
Ĥ
T
左
4
形力
ᄣ
4
~~
弗
í
Ľ
占
_
$\overline{}$
+
十五号)
$\pm$
一
亏
こ
_

。)を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に	要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険
十一項に規定する議決権をいう。第十三条の七を除き、以下同じ	十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。) を保有する保険主
九(当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権(法第二条第)	九(当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権(法第二条第)
に掲げる関連法人等を除く。)	に掲げる者を除く。)
八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等 (第六号	八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等 (第六号
	る当該他の法人等
	次項及び第三項において同じ。)の関連法人等である場合におけ
該他の法人等	事業体 (外国におけるこれらに相当するものを含む。) をいう。
七 当該保険会社が他の法人等の関連法人等である場合における当	七 当該保険会社が他の法人等(会社、組合その他これらに準ずる
六 (同上)	六 (略)
会社及び前各号に掲げるものを除く。)	会社及び前各号に掲げる者を除く。)
五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等 (当該保険	五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等 (当該保険
四 (同上)	四 (略)
三 当該保険会社の子法人等 (前二号に掲げるものを除く。)	三 当該保険会社の子法人等(前二号に掲げる者を除く。)
会社及び前号に掲げる会社を除く。)	会社及び前号に掲げる者を除く。)
二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社 (当該保険	当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社 (当該保険
一 (同上)	一 (略)
る者は、次に掲げる者とする。	る者は、次に掲げる者とする。
第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のあ	第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のあ
(保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等)	(保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等)
現行	改正案

いう。)

いう。)

に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。)に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの(個人に限る。

イ・ロ (略)

合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。 は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関を立れている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び方されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配して内閣府令で定めるものをいい、前項及び次項に規 されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び 2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等の財務及び営業又 2

3・4 (略)

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、社債等登録法(昭第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保

において「法人等」という。) のを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するも特定個人保険主要株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超え

イ・ロ (同上)

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等(会社、組合そのおける当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この項において「意思決定機関」という。)を支配関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。)を支配関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。)を支配対している法人等をいう。この場合において同じ。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関を対している法人等で定めるものをいい、前項に規定する機関におけるこれらに相当するものを含めている場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3・4 (同上)

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

年法律第六十二号)及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産二属ス付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、信託法(大正十一第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保

「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。、、十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞか、十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社では、昭和三十三年政令第百八十七号)とし、法第第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)及び

### (保険金請求権等の範囲)

ものとする。 条第二項の規定による公告の時において既に生じているものに限る第十一条 法第七十条第五項から第七項までの保険金請求権等は、同

### ( 保険金請求権等の範囲)

| 同条第二項の規定による公告の時において既に生じているものに限第十二条| 法第八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、

るものとする。

## ( 社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の

限るものとする。
、同条第二項の規定による公告の時において既に生じているものに第十一条 法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は

### (保険金請求権等の範囲)

| いるものに限るものとする。| は、法第八十八条第二項の規定による公告の時において既に生じて| 第十二条 法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等

## (社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の

編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については当該各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、

一 地方財政法施行令 (昭和二十三年政令第二百六十七号)、国民 を受けることができる会社又は銀行)とみなす。 を受けることができる会社又は銀行)とみなす。 を受けることができる会社又は銀行)とみなす。 を受けることができる会社又は銀行)とみなす。 という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託の表託」という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託との場合により。)の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行そのおいる。 を受けることができる会社又は銀行)とみなす。

はた。保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみむ。)の適用については、相互会社を同法第三条の規定により担一 担保付社債信託法の規定 (他の法令において準用する場合を含一

三 (略)

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十三条の五の二(法第九十九条第八項において準用する信託業法第)

編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、

等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の む。)の適用については、保険会社を同法第五条第一項の規定に 等の委託を受けることができる会社又は銀行)とみなす 委託を受けることができる銀行(相互会社にあっては、 発行その他の社債等に関する事務の委託(以下この号において「 るのは、「保険会社ノ業務」とする。 社債募集等の委託」という。) に関して規定するものの社債募集 この号において同じ。) の募集若しくは管理の委託又は社債等の の他の法令で社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下 行とみなす。 より担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる銀 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含 、国民生活金融公庫法 (昭和二十四年法律第四十九号) 及びそ 会社法、地方財政法施行令 (昭和二十三年政令第二百六十七号 この場合において、 同法第六条中 「銀行事業」とあ 社債募集

三 (同上)

(新設)

| 令で定める者は、次に掲げるものとする。 | 二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政

- う。以下この条及び第十三条の七において同じ。) 又は使用人務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者をい一 当該委託者の役員 (取締役、執行役、会計参与若しくはその職
- をいう。以下同じ。) 当該委託者の子法人等 (第二条の三第二項に規定する子法人等)
- 及び前二号に掲げる者を除く。) 四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該委託者

- 七 当該委託者の特定個人株主

- 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百

### 分の五十以下の議決権を保有する法人等

- 、次に掲げるものとする。
  「規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項
- | 当該受託者の役員又は使用人
- 一当該受託者の子法人等
- 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 及び前二号に掲げる者を除く。)四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該受託者
- 五 当該受託者を子法人等と
- 託者を除く。以下この号において「法人等」という。)ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準
- 分の五十以下の議決権を保有する法人等口が司号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百
- の百分の五十を超える対象議決権(信託業法第五条第五項に規定す前二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主等の議決権

## る対象議決権をいう。) を保有する個人をいう。

(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の)

範囲)

| 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員又は使用人

[2]団)(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の

範囲)

| 九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とす第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十

ಠ್ಠ

に類する役職にある者をいう。以下この項において同じ。) 又は、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれら

保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員(取締役

執行役

使用人

 $\equiv$ 

保険金信託業務を行う生命保険会社等の子法人等

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の経営を支配しているも

のとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

保険会社等に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権(一人)次に掲げる者が保有している当該保険金信託業務を行う生命

項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等にに掲げる者が同法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六

を受けて信託業務を営む金融機関 (以下この号において「信託関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可

資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権であって委託又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出業務を営む金融機関」という。)である場合にあっては、金銭

者又は受益者が行使し、

又はその行使について当該信託会社、

73

五十を超えていること。
、決権(以下この項において単に「議決権」という。)の百分の行う生命保険会社等の総株主又は総出資者の同項に規定する議ができるものを除く。)の数の合計が、当該保険金信託業務を外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図すること

#### 当該者

を保有している者をいう。次号において同じ。) 人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権」という。) である場合におけるその役員及び主要株主 (法当該者が法人その他の団体 (以下この項において「法人等

### 又は に掲げる者の親族

) 及びその役員 さいに当該主要株主が法人等である場合におけるその役員 がは当該主要株主の関係親法人等(法人等が他の法人等の がいに当該主要株主が法人等である場合におけるその役員

おける当該法人等及びその役員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合にから、までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者

保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権をに掲げる法人等の関係子法人等(法人等が他の法人等の

等

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人

じ。) 及びその役員ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同

ていること。

ていること。

ていること。

ていること。

ていること。

ていること。

ていること。

ていること。

でいること。

されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人三(保険金信託業務を行う生命保険会社等によってその経営が支配

等

十を超えていること。 十を超えていること。 十を超えていること。 十を超えていること。 十を超えていること。 十を超えていること。 十を超えていること。 十を超えていること。 十を超えていること。

- 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員及び主要当該保険金信託業務を行う生命保険会社等
- 又は に掲げる者の親族

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超え人等」という。) 信託業務を行う生命保険会社等を除く。以下この号において「法ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、保険金	八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準条の五の二第三項に規定する特定個人株主をいう。)	七(保険金信託業務を行う生命保険会社等の特定個人株主(第十三等の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)	六 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人	五(保険金信託業務を行う生命保険会社等の関連法人等)	二号に掲げる者を除く。)	等の子法人等(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等及び前	四 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人										
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)	ること。	その代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めてい	った者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又は	ローイ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であ	に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員	おける当該法人等及びその役員	の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に	から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者	並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員	に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員

人等を含む。)

分の五十以下の議決権を保有する法人等口「前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百

社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う生命保険会別で準用する信託業法第二十二条第一項の規定により保険金信託業名に設定した場合における当該委託を受けた者についての前項の名の規定により保険金信託業

険金信託業務の委託を受けた者」とする。

けた者の」とする。 保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者については、同項(第二号イを除く。)中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは「保険金信託業務を行う生命保険会信託業務の委託を受けた者」と、同項第二 の保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」と、同項第二 の保険会信託業務を行う生命保険会社等がら保険金信託業務を行う生命保険会社等がら保険金信託業務を行う生命保険会社等がら保険金信託業務を行う生命保険会社等がら保険金信託業務を行う生命保険会社等がら保険金信託業務を行う生命保険会社等がら保険金信託業務の委託を受けた者の」とあるのは「保険金信託業務を行う生命保険会社等がら保険金信託業務の委託を受けた者の」とあるのは「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者の」とあるのは「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者の」とあるのは「保険金信託業務の委託を受けた者」と、同項第二を開発の表記を受けた者により、「保険金信託業務の委託を受けた者」といる。

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のあ

る者は、次に掲げる者とする。

|〜三 (略)

四 前号に掲げる者の子会社 (当該保険会社及び第一号に掲げる者

を除く。)

五 当該保険会社の子法人等<br />
(第一号に掲げる者を除く。

(保険会社の特定関係者)

る者は、次に掲げる者とする。第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のあ

|〜三 (同上)

四)前号に掲げる保険持株会社の子会社であって、当該保険会社及

等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。) であって五 当該保険会社の子法人等 (第二条の三第二項に規定する子法人び第一号に掲げる会社以外の会社

第一号に掲げる会社以外の者

六 掲げる者を除く。 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二号及び第三号に

六

当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二条の三第二項に

七 会社及び前各号に掲げる者を除く。 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険

八 当該保険会社の関連法人等

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に

+ (略)

掲げる者を除く。

( 消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読

替え)

第十七条の五 法第百六十五条の七第四項の規定において同条第一項 術的読替えは、 ら第八項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技 の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第六項か 次の表のとおりとする。

規定 第七十条第六項 読み替える法の (略) 第六十九条第 字句 読み替えられる 項 8 読み替える字句 第百六十五条の三第 略 項

> じ。) であって、 規定する親法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同 る保険持株会社以外の者 第二号に掲げる保険主要株主及び第三号に掲げ

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等であって、

当該保険会社及び前各号に掲げるもの以外の者

八

九 法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等であって 当該保険会社の関連法人等 (第二条の三第三項に規定する関連

+ (同上)

前号に掲げる関連法人等以外の者

( 消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読

替え)

第十七条の五 ら第九項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技 の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第七項か 法第百六十五条の七第四項の規定において同条第一項

術的読替えは、次の表のとおりとする。

	第七十条第七項	(同上)	規定	読み替える法の
項	第六十九条第一	(同上)	字句	読み替えられる
	第百六十五条の三第一項	(同上)		読み替える字句

		第七十条第六項	(略)	規定	読み替える法の	定に係る技術的な	において準用する	いて法第百六十二	3 法第百六十五	第十七条の七 1	(吸収合併存続	のとする。	5	第十七条の六・法院	、呆倹金青杉権等の範囲で		及び第八項	第七十条第七項
	項	第六十九条第一	(略)	字句	読み替えられる	定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	ら第八項までの規	五条の七第四項の規	条の十二の規定にお	1 · 2 (略)	株式会社について準	よる公告の時におい	七項までの保険金請	第百六十五条の七第	<b>寺</b> の範囲ン			前各項
		第百六十五条の十第一項	(略)		読み替える字句	とおりとする。		こおハて隼甲する去第七十条第四頁及び第六頁から第八頁までカ現いて法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項	法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社につ	笋	(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)	のとする。	条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第百六十五条の七条のでは、	法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十一株等の筆度)		項まで	六十五条の七第一項から第三	第四項から前項まで及び第百
		第七十条第七項	(同上)	規定	読み替える法の	定に係る技術的	において準用す	いて法第百六十	3 法第百六十五	第十七条の七 1	(吸収合併存続	るものとする。	第	第十七条の六の法	7 呆安守青花雀		及び第九項	第七十条第八項
	項	第六十九条第一	(同上)	字句	読み替えられる	的読替えは、次の表のとおりとする。	する法第七十条第四項及び第七項から第九項までの規	十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項	五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社につ	2 (同上)	続株式会社について準用する法等の規定の読替え)	,規定による公告の時において既に生じているものに限	七項及び第八項の保険金請求権等は、法第百六十五条	法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十林等の筆匪)	を いっぱん でんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい			前各項
٦		第百六十五条の十第一項	(同上)		読み替える字句	とおりとも	及び第七	定を準用	いて吸収		用する法等	おいて既に	金請求権等	四頃におい		項まで	六十五条の七第一項から第三	第四項から前項まで及び第百

第七十条第七項

前各項

前三項及び第百六十五条の七

第七十条第八項

前各項

に第百六十五条の七第一項か第四項、第五項及び前項並び

第一項から第三項まで

(同上) (同上)
読み替える法の│読み替えられる
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
第八項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に
項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第七項
第十七条の十 法第百六十五条の十七第四項の規定において同条第一
(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読
いるものに限るものとする。
第百六十五条の七第二項の規定による公告の時において既に生じて
項の保険金請求権等は、法第百六十五条の十二において準用する法
条の七第四項において準用する法第七十条第五項、第七項及び第八
第十七条の八 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五
保険金請求権等の範囲)
第七十条第九項 前各項
組織変更

(略)	規定	読み替える法の	項の規定に係る技術的読替えは、	項において準用	いて法第百六十	2 法第百六十五	第十七条の十二	(吸収合併存続	に限るものとする。	条の十七第二項	八十八条第五項	第十七条の十一	(保険金請求権等の範囲)		項	第八十八条第九		項	第八十八条第七	項	第八十八条第六
(略)	字句	読み替えられる		項において準用する法第八十八条第四項、第六項、	五条の十七第四項の	条の二十の規定にお	(略)	相互会社について準	<b>ි</b>	の規定による公告の	から第七項までの保	法第百六十五条の十	等の範囲)			前各項			前各項	項	第八十六条第一
(略)		読み替える字句	次の表のとおりとする。	第七項及び第九の場合における同	2		吸収合併存続相互会社について準用する法の規定の読替え)		条の十七第二項の規定による公告の時において既に生じているもの   十五条	八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第百六十五	法第百六十五条の十七第四項において準用する法第		第三項まで	百六十五条の十七第一項から	第四項から第七項まで及び第		七第一項から第三項まで	前三項及び第百六十五条の十		第百六十五条の十六第一項	
(同上)	規定	読み替える法の	項の規定に係る:	項において準用	いて法第百六十		第十七条の十二	(吸収合併存続	ものに限るもの	十五条の十七第	八十八条第五項	第十七条の十一	(保険金請求権等の範囲)		項	第八十八条第十		項	第八十八条第八	項	第八十八条第七
(同上)	字句	読み替えられる	技術的読替えは、次	項において準用する法第八十八条第四項、第七項、	五条の十七第四項の	条の二十の規定にお	(同上)	相互会社について準	のとする。	二項の規定による公	、第七項及び第八項	法第百六十五条の十	等の範囲)			前各項			前各項	項	第八十六条第一
(同上)		読み替える字句	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	四項、第七項、第八項及び第十	十五条の十七第四項の規定を準用する場合における同	法第百六十五条の二十の規定において吸収合併存続相互会社につ		(吸収合併存続相互会社について準用する法の規定の読替え)		第二項の規定による公告の時において既に生じている	項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第百六	法第百六十五条の十七第四項において準用する法第		第三項まで	百六十五条の十七第一項から	第四項から第八項まで及び第	三項まで	六十五条の十七第一項から第	第四項から前項まで及び第百		第百六十五条の十六第一項

	項	第八十八条第九		項	第八十八条第七	項	第八十八条第六
		前各項	組織変更		前各項	項	第八十六条第一
第三項まで	百六十五条の十七第一項から	第四項から第七項まで及び第	吸収合併	七第一項から第三項まで	前三項及び第百六十五条の十		第百六十五条の十六第一項
	項	第八十八条第十		項	第八十八条第八	項	第八十八条第七
		前各項	組織変更		前各項	項	第八十六条第一

#### (保険金請求権等の範囲)

#### (保険金請求権等の範囲)

険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時において既に生第十七条の十五(法第百六十五条の二十四第五項から第七項までの保

じているものに限るものとする

#### (保険金請求権等の範囲)

第四項、

第五項、

第七項及び

吸収合併

から第三項まで

第八項並びに第百六十五条の

十七第一項から第三項まで

に第百六十五条の十七第一項

第四項、第五項及び前項並び

第百六十五条の十六第一項

#### (保険金請求権等の範囲)

に生じているものに限るものとする。の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時において既第十七条の十五 法第百六十五条の二十四第五項、第七項及び第八項

る会社法の規定の読替え) (相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用す

第十七条の十七 法第百七十一条の規定において法第百五十九条第一 び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的 第九百三十七条第三項 (第二号及び第三号に係る部分に限る。)及 項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに 読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
		言者 ジーングライ

(外国保険会社等の特殊関係者)

第二十九条 法第百九十四条本文に規定する政令で定める特殊の関係 のある者は、次に掲げる者とする。

三 前号に掲げる者の子法人等 (当該外国保険会社等及び第一号に

四 (略)

掲げる者を除く。

五 第二号に掲げる者の関連法人等 (前号に掲げる者を除く。

、保険金請求権等の範囲

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法 場合を含む。)において準用する法第七十条第六項、法第百六十五 第百六十五条の七第四項(法第百六十五条の十二において準用する

> る会社法の規定の読替え) (相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用す

第十七条の十七 法第百七十二条の規定において法第百五十九条第一 び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的 第九百三十七条第三項 (第二号及び第三号に係る部分に限る。)及 読替えは、 項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに 次の表のとおりとする。

(同上)	
(恒斗)	
(同上)	

(外国保険会社等の特殊関係者)

第二十九条 法第百九十四条本文に規定する政令で定める特殊の関係 のある者は、次に掲げる者とする。

\_ <u>:</u>

Ξ 前号に掲げる親法人等の子法人等(当該外国保険会社等及び第

四 (同上)

号に掲げる者を除く。)

五 第二号に掲げる親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人

等を除く。

(保険金請求権等の範囲

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法 場合を含む。) において準用する法第七十条第七項、法第百六十五 第百六十五条の七第四項(法第百六十五条の十二において準用する

権利とする。 二十四第六項に規定する政令で定める権利は、第三条各号に掲げるむ。)において準用する法第八十八条第六項又は法第百六十五条の条の十七第四項(法第百六十五条の二十において準用する場合を含

(少額短期保険業者の特定関係者)

に掲げる者とする。 第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次第三十八条の十 法第二百七十二条の十三第二項において準用する法 気

|〜三 (略)

掲げる者を除く。)四 前号に掲げる者の子会社 (当該少額短期保険業者及び第一号に

五 当該少額短期保険業者の子法人等(第一号に掲げる者を除く。

第三号に掲げる者を除く。) 六 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等 (第二号及び

当該少額短期保険業者及び前各号に掲げる者を除く。)
七 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の子法人等(

八 当該少額短期保険業者の関連法人等

( 少額短期保険業者の特定関係者)

権利とする。

に掲げる者とする。
第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次第三十八条の十善法第二百七十二条の十三第二項において準用する法

|〜三 (同上)

額短期保険業者及び第一号に掲げる会社以外の会社四が明らに掲げる少額短期保険持株会社の子会社であって、当該少

号に掲げる会社以外の者る子法人等をいう。以下この条において同じ。)であって、第一五 当該少額短期保険業者の子法人等 (第二条の三第二項に規定す

する関連法人等をいう。以下この条において同じ。)
ハ 当該少額短期保険業者の関連法人等 (第二条の三第三項に規定あって、当該少額短期保険業者及び前各号に掲げるもの以外の者と 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の子法人等で

九 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の関連法人等

#### (前号に掲げる者を除く。

額短期保険主要株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合そ を含み、当該少額短期保険業者を除く。以下この号において「法 の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するもの 係る議決権が当該少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五 人等」という。) 十を超えるもの ( 個人に限る。 以下この号において「特定個人少 第二号に掲げる者のうちその保有する当該少額短期保険業者に

イ・ロ (略)

九 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の関連法人等

であって、 前号に掲げる関連法人等以外の者

十 第二号に掲げる少額短期保険主要株主のうちその保有する当該 少額短期保険業者に係る議決権が当該少額短期保険業者の総株主 れらに相当するものを含み、当該少額短期保険業者を除く。以下 掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこ この号において「法人等」という。) おいて「特定個人少額短期保険主要株主」という。) に係る次に の議決権の百分の五十を超えるもの(個人に限る。以下この号に

イ・ロ (同上)

疑わしい取引の届出に関する政令 (平成十一年政令第三百八十九号)

う。 外為法」という。) 第二十二条の三に規定する両替業務を行う者 ( び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「 において「口座管理機関」という。)及び本邦において外国為替及 銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定する口座管理機関 関する法律 (平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する する参加者 (次条において「参加者」という。)、社債等の振替に 融先物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十二項に規 規定する商品取引員(次条において「商品取引員」という。)、金 以下「貸金業者」という。)、貸金業の規制等に関する法律施行令 次条において「本邦において両替業務を行う者」という。) とする 振替機関 ( 同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本 三十号)第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定 定する金融先物取引業者(次条において「金融先物取引業者」とい 品取引所法 (昭和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第十八項に 第四号に掲げる者 ( 次条において「住宅金融会社」という。 ) 、商 下「貸金業規制法」という。)第二条第二項に規定する貸金業者( (昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号に掲げる者、同条 貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三十二号。以 )、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第 (次条

号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定す売二条(法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

者」という。)とする。 二条第二項に規定する振替機関 ( 同法第四十八条の規定により振替 引員」という。)、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号 等に関する法律施行令 (昭和五十八年政令第百八十一号) 第一条第 る両替業務を行う者(次条において「本邦において両替業務を行う 邦において外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十 機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定す 融先物取引業者」という。)、株券等の保管及び振替に関する法律 号) 第二条第十八項に規定する商品取引員(次条において「商品取 年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。) 第二条第二項 八号。次条において「外為法」という。)第二十二条の三に規定す る口座管理機関 ( 次条において「口座管理機関」という。 ) 及び本 )第二条第十二項に規定する金融先物取引業者(次条において「金 会社」という。)、商品取引所法 (昭和二十五年法律第二百三十九 三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者 ( 次条において「住宅金融 に規定する貸金業者 (以下「貸金業者」という。)、貸金業の規制 (昭和五十九年法律第三十号)第二条第二項に規定する保管振替機 )、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第 同条第三項に規定する参加者 ( 次条において「参加者」という

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定す第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各

十一十九(略)	る信託に係る事務に関する業務	平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってす	九の二(信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者)信託法(	九 (略)	各号に掲げる業務とする。	る者(以下「金融機関等」という。) の区分に応じ、それぞれ当該
十~十九 (同上)			(新設)	一~九 (同上)	各号に掲げる業務とする。	る者(以下「金融機関等」という。) の区分に応じ、それぞれ当該

	垐
	馬克
	産
	U.
	汸
	動
	ĭ
	-
	关
	व
	z
	)注律施行。
	注
	]≓ **^
	加
	í.
	Ŷ
١,	_
ľ	T.
	4
	平成
	平成十
	平成十一
	<u>-</u>
	<u>-</u>
	<u>-</u>
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	年 政 今 ※
	- 年 野 今 ※

2 (略)	場合を含む。)において	十四 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用す	八号)第百十六条第一項	る場合を含む。) において準用する信託法 (平成十八年法律第百	十三 法第二百四十五条第二項 (法第二百五十三条において準用す		による承諾を得なければならない。	その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法	めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、	うとする者(次項において「提供者」という。)は、内閣府令で定	第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。) により提供しよ	第十一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法 (法第四十条	(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)	附則	第四章 雑則 (第七十四条 第七十七条)	第三章 特定目的信託制度 (第四十九条 第七十三条)	第一章・第二章 (略)	目次	改正案
2 (同上)		(新設)			(新設)	- +   (同上)	による承諾を得なければならない。	その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法	めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、	うとする者 ( 次項において「提供者」という。 ) は、内閣府令で定	第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。) により提供しよ	第十一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法 ( 法第四十条	(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)	附則	第四章 雑則 (第七十五条 第七十八条)	第三章 特定目的信託制度 (第四十九条 第七十四条)	第一章・第二章 (同上)	目次	現

第十五条 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者 第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併 であって政令で定めるものは、次に掲げる者とする 技術的読替えは、次の表のとおりとする。 合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る 読替え) る特定資産の価格を調査する者) (略) (募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知す ( 特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の 公認会計士 (公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号) 第十 弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの 弁護士にあっては、次に掲げる者 弁護士法人にあっては、次に掲げる者 ことができない者 法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をする よる調査に係る業務をすることができない者 弁護士法の規定により、 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、 (略) (略) 法第四十条第一項第八号の規定に 第十五条 第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併 = 読替え) であって政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 (同上) とおりとする。 用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 合について会社法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定を準 る特定資産の価格を調査する者) (募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知す (特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の 公認会計士 ( 公認会計士法 ( 昭和二十三年法律第百三号 ) 第十 弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの 弁護士にあっては、次に掲げる者 弁護士法人にあっては、次に掲げる者 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者 業務の停止の処分を受け、 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者 (同上) (同上) その停止の期間を経過しない者 次の表の

おいて同じ。) 又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの 六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。 以下この号に

公認会計士にあっては、次に掲げる者

(略)

定による調査に係る業務をすることができない者 公認会計士法の規定により、 法第四十条第一項第八号の規

監査法人にあっては、次に掲げる者

(略)

定による調査に係る業務をすることができない者 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規

三 弁理士又は特許業務法人であって次に掲げる者以外のもの (特 作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。) として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上 利用権 (これらを利用する権利を含む。)、技術上の秘密 (秘密 定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置 の情報であって公然と知られていないものをいう。)若しくは著

8)

弁理士にあっては、次に掲げる者

第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をするこ 弁理士法 (平成十二年法律第四十九号)の規定により、

(略)

とができない者

特許業務法人にあっては、次に掲げる者

おいて同じ。) 又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの 六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。 以下この号に

公認会計士にあっては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、 その停止の期間を経過しない者

監査法人にあっては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 弁理士又は特許業務法人であって次に掲げる者以外のもの (特 利用権 (これらを利用する権利を含む。)、技術上の秘密 (秘密 作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。) の情報であって公然と知られていないものをいう。)若しくは著 として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術ト 定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置

弁理士にあっては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

(同上)

特許業務法人にあっては、次に掲げる者

第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようと 四 する者 (次項において「通知発出者」という。) は、内閣府令で定 五 五 \_ { 匹 承諾を得なければならない。 いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用 (電磁的方法による通知の承諾等) いう。 項 場合を含む。 イ・ロ 動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利を 託の受益権の場合に限る。) 法第二百五十二条第二項において準用する信託法第百九条第1 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不 法第二百四十二条第三項 (法第二百五十三条において準用する (略) **囼に係る業務をすることができない者** 一号)の規定により、 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十 よる調査に係る業務をすることができない者 以下この号において同じ。)及び不動産のみを信託する信 (略) 弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定に (略) 法第四十条第一項第八号の規定による調 第十八条 兀 五 めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用 (新設) 承諾を得なければならない。 いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による する者 ( 次項において「通知発出者」という。 ) は、内閣府令で定 (新設) \_ { 四 (電磁的方法による通知の承諾等) 八 いう。 イ・ロ 動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利を 託の受益権の場合に限る。) (同上) 処分を受け、 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不 **「号)第五条に規定する鑑定評価等業務を行うことを禁止する** 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和二十八年法律第百五十 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようと 以下この号において同じ。)及び不動産のみを信託する信 (同上) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者 (同上) その禁止の期間を経過しない者

2

(略)

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 法第百三十条に規定する政令で定める法令は、担保付社 債管理者、 債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社 特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社 号)及び社債等登録法施行令 (昭和十七年勅令第四百九号)並びに の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるも の場合において、 れらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)とし、特定社債に係るこ 成十四年政令第五十一号)、 社債等登録法 (昭和十七年法律第十一 債信託法 (第二十三条を除く。) 及び担保付社債信託法施行令 (平 社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。こ 次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表

の規定 読 (削る 略) み替える法令 読み替えられる字句 (削る) 略) 読み替える字句 (削る) 略)

> 2 (同上)

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 **債原簿**、 保付社債信託法(第二十三条及び第八十二条第二項を除く。)及び それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは 債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、 法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社 については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社 勅令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用 理に関する件 ( 大正十一年勅令第五百十九号 ) 並びに社債等登録法 四号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管 担保付社債信託法施行令 ( 平成十四年政令第五十一号 ) 、信託法 (昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年 大正十一年法律第六十二号)、 特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社 法第百三十条第一項に規定する政令で定める法令は、 信託業法 (平成十六年法律第百五十 次の表 扫

		担信法第四条	(同上)	の規定	読み替える法令
		次二掲クルモノ	(同上)		読み替えられる字句
2)	四号二掲クルモノヲ除	次二掲クルモノ (第十	(同上)		読み替える字句

四十八条第三項及び第		四十八条第一項条第一項及び第	担信法第四十七				(削る)						条第二項	担信法第四十三	- (略)	(削る)
条第三項		条第一項	会社法第七百四十一				(の唑)					保権	てをし、又は企業担	担保権の実行の申立	- (略)	(削る)
項において準用する会法律第百二十九条第二	一項 社法第七百四十一条第	項において準用する会法律第百二十九条第二	資産の流動化に関する				(削る)							又は担保権	- (略)	(削る)
九十二条第三項及び第		九十二条第一項条第一項及び第	担信法第九十一			条第二項	担信法第八十九						条第一項	担信法第八十三	(同上)	十五号 十五号 一十五号
条第三項		条第一項	会社法第七百四十一				会社法第七百七条	ヲ為スコトヲ得	担保権ノ実行ノ申立	申立ヲ為シ又ハ企業	為シ担保権ノ実行ノ	保物二付強制執行ヲ	カアル正本ニ基キ担	付与セラレタル執行	(同上)	内閣府令・法務省令
項二於テ準用スル会社   法律第百二十九条第二	項 法第七百四十一条第一	項二於テ準用スル会社法律第百二十九条第二	資産の流動化に関する	法第七百七条	項ニ於テ準用スル会社	法律第百二十七条第八	資産の流動化に関する			ヲ為スコトヲ得	八担保権ノ実行ノ申立	二付強制執行ヲ為シ又	アル正本ニ基キ担保物	付与セラレタル執行力	(同上)	内閣府令

三項及び第四項	第百八十九条第		項	第百八十九条第	法の規定	読み替える信託	同表の下欄に掲	の上欄に掲げる	「法務省令」とあるのは、	者について信託	第五十三条 法第	(受益証券の権	一~六 (略)	件は、次に掲げるものとする。	第五十二条 法第	(社債的受益権	一 (略)	
受託者	受益証券発行信託の	受益権原簿	受託者	受益証券発行信託の		読み替えられる字句	同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、		者について信託法の規定を準用する場合においては、	二百三十六条第二項の規	( 受益証券の権利者について準用する信託法等の規定の読替え)		るものとする。	法第二百三十条第一項第四号	(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)	一 (略)	
	受託信託会社等	権利者名簿		受託信託会社等		読み替える字句	のとする。	に掲げる字句は、それぞれ	「内閣府令」と読み替えるほか、次の表	[においては、同法の規定中	法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利	託法等の規定の読替え)			項第四号に規定する政令で定める条	約に付すべき条件)	一 (略)	三項
	四項	第百二十四条第	二項及び第三項	第百二十四条第	項	第百二十四条第	法の規定	読み替える会社	技術的読替えは、	者について会社は	第五十三条 法第二	(受益証券の権利	一~六 (同上)	次に掲げるものとする。	第五十二条 法第二	(社債的受益権を	(同上)	
	株式を	株式会社		株式会社	株主名簿	株式会社		読み替えられる字句	次の表のとおりとする。	者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る	百三十六条第二項の規定において受益証券の権利	( 受益証券の権利者について準用する会社法の規定の読替え)		こする。	百三十条第四号に規定する政令で定める条件は、	(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)	(同上)	
				受託信託会社等	権利者名簿	受託信託会社等		読み替える字句		E E	定	社法			Ŧ	約	- (同上)	項

権利者名簿記載事項	受益権原簿記載事項	
併合された受益証券	併合された受益権	
受益証券の併合	受益権の併合	
下同じ。)の変更		
的信託契約をいう。以		
三条に規定する特定目		
産流動化法第二百二十		
特定目的信託契約(資	信託の変更	
	受託者	項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第百九十七条第
権利者名簿に	受益権原簿に	
権利者名簿記載事項	受益権原簿記載事項	
	受託者	項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第百九十七条第
	受託者	項項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第百九十一条第
当該受託信託会社等	当該受託者	
	受託者	三項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第百九十一条第
当該受託信託会社等	当該受託者	
権利者名簿	受益権原簿	
	受託者	項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第百九十一条第

権利者名簿	株主名簿	項
受託信託会社等	株式会社	第百五十条第一
<b></b>		
特定目的信託の受益権	株式の	項
受託信託会社等	株式会社	第百二十六条第
受託信託会社等	株式会社	
が		三項
特定目的信託の受益権	株式が	第百二十六条第
権利者名簿	株主名簿	項
受託信託会社等	株式会社	第百二十六条第
<u></u>		
特定目的信託の受益権	株式の	

会社等」と、「株式を」と用する場合においては、同	項中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式をて会社法第百二十四条第四項の規定を準用する場合においては、	項中「株式会社」
て受益証券の権利者につい	法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者に	2 法第二百三十二
当該受託信託会社等	当該受託者	
権利者名簿	受益権原簿	
	受託者	項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第二百三条第一
		項
権利者名簿	受益権原簿	第百九十八条第
権利者名簿に	受益権原簿に	
権利者名簿記載事項	受益権原簿記載事項	
当該受託信託会社等	当該受託者	
	受託者	項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第百九十八条第
権利者名簿に	受益権原簿に	
権利者名簿記載事項	受益権原簿記載事項	
分割された受益証券	分割された受益権	
受益証券の分割	受益権の分割	
更		
特定目的信託契約の変	信託の変更	
	受託者	亘項
受託信託会社等	受益証券発行信託の	第百九十七条第
権利者名簿に	受益権原簿に	

# 特定目的信託の受益権の」と読み替えるものとする。あるのは「特定目的信託の受益権を」と、「株式の」とあるのは「

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。受益権について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に第五十四条(法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の(特定目的信託の受益権について準用する信託法の規定の読替え)

				項	第二百四条第一		項	第二百一条第一		第二百条第一項			第百九十三条	法の規定	読み替える信託
登録受益権質権者	受益権の併合		信託の変更	受託者	受益証券発行信託の	受益権原簿	受託者	受益証券発行信託の	受託者	受益証券発行信託の	当該受託者	受託者	受益証券発行信託の		読み替えられる字句
資産流動化法第二百三	受益証券の併合	更	特定目的信託契約の変		受託信託会社等	権利者名簿		受託信託会社等		受託信託会社等	当該受託信託会社等		受託信託会社等		読み替える字句
三項	第百		第百		第百		二項	第百	二項	第百	— 項	第百	第百	法の	読み

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。受益権について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に第五十四条 法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の(特定目的信託の受益権について準用する会社法の規定の読替え)

夕	変														
第百五十三条第		第百五十一条		第百四十八条		項	第百四十七条第	項	第百四十六条第	項	第百四十六条第	第百六条	法の規定	読み替える会社	1
株券発行会社	株主	株式会社	株主名簿	株式会社	株券	らず、	前項の規定にかかわ		株券		株主	株式会社		読み替えられる字句	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
受託信託会社等	受益証券の権利者	受託信託会社等	権利者名簿	受託信託会社等	受益証券	り質権が設定された	前条第一項の規定によ		受益証券		受益証券の権利者	受託信託会社等		読み替える字句	•

元本持分	数	第二百十七条第	権利者名簿	受益権原簿	
受益証券	株券	項	分割された受益証券	分割された受益権	
受益証券の権利者	株主	第二百十七条第	権者		
		二 項	れ、又は記録された質		
受託信託会社等	株式会社	第百五十四条第	が権利者名簿に記載さ		
れた質権者			一項各号に掲げる事項		
記載され、又は記録さ			準用する第二百一条第		
る事項が権利者名簿に			十九条第一項において		
百四十八条各号に掲げ			資産流動化法第二百三	登録受益権質権者	
項において準用する第			当該受益証券	当該受益権	
法第二百三十九条第一	者		受益証券の分割	受益権の分割	
受益証券を資産流動化	株券を登録株式質権		更		
掲げる行為をした	ର ଚ		特定目的信託契約の変	信託の変更	
第百五十一条第五号に	前条第三項に規定す	三項		受託者	項
受託信託会社等	株券発行会社	第百五十三条第	受託信託会社等	受益証券発行信託の	第二百四条第二
れた質権者			権利者名簿	受益権原簿	
記載され、又は記録さ			併合された受益証券	併合された受益権	
る事項が権利者名簿に			権者		
百四十八条各号に掲げ			れ、又は記録された質		
項において準用する第			が権利者名簿に記載さ		
法第二百三十九条第一	者		一項各号に掲げる事項		
受益証券を資産流動化	株券を登録株式質権		準用する第二百一条第		
掲げる行為をした	<b>ର</b>		十九条第一項において		

		受託者	
	受託信託会社等	受益証券発行信託の	項
-	受益証券の権利者	受益者	第二百八条第六
		受託者	項
	受託信託会社等	受益証券発行信託の	第二百八条第四
	権利者名簿	受益権原簿	
		受託者	項
	受託信託会社等	受益証券発行信託の	第二百八条第三
		受託者	
	受託信託会社等	受益証券発行信託の	項
	当該受益証券の権利者	当該受益者	第二百八条第二
	特定目的信託契約	信託行為	
	当該受益証券の権利者	当該受益者	
		受託者	項
	受託信託会社等	受益証券発行信託の	第二百八条第一

六項

株券

受益証券

受益証券の権利者

第二百十七条第四項及び第五項第二百十七条第

株主

三項

株主名簿

権利者名簿

受益証券

受益証券の権利者

受益証券

受益証券

株券

第二百十七条第

株券

株計券

<u>一</u>項

| 第五十五条 (新設)| (権利者集会の招集等について準用する会社法の規定の読替え)

第五十五条

(権利者集会の招集等について準用する信託法等の規定の読替え)

法第二百四十二条第五項 (法第二百五十三条において準

欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

「内閣府令」と読み替えるほか、

次の表の上

務省令」とあるのは、

を除く。

)の規定を準用する場合においては、

これらの規定中「法

利者集会の招集について信託法第百八条及び第百九十一条(第五項用する場合を含む。)の規定において権利者集会の招集又は種類権

	の下欄に掲げる字
ことにつこり	ト欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
Č	9 る。

読み替える信託の下欄に掲げる字		読み替える字句
第百八条第三号	受益者が	受益証券の権利者が
第百九十一条第	受益証券発行信託の	受託信託会社等が資産
項	受託者が受益者に対	流動化法第二百四十二
	してする通知又は催	条第二項又は第三項の
	告	規定により発する通知
	受益権原簿	権利者名簿
	当該受益者	当該権利者
	通知又は催告を	通知を
	当該受託者	当該受託信託会社等
第百九十一条第	通知又は催告	通知
項		
第百九十一条第	受益証券発行信託の	受益証券
亘項	受益権	
	受益証券発行信託の	受託信託会社等
	受託者	
	受益者	受益証券の権利者
	通知又は催告	通知
	当該受託者	当該受託信託会社等
第百九十一条第	受益証券発行信託の	受託信託会社等
項	受託者	

	受益証券の権利者が受益証券の権利者が	受益者に受益者に	第百十条第二項
	受益証券の権利者	知れている受益者	第百十条第一項
	読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	オ同君の一根は打ける	る。   音音   は   される
	ららしまった。『見りに欄に掲げる『ここにみ替えるのと聞に掲げ替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ	い制長のよりに掲げる同法	替えるほか、次の
	のは、「内閣府令」と読み	同法の規定中「法務省令」とあるのは、	ては、同法の規定
	面による議決権の行使について信託法の規定を準用する場合におい	9行使について信託法の	面による議決権の
第五十七条 (新設)	法第二百四十五条第二項の規定において同条第一項の書	一百四十五条第二項の規	第五十七条 法第二
			え)
(書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読替え	(書面による議決権の行使について準用する信託法等の規定の読替	<b>K権の行使について準用</b>	(書面による議決
(同上)			(略)
おりとする。			おりとする。
する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のと	する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のと	これらの規定に係る技	する場合における
の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用	の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用	公社法第七百十八条第一	の招集について会
合を含む。)の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会	)の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会	%定において権利者集会	合を含む。)の規
法第二百四十二条第四項 (法第二百五十三条において準用する場	法第二百四十二条第五項(法第二百五十三条において準用する場	条第五項 ( 法第二百五	2 法第二百四十二
	通知	通知又は催告	
	受益証券	受益権	

			ı		ı						ı			2					
	互項	第三百十一条第		(削る)		(削る)		(削る)	法の規定	読み替える会社	表のとおりとする。	を準用する場合に	議決権の行使につ	法第二百四十五		項	第百十六条第二		
本店	株主総会	株式会社		(削る)		(削る)	(削る)	(削る)		読み替えられる字句	-0	を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、	いて会社法第三百十一	条第二項の規定におい		第百九条第二項	受珰者	受益者の	受益者集会参考書類
が金融機関の信託業務本店(受託信託会社等	権利者集会	受託信託会社等		(削る)		(削る)	(削る)	(削る)		読み替える字句		係る技術的読替えは、次の	議決権の行使について会社法第三百十一条第三項及び第四項の規定	法第二百四十五条第二項の規定において同条第一項の書面による	十二条第三項	資産流動化法第二百四	受益証券の権利者	受益証券の権利者の	権利者集会参考書類
	三 項	第三百十一	項	第三百十一名	項	第三百十一	項	第三百一条	法の規定	読み替える^	次の表のとお	規定を準用す	議決権の行体	法第二百四					

表のとおりとする。を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、権の行使について会社法第三百一条第一項及び第三百十一条の第二百四十五条第二項の規定において同条第一項の書面による

	三項	第三百十一条第	第三百十一条第	項	第三百十一条第			項	第三百一条第一	法の規定	読み替える会社
本店	株主総会	株式会社	株主		株式会社	考書類」という。)	おいて「株主総会参	書類(以下この款に	株主		読み替えられる字句
が金融機関の信託業務本店 ( 受託信託会社等	権利者集会	受託信託会社等	受益証券の権利者		権利者集会の招集者			書類	受益証券の権利者		読み替える字句

								受益証券の権利者」	定を準用する場合においては、	利者集会の決議によ	第五十八条 法第二百	規定の読替え)	(権利者集会の決議	(略)							
								受益証券の権利者」と読み替えるものとする。	l	い定められた者につい	四十六条第二項の規定		嘅により定められた者.	(略)							
								<b>、る。</b>	同条中「社債権者」とあるのは、「	利者集会の決議により定められた者について会社法第七百八条の規	法第二百四十六条第二項の規定において同条第一項の権		(権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の	(略)	所)	るときは、主たる事務	に掲げる金融機関であ	三号から第十五号まで	第三十一号)第二条第	施行令(平成五年政令	の兼営等に関する法律
			第三項	第七百三十六条	第七百八条	法の規定	読み替える会社	に係る技術的読替	第七百三十六条第	利者集会の決議に	第五十八条 法第二	規定の読替え)	(権利者集会の法	(同上)							
て行う。	、その過半数をもっ	項についての決定は	第一項に規定する事	社債権者集会	社債権者		読み替えられる字句	えは、次の表のとおりとする。	?三項の規定を準用する	により定められた者につ			<b>                                       </b>	(旧二)							
ျိ	執行は、共同して行う	十六条第一項の決議の	資産流動化法第二百四	権利者集会	受益証券の権利者		読み替える字句	とする。	第七百三十六条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定	より定められた者について会社法第七百八条及び	百四十六条第二項の規定において同条第一項の権		(権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の	(恒円)			は、主たる事務所)	る金融機関であるとき	ら第十五号までに掲げ	施行令第二条第三号か	の兼営等に関する法律

(権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え)

|用する場合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集||第五十九条||法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準||第

の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表会について信託法の規定を準用する場合においては、同法の規定中

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第百十八条第二 項 項 項 項及び第三項 法の規定 第百十七条第二 第百十七条第一 第百十四条第四 第百十四条第 読み替える信託 受託者 受益者 受益者 受益者 受益権 受益者は 読み替えられる字句 その出席 第百九条第二項 読み替える字句 代表者又は代理人の出 受益証券の権利者は 受託信託会社等 特定目的信託の受益権 受益証券の権利者 十二条第三項 資産流動化法第二百四 受益証券の権利者 受益証券の権利者

法第二百四十九条第一項 (法第二百五十三条において準用する場)

席

2

(権利者集会について準用する会社法の規定の読替え)

第五十九条 (新設)

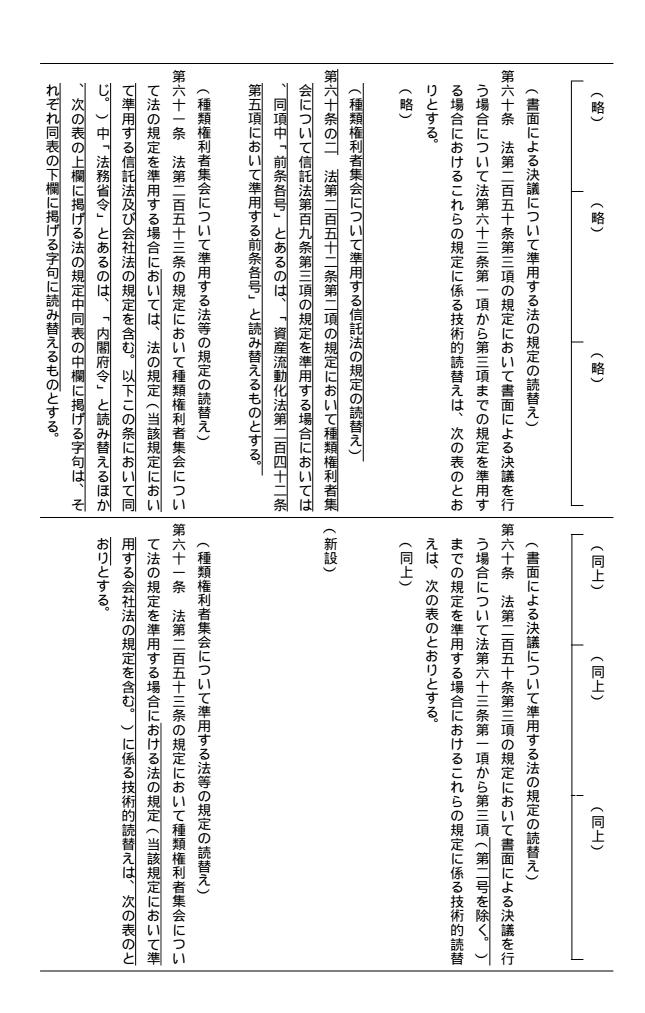
法第二百四十九条第一項 (法第二百五十三条において準用する場

替えは、次の表のとおりとする。て会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会につい

	所)		
	るときは、主たる事務		
	に掲げる金融機関であ		
	三号から第十五号まで		
	第三十一号)第二条第		
	施行令(平成五年政令		
	の兼営等に関する法律		
第	が金融機関の信託業務		第二項
第	本店(受託信託会社等	本店	第七百三十一条
第	(削る)	(削る)	
第-	(削る)	(削る)	(削る)
第			
第	(削る)	(削る)	(削る)
第			
第	(削る)	(削る)	(削る)
$\cap$	(略)	(略)	(略)
法			法の規定
読	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社

替えは、次の表のとおりとする。て会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会につい

第二項	第二項 社債を	第七百二十八条社債権者第七百二十八条社債権者は	第一項       (同上)         (同上)       (同上)	法の規定 読み替えられる字句
が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の兼営等に関する法律は、主たる事務所)	本店 (受託信託会社等	受益証券の権利者は	受益証券の権利者	句 読み替える字句



		_					_					_										
準用する会社法	第二項において	第二百四十五条	項	第百十六条第二	準用する信託法	第二項において	第二百四十五条		第百十条第二項	準用する信託法	第二項において	第二百四十五条		第百十条第一項	準用する信託法	第二項において	第二百四十五条	(略)	第五項	第二百四十二条	規定	読み替える法の
本店	株主総会	株式会社				第百九条第二項	受益者		受益者に	受益者の	受益者集会参考書類	受益者に		受益者が	受益者集会参考書類		知れている受益者	(略)		総元本持分		読み替えられる字句
本店(受託信託会社等	種類権利者集会	受託信託会社等			十二条第三項	資産流動化法第二百四	受益証券の権利者		受益証券の権利者に	受益証券の権利者の	権利者集会参考書類	受益証券の権利者に		受益証券の権利者が	権利者集会参考書類		受益証券の権利者	(略)	本持分の合計	ある種類の受益権の元		読み替える字句
準用する会社法	第二項において	第二百四十五条	項	第三百十一条第	準用する会社法	第二項において	第二百四十五条	項	第三百十一条第	準用する会社法	第二項において	第二百四十五条	項	第三百一条第一	準用する会社法	第二項において	第二百四十五条	(同上)	第四項	第二百四十二条	規定	読み替える法の
本店	株主総会	株式会社					株主					株式会社	考書類」という。)	おいて「株主総会参	書類(以下この款に		株主	(同上)		総元本持分		読み替えられる字句
本店(受託信託会社等	種類権利者集会	受託信託会社等					受益証券の権利者				者	種類権利者集会の招集			書類		受益証券の権利者	(同4)	本持分の合計	ある種類の受益権の元		読み替える字句

(代表権利者の辞任について、次の表のとおりとする。)の規定を準用する場法の規定を準用する場法の規定がある信託 読み替える信託 読み替える信託 読み替える信託 がある。 第二百六十二条 この条	(略) 三項 三百十一条第
代表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替え)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読品がある信託 読み替えられる字句 特定目的信託の受託の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読品の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読品の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読品の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読品の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読品の規定を準用する場合を除き、 を発行した受託信託 がある場合を除き、 を発行した受託信託 である場合を除き、 を発行した受託信託 がある場合を除き、 を発行した受託信託 がある場合を除き、 を発行した受託信託 がある場合を除き、 を発行した受託信託 がある場合を除き、 を発行した受託信託 がある場合を除き、 を発行した受託信託 がある場合を終き、 と、 は等の本店(受託 を発行した受託 を発行した受託 を発行した受託 を発行した受託 を発行した受託 を発行した受託 を発行した受託 を発行した受託 を発行した でいる は等が を といる は は ない	(略)
(代表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替え) (代表権利者の辞任について信託法第二百六十二条(第五項を除くの代表権利者の辞任について信託法第二百六十二条(第五項を除くがの表のとおりとする。) の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは法の規定を準用する場合を除き、を発行した受託信託会第一項がある場合を除き、を発行した受託信託会第一項がある場合を除き、を発行した受託信託会第一項がある場合を除き、を発行した受託信託会額により、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替えば、 (大表権利者の辞人を) (大表権利者の辞人を) (大表権利者の辞人を) (大表権利者の存任について準用する信託法の規定の表権対象を) (大表権利者の表権利者の表権利益を) (大表権利者の表権利益を) (大表権利益を) (大表格利益を) (大表権利益を) (大表格利益を) (大表格利益を) (大表格利益を) (	が金融機関の信託業務 所) (略)
( 新 設	(同年)
	三項第三百十一条第
	(同上)
	が金融機関の信託業務 が金融機関の信託業務 (同上)

	いずれかの住所地	
たる事務所)の所在地		
機関であるときは、主		
五号までに掲げる金融		
第二条第三号から第十		
五年政令第三十一号)		
する法律施行令(平成		
信託業務の兼営等に関		
託会社等が金融機関の		
会社等の本店 ( 受託信		
権を発行した受託信託		
「特定目的信託の受益	「住所地	
項		
上ある場合における前	る場合における前項	第二項
受託信託会社等が二以	受託者が二人以上あ	第二百六十二条
る事務所)の所在地		
関であるときは、主た		
号までに掲げる金融機		
二条第三号から第十五		
年政令第三十一号)第		
る法律施行令 (平成五		
託業務の兼営等に関す		

	第四項	第二百六十二条										第三項	第二百六十二条									
	る場合における前項	受託者が二人以上あ									前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務									
項	上ある場合における前	受託信託会社等が二以	在地	、主たる事務所)の所	金融機関であるときは	第十五号までに掲げる	行令第二条第三号から	兼営等に関する法律施	金融機関の信託業務の	店(受託信託会社等が	前受託信託会社等の本	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務	地	主たる事務所)の所在	融機関であるときは、	十五号までに掲げる金	令第二条第三号から第	営等に関する法律施行	融機関の信託業務の兼	(受託信託会社等が金	受託信託会社等の本店

								いずれかの住所地									住所地	項	ある場合における同	前受託者が二人以上	受託者の任務
務所)の所在地	あるときは、主たる事	でに掲げる金融機関で	第三号から第十五号ま	する法律施行令第二条	信託業務の兼営等に関	託会社等が金融機関の	会社等の本店(受託信	いずれかの前受託信託	所在地	は、主たる事務所)の	る金融機関であるとき	ら第十五号までに掲げ	施行令第二条第三号か	の兼営等に関する法律	が金融機関の信託業務	本店(受託信託会社等	「前受託信託会社等の	可項	以上ある場合における	前受託信託会社等が二	受託信託会社等の任務

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

読替えは、次の表のとおりとする。いて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者につ

Г			
	- (略)	- (略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	第七百七条
	もって	もって同項の	
	第四十四条		
	十八年法律第百八号)		
	準用する信託法 (平成		
	十九条第一項において		第二項
	資産流動化法第二百五	前項	第三百八十五条
			法の規定
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

読替えは、次の表のとおりとする。 いて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者につ

2							
(回斗)	(同上)			第七百七条	(新設)	法の規定	読み替える会社
	( 同十)	(同上)	(同上)	( 同上)	(新設)		読み替えられる字句
	(同上)	(同上)	(同上)	( 恒 4 )	(新設)		読み替える字句

第六十三条 (新設) (特定信託管理者について準用する会社法の規定の読替え)

2

(略)

第六十三条

合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、

次の表のとおりと

ついて信託法第四十四条及び第八十五条第四項の規定を準用する場

法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者に

( 特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

(略)						第二項	第三百八十五条	法の規定	読み替える会社	は、次の表のとおりとする。	社法の規定を準円	2 法第二百六十名	項	第八十五条第四		項	第四十四条第二	項	第四十四条第一	法の規定	読み替える信託	する。
(略)		同項の取締役					前項		読み替えられる字句	9りとする。	Hする場合における同法	59第五項の規定において		受託者	当該受益者	受益者に	受託者	受益者	受託者		読み替えられる字句	
(略)		同条の受託信託会社等	四十四条	八年法律第百八号)第	用する信託法 (平成十	十条第五項において準	資産流動化法第二百六		読み替える字句		社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え	法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会		受託信託会社等	特定信託管理者	受益証券の権利者に	受託信託会社等	特定信託管理者	受託信託会社等		読み替える字句	
(同上)							第三百八十五条	法の規定	読み替える会社	は、次の表のとおりとする。	社法の規定を準用	法第二百六十名										
(同上)	<u>;</u>						取締役		読み替えられる字句	りとする。	Rする場合における同法	※第五項の規定において										
(同上)							受託信託会社等		読み替える字句		社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え	法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会										

								<b>44</b>						笙			
及び第二項	第百四条第一項	法の規定	売み替える言托	ける同法の規定に	議を行う種類権利	項の受益権の買取	いて準用する場合	第六十七条 法第二	(反対権利者の冒		式会社」とあるの	いては、同項中っ	料について会社は	第六十四条 法第二	(計算書類等につ	(略)	(削る)
	受益権の	言るをラジオを言名	売み替えってる字可	に係る技術的読替えは、		がりの請求又は法第二百	日を含む。) の規定にも	百七十 条第四項(;	【取請求について準用す		は「受託信託会社等」	株主」とあるのは「平	公第四百四十二条第三语	一百六十四条第五項の担	(計算書類等について準用する会社法の規定の読替え)	(略)	(削る)
Ø	特定目的信託の受益権	言のを言えること	売み替える字可	ける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	     議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合にお	項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二条第一項の承諾の決	いて準用する場合を含む。) の規定において法第二百七十一条第一	法第二百七十一条第四項(法第二百七十二条第二項にお	(反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え)		とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。	同項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株	料について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合にお	法第二百六十四条第五項の規定において同条第一項の資	規定の読替え)	(略)	(削る)
項	第百十六条第三	法の規定	売み替える会社	に系な技行的売まで及び第百-	議を行う種類権は	項の受益権の買	いて準用する場合	第六十七条 法第二	(反対権利者の買	託信託会社等」	とあるのは「受:	部分に限る。)	料について会社	第六十四条 法第二	(計算書類等につ	(同上)	第七百九条第二
株式の株主	株式会社	言の者フェオる言名	売み替えられる字可   売みまでえる 次の表のとおいとする	こ系な技術的売替には、火の長のこおりこする。項まで及び第百十七条の規定を準用する場合におけるこれらの規定		項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二条第一項の承諾の決	いて準用する場合を含む。) の規定において法第二百七十一条第一	二百七十一条第四項(法第二百七十二条第二項にお	貝取請求について準用する 会社法 の規定の読替え)	託信託会社等」と読み替えるものとする。	とあるのは「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受	) の規定を準用する場合においては、同項中「株主」	料について会社法第四百四十二条第三項(第一号及び第二号に係る	二百六十四条第四項の規定において同条第一項の資	<b>りいて準用する会社法の規定の読替え)</b>	(同上)	社債権者
特定目的信託の受益証	受託信託会社等	i d	一売み替える字可	いけん。	海第百十	七十二	のいて法	広第二百七	る会社法	-0	株式会社	においては	点 第一号	<b>烃定におい</b>	規定の読慧	(同上)	受益証券の権利者

化計画に記載し、又は		
定により資産信託流動		
の場合に限る。)の規		
十九条第一項(第一号	更等	
資産流動化法第二百六	当該重要な信託の変	
特定目的信託契約	信託行為	項
受託信託会社等	受託者	第百四条第十一
ଚ		
特定目的信託の受益権	受益権の	
힏		
特定目的信託の受益権	受益権に	
	<b>同じ。</b> )	
	以下この章において	
	る受益証券をいう。	
益証券	五条第一項に規定す	
受託信託会社等は、受	受益証券 (第百八十	第百四条第十項
6		
特定目的信託の受益権	受益権の	
受託信託会社等	受託者	第百四条第九項
受託信託会社等	受託者	第百四条第八項
受益証券の権利者	受治者	第百四条第七項
受益証券の権利者	受益者	
受託信託会社等	受託者	

受託者の住所地である場合を除き、	第 第 百 八 十 二 条 受 が こ
更等	項
更等 十九条第一項(第 受託者の住所地	項 百 六 十 二 条
更等 十九条第一項(第 受託者の住所地 社等の本店(受託信がある場合を除き、を発行した受託信がある場合を除き、を発行した受託信を発行した受託信託の変 は (受託者の住所地 ・	項 百 六 十 二 条
更等	項
受託者の住所地 社等の本店(受託 定により資産信託 がある場合を除き、を発行した受託信 により資産信託の受 特定目的信託の受 により資産信託の受 を発行した受託信 を発行した受託信 ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	項
受託者の住所地 社等の本店(受託 で発行した受託信がある場合を除き、を発行した受託信により資産信託の受力を発行した受託信にの表に特別の定め 特定目的信託契約の変定目的信託契約の変に特別の定め 特定目的信託契約の変に特別の定め 特定目的信託契約の変に対し、記録する事項に係	項 百 六 十 二 条
がある場合を除き、を発行した受託信の条に特別の定め 特定目的信託契約の変定目的信託契約の変定目的信託契約の変定目的信託契約の変定目的信託契約の変定目の条に特別の定め 特定目的信託を表示している。)	項 百 六 十 二 条
この条に特別の定め 特定目的信託の受定目的信託契約の変定目的信託契約の変定目的信託契約の変定目の信託契約の変により資産信託 (第一項 (第一項 (第一項 (第一項 (第一項 (第一項 (第一項 (第一項	百 六 十 二 条
定目的信託契約の変記録する事項に係により資産信託定により資産信託でにより資産信託の場合に限る。)	
記録する事項に係化計画に記載し、定により資産信託定により資産信託の場合に限る。)	
化計画に記載し、 の場合に限る。) 十九条第一項(第	
定により資産信託の場合に限る。)十九条第一項(第	
の場合に限る。)十九条第一項(第	
十九条第一項(第	
	更
当該重要な信託の変  資産流動化法第二百六	当
信託行為特定目的信託契約	信
受益権特定目的信託の受益権	受
受託者 受託信託会社等	受
項 十一条第一項	項項
┞□   前条第一項又は第二   資産流動化法第二百七	第百四条第十二 前
定目的信託契約の変更	
記録する事項に係る特	

		第二項	第二百六十二条	
い ず れ か の 住 所 地		「住所地」	受託者が二人以上あ	
令第二条第三号から第 受託信託会社等の本店 受託信託会社等の本店 営等に関する法律施行 対策のの 会議である。 で発行したいずれかの を発行したいずれかの を発行したいずれかの	権を発行した受託信託 会社等の本店(受託信 に託業務の兼営等に関 する法律施行令(平成 五年政令第三十一号) 第二条第三号から第十 五号までに掲げる金融 機関であるときは、主 たる事務所)の所在地	「特定目的信託の受益」	受託信託会社等が二以	る事務所)の所在地関であるときは、主た

						第四項	第二百六十二条										第三項	第二百六十二条				
「住所地	項	ある場合における同	前受託者が二人以上	受託者の任務		る場合における前項	受託者が二人以上あ									前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務				
「前受託信託会社等の	可項	以上ある場合における	前受託信託会社等が二	受託信託会社等の任務	項	上ある場合における前	受託信託会社等が二以	在地	、主たる事務所)の所	金融機関であるときは	第十五号までに掲げる	行令第二条第三号から	兼営等に関する法律施	金融機関の信託業務の	店(受託信託会社等が	前受託信託会社等の本	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務	地	主たる事務所)の所在	融機関であるときは、	十五号までに掲げる金

 _  第																		
び第四項並びに法諾の決議を行う種第六十八条 法第二	(特定目的信託却																	
ひ第四項並びに法第二百七十一条(同諾の決議を行う種類権利者集会につい六十八条(法第二百七十二条第二項のいて準用する法等の規定の読替え)	<b>×約の変更の承認の決</b>									いずれかの住所地								
び第四項並びに法第二百七十一条 (同条第四項において準用する信諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九条第三項及六十八条 法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承いて準用する法等の規定の読替え)	(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会につ	務所)の所在地	あるときは、主たる事	でに掲げる金融機関で	第三号から第十五号ま	する法律施行令第二条	信託業務の兼営等に関	託会社等が金融機関の	会社等の本店 ( 受託信	いずれかの前受託信託	所在地	は、主たる事務所)の	る金融機関であるとき	ら第十五号までに掲げ	施行令第二条第三号か	の兼営等に関する法律	が金融機関の信託業務	本店(受託信託会社等
同び第四項並びに法第二百七十一条の規定を準用する場合におけるこ及 諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九条第三項及承 第六十八条 法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承いて準用する法の規定の読替え)	つ  (特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会につ  -																	

の規定 第四項 に係る技術的読替えは、 読み替える法等 託法の規定を含む。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定 第四項において 第二百七十一条 第二百七十一条 (略) 受益権の に限る。 読み替えられる字句 資産の流動化に関 資産流動化法第二百 資産流動化法第二百 流動化法」 六十九条第一 七十一条第一項 る法律 (以下「 元本持分 (略) 号の場合に限る。 第二百六十九条第 項(第一 次の表のとおりとする。 号の場合 という。 項 資産 (第 す 化法」 読み替える字句 資産流動化法第1 準用する資産流動化法 の 特定目的信託の受益権 十二条第一項 利益持分 十二条第二項において 資産流動化法第二 百七十二条第一項 法律(以下「 資産の流動化に関する 第二百七十一 (略 という。 条第 資産流動 項 百七 一百七 第一 第四項 規定 れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える法の 第二百七十一条 (同上) 資産流動化法第二百 読み替えられる字句 七十一条第一項 資産流動化法第二百 元本持分 六十九条第一項 (同上) 号の場合に限る。 (第 十二条第一項 利益持分 資産流動化法第二百七 資産流動化法第二百七 読み替える字句 準用する資産流動化法 十二条第二項において (同上) 一百七十一条第 項

特定目的信託の受益権	受益権の	
特定目的信託の受益権	受益権に	
	同じ。)	
	以下この章において	第百四条第十項
	る受益証券をいう。	準用する信託法
益証券	五条第一項に規定す	第四項において
受託信託会社等は、受	受益証券 (第百八十	第二百七十一条
		第百四条第九項
<b></b>		準用する信託法
特定目的信託の受益権	受益権の	第四項において
受託信託会社等	受託者	第二百七十一条
		第百四条第八項
		準用する信託法
		第四項において
受託信託会社等	受託者	第二百七十一条
		第百四条第七項
		準用する信託法
		第四項において
受益証券の権利者	受益者	第二百七十一条
		及び第二項
受益証券の権利者	受益者	第百四条第一項
受託信託会社等	受託者	準用する信託法

項
百 用 四 項 に 第 信 託 法 一 二
百月四四条 信託 お 十二
百 用 四 項 にお 十二
百四条第一記法
百四 月 四項 る信託法
百四条第十二 おいて
百四条第十二 四項において
第二百七十一条 前条第
項
第百四条第十一更等
準用する信託法 当該重要な信託の変
第四項において 信託行為
第二百七十一条 受託者
[1] [1] [1]

機関であるときは、主		
五号までに掲げる金融		
第二条第三号から第十		
五年政令第三十一号)		
する法律施行令 (平成		
信託業務の兼営等に関		
託会社等が金融機関の		
会社等の本店 ( 受託信		
権を発行した受託信託		第二項
「特定目的信託の受益	住所地	第二百六十二条
項		準用する信託法
上ある場合における前	る場合における前項	第四項において
受託信託会社等が二以	受託者が二人以上あ	第二百七十一条
る事務所)の所在地		
関であるときは、主た		
号までに掲げる金融機		
二条第三号から第十五		
年政令第三十一号)第		
る法律施行令 (平成五		
託業務の兼営等に関す		第一項
会社等が金融機関の信		第二百六十二条
社等の本店 ( 受託信託	受託者の住所地	準用する信託法
を発行した受託信託会	がある場合を除き、	第四項において

でに掲げる金融機関で			
第三号から第十五号ま			
する法律施行令第二条			
信託業務の兼営等に関			
託会社等が金融機関の			
会社等の本店 ( 受託信			
いずれかの前受託信託	いずれかの住所地		
所在地			
は、主たる事務所)の			
る金融機関であるとき			
ら第十五号までに掲げ			
施行令第二条第三号か			
の兼営等に関する法律			
が金融機関の信託業務			
本店(受託信託会社等			
「前受託信託会社等の	住所地		
同項	項		
以上ある場合における	ある場合における同		
前受託信託会社等が二	前受託者が二人以上	第四項	
受託信託会社等の任務	受託者の任務	第二百六十二条	
項		準用する信託法	
上ある場合における前	る場合における前項	第四項において	
受託信託会社等が二以	受託者が二人以上あ	第二百七十一条	
•			

•	る事務所)の所在地		
	関であるときは、主た		
	号までに掲げる金融機		
	二条第三号から第十五		
	年政令第三十一号)第		
	る法律施行令 (平成五		
	託業務の兼営等に関す		
	会社等が金融機関の信		
	社等の本店(受託信託	受託者の住所地	
	を発行した受託信託会	がある場合を除き、	第一項
	特定目的信託の受益権	この条に特別の定め	第二百六十二条
•			法の規定
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える信託
•			のとおりとする。
বহ	る技術的読替えは、次の表	定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、	定を準用する場合
况	条(第五項を除く。)の規	任する場合について信託法第二百六十二条(第五項を除く。	任する場合につい
用牛	を含む。)の規定により解	(同条第三項の規定により適用する場合を含む。	(同条第三項の担
垬	法第二百七十四条第五項の規定において同条第二項	// // // // // // // // // // // // //	第六十八条の二
			読替え)
U	( 受託信託会社等を解任する場合について準用する信託法の規定の	〒を解任する場合につい	(受託信託会社等
_			
	+441		
_	あるときは、主にる事		_

(新設)

			第二項第二百六十二条
いずれかの住所地		- 住 所 地	受託者が二人以上あ
特定目的信託の受益権 受託信託会社等の本店 (受託信託会社等の本店 営等に関する法律施行 十五号までに掲げる金 十五号までに掲げる金	五年政令第三十一号) 五年政令第三十一号)	「特定目的信託の受益を対象の兼営等に関係に対象のをは、受託信託会社等が金融機関のに対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	おる場合における場合におけ

						第四項	第二百六十二条										第三項	第二百六十二条		
住所地	項	ある場合における同	前受託者が二人以上	受託者の任務		る場合における前項	受託者が二人以上あ									前受託者の住所地	新受託者	受託者の任務		
が金融機関の信託業務本店(受託信託会社等の	同項	以上ある場合における	前受託信託会社等が二	受託信託会社等の任務	項	上ある場合における前	受託信託会社等が二以	在地	、主たる事務所)の所	金融機関であるときは	第十五号までに掲げる	行令第二条第三号から	兼営等に関する法律施	金融機関の信託業務の	店(受託信託会社等が	前受託信託会社等の本	新受託信託会社等	受託信託会社等の任務	地	主たる事務所)の所在

えるものとする。		
は、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替	する。	託信託会社等」と読み替えるものとする。
号及び第二号に係る部分に限る。) の規定を準用する場合において	同項中「株式会社」とあるのは、「受	を準用する場合においては、同項中
産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項(第一	は法第四百四十二条第三項の規定	産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項の規定
第六十九条 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財	法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財	第六十九条 法第二百七十五条第五項
の読替え)		の読替え)
(前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定	々について準用する会社法の規定	(前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定
	務所)の所在地	
	あるときは、主たる事	
	でに掲げる金融機関で	
	第三号から第十五号ま	
	する法律施行令第二条	
	信託業務の兼営等に関	
	託会社等が金融機関の	
	会社等の本店(受託信	
	いずれかの前受託信託	いずれかの住所地
	所在地	
	は、主たる事務所)の	
	る金融機関であるとき	
	ら第十五号までに掲げ	
	施行令第二条第三号か	
	の兼営等に関する法律	

(特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替

替えるものとする。

「は、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読みについて会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合におい第七十条 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合

#### (船舶登記令等に係る特例)

- 表権利者又八特定信託管理者」とする。の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定し
- 用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権八十二号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適六十八条第一項(特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百3 特定目的信託に係る鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)第

3

(特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替

え

」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。 分に限る。)の規定を準用する場合においては、同項中「株式会社について会社法第四百四十二条第三項(第一号及び第二号に係る部第七十条 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合

### (船舶登記令等に係る特例)

いて同じ。)」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とすいては、同項第二号中「信託管理人(信託法(大正十一年法律第六いては、同項第二号中「信託管理人(信託法(大正十一年法律第六年法律第百二十三号)第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人(信託法(大正十一年法律第六年法律第百二十三号)第九十七条第一項の規定の適用について準用する不動産登記法(第七十三条 特定目的信託に係る船舶登記令(平成十七年政令第十一

- 表権利者又八特定信託管理者」とする。の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定
- 用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権八十二号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適六十八条第一項(特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百特定目的信託に係る鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)第

利者又は特定信託管理者」とする。

- 託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする号)第五十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信4 特定目的信託に係る漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二
- は、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。 項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるの号)第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五
- 「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」と十五号)第三十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中7(特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三
- 六十年政令第三百二十六号)第五十五条第一項の規定の適用につい8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和

利者又は特定信託管理者」とする。

- るのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。む。)の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあ号)第五十一条第一項(同令第六十二条において準用する場合を含4 特定目的信託に係る漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二
- 特定信託管理者」とする。
  特定信託管理者」とする。
  「特定信託管理者」とする。
  特定信託管理者」とする。
  「特定信託管理者」とする。
  「特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五
- 管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。十五号)第三十七条の規定の適用については、同条第二号中「信託7 特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三
- 六十年政令第三百二十六号) 第五十五条の規定の適用については、8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和

(会社に限る。)が法の規定によりする公告について会社法第九百第七十四条(法第二百八十八条第五項の規定において受託信託会社等え)(受託信託会社等が行う公告について準用する会社法の規定の読替(受託信託会社等が行う公告について準用する会社法の規定の読替	(削る) 第七十 (割る) 第七十 (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記)
议)	、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。
议)	11 四 四
议)	信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とす「六号)第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「お設」る。「特定目的信託に係る航空機登録令(昭和二十八年政令第二百九十(新設)る。
新設) 託管理者」とする。 同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信	

限場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による権 場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による権 場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による権一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する
第七十五条の規定により委員会に委任された法第二百十七条第一 二(第七十六条の4(略) ー (同上)(略) ー (同上)・七条 (略) 第七十八条 (同上)
(委員会の権限の財務局長等への委任)
第七十七条(財務局長等)
第七十六条(日の検査等の権
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外  (証券取引等)
第七十五条 (1
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権(証券取引等)
第 四 章
とあるのは、四十条第三項

投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)

改 正 案
第七条 (略)
(委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え)
第七条の二 法第五条第七項の規定において委託者指図型投資信託に (新設)
ついて信託法(平成十八年法律第百八号)の規定を準用する場合に
おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
読み替える信託 読み替えられる字句 読み替える字句
法の規定
第百八十六条第 数 口数
二号
第百九十条第二 電磁的記録を 電磁的記録(投資信託
項第二号  及び投資法人に関する
法律第三十条第十項に
規定する電磁的記録を
いう。以下同じ。)を
第百九十条第四 事項 (第百八十五条 事項
項   第二項の定めのない
受益権に係るものに
限る。)
第百九十九条及   受益権(第百八十五   受益権

可以       の数       の口数         第二百十三条第       総数       総口数         第二百十三条第       総数       総口数	び第二百条第一	条第二項の定めのあ	
頃及び第二項 の数 総数	項	る受益権を除く。)	
項の数		総数	総口数
		の数	の口数

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 法第五条の三第一項に規定する政令で定める証券投資信託は

| 〜 三 (略)

、次に掲げるものとする

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二条 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受 利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。) 以外の者であっ 託会社の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する て、次に掲げる者とする。

- 弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの
- 弁護士にあっては、次に掲げる者

四十九条において同じ。) 又は使用人 人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員(役員が法

(略)

法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をするこ 弁護士法 (昭和 一十四年法律第 |百五号) の規定により、

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 掲げるものとする。 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、 次に

|〜三 (同上)

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二条 利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。) 以外の者であっ 託会社の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する 次に掲げる者とする。 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、

- 弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの
- 弁護士にあっては、次に掲げる者

四十九条において同じ。) 人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員(役員が法

(同上)

業務の停止の処分を受け、 その停止の期間を経過しない者

受

#### とができない者

ロ 弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(略)

る調査に係る業務をすることができない者(一)弁護士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定によ

六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。) 二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十

又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人公認会計士にあっては、次に掲げる者

(略)

による調査に係る業務をすることができない者公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

(略)

公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定

による調査に係る業務をすることができない者

四十九条第一項第三号において同じ。)及び不動産のみを信託す所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号に第二十八条の二第一項に規定する特定資産をいう。次号、第三十四二 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産(法

ロ 弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十

又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

公認会計士にあっては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

監査法人にあっては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四十九条第一項第三号において同じ。)及び不動産のみを信託す所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号に第二十九条第一項第三号及び第四号に不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産(法三不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産(法三十四十九条第一項第三十四十九条第一項第三十四十九条第一項第三号及び第四号に

3 2 4 第三十条 準用する場合を含む。 ) に規定する政令で定める取引は、次に掲げ 四 る取引とする。 ( 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る 一~八 (略) ( 利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等) 八 法第二十八条第一項第一号 (法第四十九条の十一第一項において をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡 十八年法律第四十三号) 第六条の規定により元本の補てんの契約 (略) (略) る信託の受益権の場合に限る。) 信託受益権(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 号) (略) に係る業務をすることができない者 (略) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人 不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和三十八年法律第百五十 (略) (略) の規定により、 法第十六条の二第一項の規定による調査 3 2 第三十条 (同上) 4 準用する場合を含む。) に規定する政令で定める取引は、次に掲げ 四 る取引とする。 (利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る | ~八 (同上) (利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等) 法第二十八条第一項第一号 (法第四十九条の十一第一項において 八 (同上) 契約をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡 十八年法律第四十三号) 第五条ノ四の規定により元本の補てんの る信託の受益権の場合に限る。) (同上) 信託受益権(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 (同上) (同上) う。以下同じ。 ) を行うことを禁止する処分を受け、 の期間を経過しない者 八年法律第百五十二号)第五条に規定する鑑定評価等業務をい 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員 鑑定評価等業務(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十 (同上) その禁止

情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項(法第 三条第二項 (法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準 四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。) 、法第三十 おいて法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する 用する場合を含む。) 並びに法第三十四条の六第三項及び第四項に 第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項 (法第

四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。) 、法第三十

条第六項 (法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用

法第三十二条第二項 (法第五十九条において

情報通信の技術を利用する方法の規定の準用

準用する場合を含む。)、法第三十三条第二項(法第四十九条の十

第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。) 並びに法

する場合を含む。

第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規

定を準用する場合について準用する。

(新設)

(電磁的方法による通知の承諾等)

第三十条の三 る者 ( 次項において 「通知発出者」という。 諾を得なければならない。 る電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承 るところにより、 の条及び第三十条の五において同じ。) により通知を発しようとす 第五十九条において準用する場合を含む。) の規定により電磁的方 条において準用する場合を含む。 (法第三十条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。 法第三十条第三項 ( 法第三十二条第一項 あらかじめ、 当該通知の相手方に対し、 第四十九条の十一 Ŕ 内閣府令で定め (法第五十九 第一 その用い 項及び

2 があっ 面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、 たときは、 当該相手方に対し 当該通知を電磁的方法によっ 同項の相手方から書

承諾をした場合は、この限りでない。 て発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による

## (書面による決議に関する読替え)

第三十条の四 にあっては、 資信託委託業者(法第四十九条の十一第一項において準用する場合 託法第百十条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る 条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定において投 信託会社等)が書面による決議を行う場合について信 法第三十条第九項 (法第三十二条第一 項及び第四十九 (新設)

技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

			第百十条第二項 電磁	法の規定	読み替える信託   読み替
			電磁的方法による		読み替えられる字句
同じ。) による	磁的方法をいう。以下	項第三号に規定する電	電磁的方法(同条第一		読み替える字句

(書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等) 法第三十条第九項 (法第三十二条第一項及び第四十九 (新設)

第三十条の五 規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者(次項におい 信託法第百十条第四項、第百十四条第三項又は第百十六条第一項に て「提供者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あら 条の十一第一項において準用する場合を含む。 )において準用する

ならない。 種類及び内容を示し、 かじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の 書面又は電磁的方法による承諾を得なければ

2 出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方 による承諾をした場合は、この限りでない。 法によってしてはならない。 は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又 ただし、当該相手方が再び同項の規定

# (反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

第三十一条 法第三十条の二第二項 (法第四十九条の十一第一項にお とおりとする。 用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準 いて準用する場合を含む。 (法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。 )の規定において法第三十条の二第一項 次の表の の規

# ( 受益証券買取請求に関する読替え)

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定において同条第一項の規定 の規

	項	第百十七条第一		項	第百十六条第六	項	第百十六条第五	法の規定	読み替える会社
株主	株式の	株式買取請求	株式会社	株主	株式買取請求		株式買取請求		読み替えられる字句
受益者	受益証券の	受益証券買取請求	受託会社	受益者	受益証券買取請求		受益証券買取請求		読み替える字句

第百四条第一項

効力発生日が

効力発生日 (重大な約

下この項において同じ を生ずる日をいう。以 款の変更等がその効力 法の規定

読み替える信託

読み替えられる字句

読み替える字句

爭	第三十一条 法第三	二十条の二第二項の規定	法第三十条の二第二項の規定におって同条第一項の規
	による請求につい	て会社法の規定を準用	による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の
	定に係る技術的読	定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	りとする。
	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
	法の規定		
	第百十六条第五	株式買取請求	受益証券買取請求
	項		
	第百十六条第六	株式買取請求	受益証券買取請求
	項	株主	受指者
		株式会社	受託会社
	第百十七条第一	株式買取請求	受益証券買取請求
	項	株式の	受益証券の

								第百四条第十項第百八十					第百四条第一項 効力発生日が	法の規定	読み替える信託 読み替え	技術的読替えは、次の表の	一項及び第十項の規定を準	定において同条第一項の担	2 法第三十二条第一項にお			第百四条第十項第百八十
								第百八十五条第一項					百 が		読み替えられる字句	次の表のとおりとする。	-用する場合に	流定による請求!	いて準用する			第百八十五条第一項
						十二項	に関する法律第二条第	投資信託及び投資法人	。)が	下この項において同じ	を生ずる日をいう。以	契約の解約がその効力	効力発生日 (投資信託		読み替える字句		項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る	定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第	いて準用する法第三十条の二第二項の規	十二項	に関する法律第二条第	投資信託及び投資法人
											項	第百十七条第六	項	第百十七条第五	項	第百十七条第四	項	第百十七条第三		項	第百十七条第二	
株式	株券と	買取請求	る株	株券が	以下同じ。	る 株	旨の定	係る株	部の種	会社に	株式(	株券発	株式の	株式買		株式会社	株式買	株主	株式会社	株主	株式の	株式会社
株式買取請求に係る	٤	求	る株式について株式	株券が発行されてい	らい。)	る株式会社をいう。	旨の定款の定めがあ	係る株券を発行する	部の種類の株式)に	会社にあっては、全	(種類株式発行	株券発行会社(その		株式買取請求		社	株式買取請求		社			社

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、 の他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で 定める者をいう。)以外の者であって、次に掲げる者とする。 イ ( を除く。 ) において同じ。 ) の過半数を保有していることそ 第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号 資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法 弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

弁護士にあっては、次に掲げる者

	株式
第八百六十八条	会社
第一項	
第八百七十条第	株式又は新株予約権
四号	(当該新株予約権が
	新株予約権付社債に
	付されたものである
	場合において、当該
	新株予約権付社債に
	ついての社債の買取
	りの請求があったと
	きは、当該社債を含
	<u>නී )</u>

特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 イ の他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で 第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号 資産保管会社の利害関係人等 (資産保管会社の総株主の議決権 (法 定める者をいう。)以外の者であって、次に掲げる者とする。 弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることそ 弁護士にあっては、次に掲げる者 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管

会社の役員又は使用人

(略)

よる調査に係る業務をすることができない者 弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定に

弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(略)

よる調査に係る業務をすることができない者 弁護士法の規定により、 法第三十四条の四第一項の規定に

公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

1 公認会計士にあっては、次に掲げる者

会社の役員又は使用人 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管

(略)

公認会計士法の規定により、 法第三十四条の四第 項の規

定による調査に係る業務をすることができない者

監査法人にあっては、次に掲げる者

(略)

公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規

定による調査に係る業務をすることができない者

Ξ 動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管

会社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

1

公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

公認会計士にあっては、次に掲げる者

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管

会社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、 その停止の期間を経過しない者

監査法人にあっては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

 $\equiv$ 動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不

1 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会

に規定する。 お一項にお の同法第三	第百九十条第二       電磁的記録を       電磁的記録(投資信託         二号       口数	法の規定 読み替える信託 読み替えられる字句 読み替える字句	規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。    図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の	第四十三条の二 法第四十九条の五第四項の規定において委託者非指	(委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替え)	第四十三条 (略)	四 (略)	者 の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない	ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第三十四条	口 (略)	社の役員又は使用人
				(新設)		第四十三条 (同上)	四(同上)	の期間を経過しない者	ハ 鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止	口 (同上)	社の役員

										第										
弁護士法	口 弁護士法人	務をするこ	て準用する	弁護士法	(略)	当該受託	イ 弁護士にあ	一弁護士又は弁	の二第一項に規定	第四十九条 法第四	(特定資産の価格を調査する者)	項	び第二百条第一	第百九十九条及			項	第百九十条第四		
(の規定により、法第E	弁護士法人にあっては、次に掲げる者	務をすることができない者	法第十六条の二第一項	の規定により、法第E		当該受託会社の役員又は使用人	弁護士にあっては、次に掲げる者	弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの	する政令で定める者は	[十九条の十一第一項]	を調査する者)	る受益権を除く。)	条第二項の定めのあ	受益権(第百八十五	限る。)	受益権に係るものに	第二項の定めのない	事項(第百八十五条		
弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項におい(略)	2る者		て準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業	弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項におい		7	П	1掲げる者以外のもの	の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条			<u> </u>	1 受益権			V II	事項	<b></b>	をいう。以下同じ。)
業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者(同上)	ロ 弁護士法人にあっては、次に掲げる者			業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者	(同上)	当該受託会社の役員	イ 弁護士にあっては、次に掲げる者	<ul><li>弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの</li></ul>	の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条	(特定資産の価格を調査する者)									

2 (同上)	2 (略)
四 (同上)	四 (略)
	よる調査に係る業務をすることができない者
の期間を経過しない者	の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定に
ハ 鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止	八 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第四十九条
口 (同上)	口(略)
イ 当該受託会社の役員	イ 当該受託会社の役員又は使用人
動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)	動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)
三 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの (特定資産が不	三 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの (特定資産が不
	る業務をすることができない者
	おいて準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係
業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者	公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項に
・ (同上)	• (略)
ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者	ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者
	る業務をすることができない者
	おいて準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係
業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者	公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項に
(同上)	(略)
当該受託会社の役員	当該受託会社の役員又は使用人
イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者	イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者
二 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの	二 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの
	務をすることができない者
	て準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業

# (外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)

(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
外国投資信託約款等	投資信託約款	第一項第二号 第二十九条第一
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	読み替えられる字句	規定

|法第五十九条の規定において委託者指図型投資信託に類する外国 | (新設)

2

投資信託の受益証券の発行者について法第三十一条及び第三十二条

一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読

替えは、

次の表のとおりとする。

規定

読み替える法の

読み替えられる字句

読み替える字句

# (外国投資信託に関する読替え)

規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の

表のとおりとする。

(同上)	(同上)	(同上)
約		項 第三十二条第一
外国投資信託の信託契	投資信託契約	第三十一条及び
		項及び第七項
		に第三十条第一
外国投資信託約款等	投資信託約款	第二十九条並び
(回日)	(同上)	(同4)
読み替える字句	読み替えられる字句	規定続み替える法の
		7

Ţ				ı							ı				第				
		二項及び第三項	第百三十二条第	一項第三号	第百三十二条第				項	第百三十二条第	法の規定	読み替える会社	れらの規定に係る	法第百三十二条及	六十八条 法第七	(投資口に関する読替え)	項	第三十二条第一	第三十一条及び
		株主名簿	株主名簿記載事項を		自己株式				株主名簿	株主名簿記載事項を		読み替えられる字句	れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	及び第百三十三条の規定	1十九条第三項の規定に	)読替え)			投資信託契約
河の総口数を投資主名	る事項及び発行済投資	の三第一項各号に掲げ	投資法人法第七十七条	自己の投資口	当該投資法人が有する	簿	口の総口数を投資主名	る事項及び発行済投資	の三第一項各号に掲げ	投資法人法第七十七条		読み替える字句	表のとおりとする。	法第百三十二条及び第百三十三条の規定を準用する場合におけるこ	第六十八条 法第七十九条第三項の規定において投資口について会社			約	外国投資信託の信託契
			(新設)	三号	第百三十二条第					第百三十二条	法の規定	読み替える会社	れらの規定に係る	法第百三十二条及	第六十八条 法第七十	(投資口に関する読替え)			
			(新設)		自己株式				株主名簿	株主名簿記載事項を		読み替えられる字句	れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	及び第百三十三条の規定	2十九条第三項の規定に	3読替え)			
			(新設)	自己の投資口	当該投資法人が有する	簿	口の総口数を投資主名	る事項及び発行済投資	の三第一項各号に掲げ	投資法人法第七十七条		読み替える字句	表のとおりとする。	法第百三十二条及び第百三十三条の規定を準用する場合におけるこ	<b>十九条第三項の規定において投資口について会社</b>				

第六百九十六条	第六百九十五条				六百九十五条	条第一項及び第	、第六百九十四	第六百九十三条	- (略)	法の規定	読み替える会社	ける同法の規定に	債原簿又は投資は	債を発行する場合	第九十五条 法第三	( 投資法人債等に関する読替え)	- (略)
社債発行会社	社債原簿記載事項							社債発行会社	- (略)		読み替えられる字句	ける同法の規定に係る技術的読替えは、	法人債券について会社法	百における投資法人債、	日三十九条の七の規定に	に関する読替え)	- (略)
投資法人債発行法人	投資法人債原簿記載事							投資法人債発行法人	- (略)		読み替える字句	次の表のとおりとする。	債原簿又は投資法人債券について会社法の規定を準用する場合にお	債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人	法第百三十九条の七の規定において投資法人が投資法人		- (略)
(新設)	(新祭)	第一項及び第七	第六百九十七条	六百九十六条、	百九十五条、第	条第一項、第六	、第六百九十四	第六百九十三条	(同上)	法の規定	読み替える会社	ける同法の規定に	債原簿又は投資法	債を発行する場合	第九十五条 法第五	(投資法人債等に	(同上)
(新設)	(新設)							社債発行会社	(同上)		読み替えられる字句	に係る技術的読替えは、		口における投資法人債、	旦十九条の七の規定に	2関する読替え)	(同上)
(新設)	(新設)							投資法人債発行法人	- (同上)		読み替える字句	係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	人債券について会社法の規定を準用する場合にお	債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人	法第百三十九条の七の規定において投資法人が投資法人		(同上)

の規定   読み替えられる字句   読み替える字句	替えるものとする。	句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字	I貝 Ic	これには、これには、これでは、これでは、これでは、これで、おりで、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者、対の対対の対対では、対策は、対策は、対策は、対策は、対策は、対策は、対策は、対策は、対策は、対策	、豆肴よ人、豆肴E、豆肴去人責産者、Ե長豆肴去人責産者、豆肴業法とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については	及び社債等登録法施行令 (昭和十七年勅令第四百九号) 並びに信託四年政令第五十一号)、社債等登録法 (昭和十七年法律第十一号)	第二十四条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十,)	担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第九十八条 法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、	(投資法人債に関する法令の適用)	大百条、第六百九十七
の規定   読み替えられる字句   読み替える字句	は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるもの理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次	定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規	人。		記り並び二十責任を記りませる。	年法律第六十二号)、信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信債信託法施行令 (平成十四年政令第五十一号)、信託法 (大正十一	、第二十四条第二項	担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。同法第二十三条  第九十八条  法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、	(投資法人債に関する法令の適用)	

	(削る)	(略)
	(削る)	略)
	(削る)	(略)
	l.	
	担信法第四条	(同上)
四ノ二 配書アル債権質 出当 調業抵当 直動車抵当	動産質	(同上)
三 不動産抵当	証書アル債権質	(同上)

(削る)	祭第二項 写四十三	- (略)	
(削る)	保権で支行の申立	(略)	
(削る)	又は担保権	- (略)	
祭第二項 担信法第八十九	祭第一項 可 八十三	(同上)	
会社法第七百七条	リカアル正本ニ基キ担	- (同上)	十三 観光施設財団 十四 企業担保 十五 前各号二掲グ ルモノノ外社債権 内閣府令・法務省 今二定ムル物上担
準用スル会社法第七百九条の九第八項二於テに関する法律第百三十	担保権ノ実行ノ申立ヲ	- (同上)	

(略)		条第三項 担信法第四十八				条第一項	担信法第四十八				条第三項	担信法第四十七				条第一項	担信法第四十七	
(略)		条第三項会社法第七百四十一				条第一項	会社法第七百四十一				条第三項	会社法第七百四十一				条第一項	会社法第七百四十一	
(略)	百四十一条第三項 て準用する会社法第七	に関する法律第百三十投資信託及び投資法人	百四十一条第一項	て準用する会社法第七	九条の十第二項におい	に関する法律第百三十	投資信託及び投資法人	百四十一条第三項	て準用する会社法第七	九条の十第二項におい	に関する法律第百三十	投資信託及び投資法人	百四十一条第一項	て準用する会社法第七	九条の十第二項におい	に関する法律第百三十	投資信託及び投資法人	
(同上)		条第三項 担信法第九十二				条第一項	担信法第九十二				条第三項	担信法第九十一				条第一項	担信法第九十一	
(同上)		条第三項会社法第七百四十一				条第一項	会社法第七百四十一				条第三項	会社法第七百四十一				条第一項	会社法第七百四十一	
(同上)	四十一条第三項型十一条第三項ニ於テ	に関する法律第百三十投資信託及び投資法人	四十一条第一項	準用スル会社法第七百	九条の十第二項二於テ	に関する法律第百三十	投資信託及び投資法人	四十一条第三項	準用スル会社法第七百	九条の十第二項二於テ	に関する法律第百三十	投資信託及び投資法人	四十一条第一項	準用スル会社法第七百	九条の十第二項二於テ	に関する法律第百三十	投資信託及び投資法人	七条

# 農林中央金庫法施行令 (平成十三年政令第二百八十五号)

	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	、欠の長の上闌こ曷げる司去の現定中司長の中闌こ曷げる字句は、により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において
	則を含む。)の適用については、農林中央金庫を同条第一項の規定
	十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定(当該規定に係る罰
(新設)	4 法第五十四条第九項に規定する業務に関しては、信託業法(平成
3 (同上)	3 (略)
役」と読み替えるものとする。	
中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締	
第百五条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第百十条	、理事、経営管理委員、取締役」とする。
十二条中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と、同法	は「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員
法律ノ規定ニ依リ農林中央金庫ガ営ムコトヲ得ル業務」と、同法第	管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるの
法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農林中央金庫法其ノ他ノ	二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営
の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同	を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十
金庫を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業	金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許
法令において準用する場合を含む。)の適用については、農林中央	法令において準用する場合を含む。)の適用については、農林中央
、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の	、担保付社債信託法 (明治三十八年法律第五十二号)の規定 (他の
2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては	2   法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては
第六条 (同上)	第六条 (略)
(債券の募集等に関する法令の適用)	(債券の募集等に関する法令の適用)
現	改 正 案

	ı				1														
十二項の表第三 第五十条の二第	十一条第一項より適用する第	十二項の規定に第五十条の二第	六項第八号	第五十条の二第	項	る第三十四条第	定により適用す	条第十二項の規	三項第七号、同	第五十条の二第				三項第三号	第五十条の二第	三項第一号	第五十条の二第	業法の規定	読み替える信託
行うすべての営業所		本店	、会計参与又は監査役	取締役若しくは執行役						営業所	務を執行する社員)	持分会社にあっては業	は取締役及び執行役、	員会設置会社にあって	取締役及び監査役(委		商号		読み替えられる字句
行うすべての事務所		主たる事務所	委員又は監事	理事若しくは経営管理						事務所				並びに監事	理事及び経営管理委員		名称		読み替える字句

ければ、当該農林債が信託	に記載し、又は記録しなければ、	旨を農林債原簿に記載し、
当該農林債が信託財産に属する	農林債については、当該	第二十九条の二
··要件等)	信託財産に属する農林債についての対抗要件等)	(信託財産に属す
委員又は監事	務を執行する社員	項
理事若しくは経営管理	若しくは監査役又は業	十五条第二項の
、会計参与又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
立ち入らせ、その事務		
事務所その他の施設に	これらの事務	
らの業務		
所に立ち入らせ、これ		
の営業所若しくは事務		項
子会社とする持株会社		十二条第一項の
しくは当該信託会社を		十二項の表第四
営業所その他の施設若	これらの業務	第五十条の二第
委員又は監事	務を執行する社員	二号の項
理事若しくは経営管理	若しくは監査役又は業	十一条第二項第
又は監査役		十二項の表第四
取締役若しくは執行役	又は監査役	第五十条の二第
		条第三項の項
		項及び第四十一
		十四条第一項の

(新設)

できない。財産に属することを農林中央金庫その他の第三者に対抗することが

- 簿に記載し、又は記録することを請求することができる。信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原2 第十八条第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が

#### (適用除外)

での規定は、適用しない。での規定は、適用しない。「での規定は、適用しない。第二十九条の二第一項がら第三項ま「項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第五号、第二十二条第一項第三十三条(社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債第三十三条(社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債

#### (適用除外)

一項並びに第二十八条第一項の規定は、適用しない。、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条第については、第十八条第一項第四号及び第五号、第二十二条第一項第三十三条(社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債

担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)

(その他の兼業業務) (その他の兼工 に は に は に は に は に は に は に は に は に は に	改正案
	現行

## げる者を除く。)

# 七 当該委託者の特定個人株主

- 二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等口が明明に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

る議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法

人等を含む。)

- るものとする。 受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げ2 法第八条において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する
- 当該受託者の役員又は使用人
- 当該受託者の子法人等
- 当該受託者を子法人等とする親法人等
- | 及び前二号に掲げる者を除く。 ) |四|| 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該受託者

## 五 当該受託者の関連法人等

3 当該受託者の特定個人株主

託者を除く。以下この号において「法人等」という。)「武者を除く。以下この号において「法人等」という。)「ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受が、前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準

及び関連法人等を含む。)
五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等」が、前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等口が問号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

3

みなす。 含む。 関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、 機関をいう。 ている場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等と 等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配し 次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機 配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、 営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを |項に規定する「親法人等」とは、 をいう。 以下この項において「意思決定機関」という。 以下この項及び次項において同じ。 他の法人等(会社、 の財務及び 前 親法人 一項及び 組合そ を支

4 5 供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、 職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらで 法人等の子法人等を含む。 第五条第五項に規定する対象議決権をいう。) を保有する個人をい 又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権(信託業法 事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法 あった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提 人等(子法人等を除く。 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、 項及び第二項に規定する「特定個人株主」とは、 )として内閣府令で定めるものをいう。 )が出資、 取締役その他これに準ずる役 財務及び営業又は 法人等 ( 当該 その総株主

う。

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

第三条 に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。 法第八条において準用する信託業法第二十九条第二項第一号

の役員又は使用人 信託会社(法第 条に規定する信託会社をいう。以下同じ。

以下この項において同じ。 信託会社の子法人等(前条第三項に規定する子法人等をいう。

ずれかに該当する者

信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のい

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

第一条 て準用する信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十九条第 二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。 はこれらに類する役職にある者をいう。以下この項において同じ 以下同じ。 人であるときは、 信託会社(法第一条に規定する信託会社をいう。次項を除き、 ) 又は使用人 担保付社債信託法(以下「法」という。)第八条ノニにおい )の役員 (取締役、 その職務を行うべき社員を含む。 執行役、 会計参与 (会計参与が法 )、監査役又

#### 当該者

- マは こ掲げる皆り現矢(己禺皆位がここ現等以内り回を保有している者をいう。次号において同じ。) という。)である場合におけるその役員及び主要株主(法当該者が法人その他の団体(以下この項において「法人等
- 保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を並びに当該主要株主の関係親法人等(法人等が他の法人等の族及び姻族に限る。次号において同じ。)

者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。

及びその役員

法人等をいう。以下この項において同じ。) 三 信託会社を子法人等とする親法人等(前条第三項に規定する親

おける当該法人等及びその役員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に一から、までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者

ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を「に掲げる法人等の関係子法人等(法人等が他の法人等の

役若しくは執行役の過半数を占めていること。 この号及び次号において同じ。) 又はその代表権を有する取締る。次号において同じ。) 及び使用人が、当該信託会社の取締った者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限った者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限じ。) 及びその役員

当該信託会社

	社を除く。以下この号において「法人等」という。)
	ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、信託会
(新設)	八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準
	をいう。)
(新設)	七 信託会社の特定個人株主 (前条第五項に規定する特定個人株主
	る者を除く。)
(新設)	六 信託会社を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げ
	う。以下この項において同じ。)
(新設)	五 信託会社の関連法人等 (前条第四項に規定する関連法人等をい
	及び前二号に掲げる者を除く。)
(新設)	四 信託会社を子法人等とする親法人等の子法人等 ( 当該信託会社
ること。	
その代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めてい	
った者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又は	
ローイ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であ	
に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員	
おける当該法人等及びその役員	
の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に	
から、までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者	
並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員	
に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員	
又はに掲げる者の親族	
当該信託会社の役員及び主要株主	

及び関連法人等を含む。)
五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等イ)前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等口 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

(削る)

信託業務の委託を受けた者」とする。
「信託会社が法第八条において準用する信託業法第二十二条第一項」
「信託会社が法第八条において準用する信託業法第二十二条第一項」

(情報通信の技術を利用する方法)

に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」というり同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定め九条第四項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定によ第二条 信託会社は、法第八条ノ二において準用する信託業法第二十

(情報通信の技術を利用する方法)

る電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種 に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところ り同規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところ り同類四系 信託会社は、法第八条において準用する信託業法第二十九条 第二条

らない。 類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければな

2 ったときは、当該委託者に対し、法第八条において準用する信託業 する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当 該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな 法第二十九条第四項において準用する同法第二十六条第二項に規定 は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又

。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な ければならない。

2 諾をした場合は、この限りでない。 ったときは、当該委託者に対し、法第八条ノニにおいて準用する信 てしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承 託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によっ は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又

(新設)

# ( 信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

第五条 限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託会社に係るも 十三条第一項に規定する主たる支店をいう。 のとみなされる者にあっては本店、主たる事務所又は信託業法第五 法第三条の免許を受けた者にあっては本店又は主たる事務所をいい 社をいう。以下この条において同じ。 あっては、 のを除く。 当該信託会社が法第四条の規定により法第三条の免許を受けたも に委任する。 法第十条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。 法第六十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権 法第五十三条第 )は、信託会社(法第五十七条第二項に規定する場合に ただし、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 項に規定する前受託会社及び新受託会 )の本店等 (当該信託会社が 以下この条において同 以下同じ

## 質問及び立入検査

立入検査
三 法第十六条第二項及び第五十七条第二項の規定による質問及び

法(法に基づく命令を含む。)の規定による届出の受理

兀

2 前項第一号から第三号までに掲げる権限で信託会社の本店等以外の支店等の他の営業所又は事務所(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長のほった財務局長は、当該検査等の結果、当該信託会社の本方。)を行った財務局長は、当該検査等の結果、当該信託会社の本方。)を行った財務局長は、当該検査等の結果、当該信託会社の本方。)を行った財務局長は、当該検査等の結果、当該信託会社の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたという。)を行った財務局長は、当該検査等の必要を認めたという。)を行った財務局長は、当該検査等の必要を認めたという。)を行った財務局長は、当該検査等の必要を認めたという。

とができる。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)

規定する信託の契約(以下「資産管理運用契約等」という。)、社  十六	法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に   五条	企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同 いう	十三年法律第五十号)第六十五条第三項に規定する資産管理運用契  する	勤労者財産形成基金契約」という。)、確定給付企業年金法(平成 者財	同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約(以下「│ 六条	形成給付金契約(以下「勤労者財産形成給付金契約」という。)、   勤労	勤労者財産形成促進法第六条の二第一項に規定する勤労者財産   約及	産形成住宅貯蓄契約 (以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。   産形	る勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財 (昭	条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定す  規定	益者 ( 勤労者財産形成促進法 ( 昭和四十六年法律第九十二号 ) 第六   な利用	第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める者は、信託の受   第一条	(顧客に準ずる者) (顧客に準ずる者)	四年)第五十条の二等一耳の発動を受けた者とする	はコーベンニー等一一百つを見ている。	に規定する政令で定める者は、信託業法(平成十六年法律第百五十	な利用の防止に関する法律(以下「法」という。)第二条第四十号	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正 (新設)	(金融機関等)	改正案
十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲	五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六	いう。)、確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号) 第六十	する勤労者財産形成基金契約 (以下「勤労者財産形成基金契約」と	者財産形成給付金契約」という。)、同法第六条の三第一項に規定	六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約 (以下「勤労	勤労者財産形成貯蓄契約等」という。)、勤労者財産形成促進法第	約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下「	産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契	(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第一項に規定する勤労者財	規定する政令で定める者は、信託の受益者(勤労者財産形成促進法	用の防止に関する法律 (以下「法」という。) 第三条第一項に	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正	(顧客に準ずる者)							現

に係るものを除く。)とする。 第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、 約 (以下「資産管理契約」という。) その他主務省令で定める契約 債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第五十一条 (平成十三年法律第八十八号)第八条第二項に規定する資産管理契 確定拠出年金法

#### (金融等業務)

第二条 じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする 掲げる金融機関等 ( 法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同 げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。) 特定金融機関等(金融機関等のうち次号から第二十号までに掲 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に 当該

### 

特定金融機関等が行う業務

売業者」という。) 法第二条第二十四号に掲げる金融機関等 ( 以下「信託受益権販 信託業法第二条第十項に規定する信託受益

#### 権販売業

### 九~十九 (略)

<del>-</del> 第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事 第一条に規定する登録を受けた者 信託法(平成十八年法律

務に関する業務

成十三年法律第七十五号) 第五十一条第一項の規定により締結する 資産管理運用契約等」という。)、社債等の振替に関する法律(平 げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約 (以下「 加入者保護信託契約、確定拠出年金法 ( 平成十三年法律第八十八号 )第八条第二項に規定する資産管理契約(以下「資産管理契約」と

### (金融等業務)

いう。)その他主務省令で定める契約に係るものを除く。)とする

第二条 掲げる金融機関等 ( 法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同 げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。) 当該 )の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 特定金融機関等 (金融機関等のうち次号から第十九号までに掲 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に

## 二 一七 (同上)

特定金融機関等が行う業務

第二条第十項に規定する信託受益権販売業 売業者」という。) 法第二条第二十四号に掲げる金融機関等(以下「信託受益権販 信託業法 (平成十六年法律第百五十四号)

#### 九~十九 (同上)

#### (新設)

## ( 預貯金契約の締結等の取引)

等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)との取引を除く。 第三条 法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客 京、 法第三条第一項に規定する配罪収益等若しくは同条第七項に規定する 薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引とし 薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引とし 薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引とし 不主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第 三十号までに掲げる取引にあっては、本人確認済みの顧客等(法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる 第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる に

#### 一・二 (略)

を除く。以下この条において同じ。)の取引の開始 を除く。以下この条において同じ。)若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資受益権(以下「商品投資受益権」という。)であるもの及び担保付社債信託法(商品投資受益権」という。)であるもの及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する有価証券に出げるも、以下この条において同じ。)若しくは同条第二項の規定により、以下この条において同じ。)を取引の開始

# (預貯金契約の締結等の取引)

等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)との取引を除く。第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅立目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する公衆等脅立法律(平成十四年法律第百三十六号)第一条に規定する公衆等脅立法律(平成十一年法律第百三十六号)をする。ただし、第一号から第三条第一項に規定する犯罪収益等者しくは同条第七項に規定する公衆等脅立との犯罪収益等方のを除く。)とする。ただし、第一号から第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる

### 一・二 (同上)

く。以下この条において同じ。)の取引の開始 こ十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約を除 おり有価証券とみなされる権利又は商品投資受益権(以下「商品関する法律第二条第三項に規定する商品投資に係る事業の規制により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に ( 受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に 信託( 受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に

四~三十二 (同上)

四~三十二

(略)

2 • 3 (略)

( 銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

業者、 の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する いう。) の所在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局 は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」と 及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)又 その本店 (銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店 た者 (以下この条において「銀行等」という。) に対するものは、 第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項 に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。 (以下「長官権限」という。) のうち法第七条、第八条第一項及び で ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限 銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売 抵当証券業者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受け

2.3 (同上)

銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 ことを妨げない。 地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 支店を含む。) 又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条にお 局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使する いて「本店等」という。) の所在地を管轄する財務局長 (当該所在 たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる 業者及び抵当証券業者 (以下この条において「銀行等」という。) )で、銀行、 第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項 に対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する中 に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。 (以下「長官権限」という。) のうち法第七条、第八条第一項及び 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限 信用金庫、 信用協同組合、信託会社、信託受益権販売 福岡財務支

2.3

(同上)

2

(略)

さー
TJ
iΞ
個
15
△
信等の
•
$\boldsymbol{\sigma}$
v.
te
뀲
JIL
##
쏟
-
1-
ľ
ĦΕ
Γ¥
ノブ
-
9
_
Z
6
بدر
7
12
<b>/</b> #
13
17
та
IJU
/-
7-
٠,
ヘ
J
•
$\overline{}$
_
, T
<u>平</u>
4
<b>平</b>
平成
平内
平成十
平成十
平成十四
平成十匹
平成十四分
平成十四年
, 平成十四年
, 平成十四年1
,平成十四年的
, 平成十四年政
、平成十四年或《
、 平成十四年政令
、平成十四年政令8
、平成十四年政令第
、平成十四年政令第
、平成十四年政令第1
、平成十四年政令第二
、平成十四年政令第三
、平成十四年政令第三百
、平成十四年政令第三百
、平成十四年政令第三百7
、平成十四年政令第三百六
、平成十四年政令第三百六
、平成十四年政令第三百六十
、平成十四年政令第三百六十
、平成十四年政令第三百六十日
、平成十四年政令第三百六十二
、平成十四年政令第三百六十二
、平成十四年政令第三百六十二日
、平成十四年政令第三百六十二号
、平成十四年政令第三百六十二号"
(平成十四年政令第三百六十二号)
<b>『に関する法律旅行令(平成十四年政令第三百六十二号)</b>
(平成十四年政令第三百六十二号)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者規定する前受託者の当めることとなる場合 同法第五十九条第一項にが信託法 (平成十八年法律第百八号)第六十二条第一項に規定す	受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利	(削る)	(削る)	なる場合 委託者	れにより当該振替社債についての権利が信託財産に属することと	において「受託者」という。)に対する振替社債の譲渡又は質入	。)の信託の受託者(以下この条、次条、第十一条及び第十三条	一 信託の委託者(以下この条及び次条において「委託者」という	その直近上位機関に対する申請により行う。	の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の	ら第十二条までにおいて「信託の記載又は記録」という。) は、次	第八条 法第七十五条第一項に規定する記載又は記録 (以下この条か	(信託の記載又は記録の申請)	改正案
(新設)	四(受託者の更迭があった場合)信託法第五十条第一項に規定する信託財産に属する場合(受託者)	三 信託法第二十七条に規定する信託財産の復旧により振替社債がこととなる場合 受託者	定する受託者の得た財産に該当するものとして信託財産に属する二 振替社債が信託法 (大正十一年法律第六十二号) 第十四条に規	者	れにより当該振替社債が信託財産に属することとなる場合 委託	において「受託者」という。)に対する振替社債の譲渡又は質入	。)の信託の受託者(以下この条、次条、第十一条及び第十三条	信託の委託者(以下この条及び次条において「委託者」という	近上位機関に対する申請により行う。	に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直	二条までにおいて「信託の記載又は記録」という。) は、次の各号	第八条 法第七十五条に規定する記載又は記録(以下この条から第十	(信託の記載又は記録の申請)	現

さなければならない。 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示

一 受託者又は信託法第六十二条第一項に規定する新受託者の口座

二·三 (略)

(代位による申請)

ついての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなけ原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債に、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の2.信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは2.

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

ればならない

号に掲げる場合にあっては、受託者の直近上位機関)に対する申請分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関(第三第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区

権利が信託財産に属しないこととなる場合(受託者)・振替社債についての権利の移転により当該振替社債についての

(削る) 格利が信託財産

により行う。

受託者又は信託法第五十条第一項に規定する新受託者の口座

二・三 (同上)

(代位による申請)

請することができる。の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申第九条 前条第一項第二号又は第三号に掲げる場合においては、信託

信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債が、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

る申請により行う。 分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対す第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区

に属さないこととなる場合(受託者)・振替社債についての権利の移転により当該振替社債が信託財産

二 信託の終了により信託財産に属する振替社債についての権利が

第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債につい第十三条 受託者の変更があった場合においては、信託法第五十九条(受託者の変更)	請と同時にしなければならない。は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申第十二条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又(同時申請)	二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法第六十二条第一項に規定する新受託者に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者の口座 三 振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者 である旨を証明する資料を提出しなければならない。 コ・三 (略) 自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。 自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。 自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。 自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。 1 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利
「項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債について同第十三条 受託者の更迭があった場合においては、信託法第五十条第(受託者の更迭)	に係る振替の申請と同時にしなければならない。 託の記載又は記録の抹消の申請は、当該各号に規定する権利の移転第十二条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合においては、信(同時申請)	移転すべきものとなる場合 受託者 三 受託者の更迭があった場合 信託法第五十条第一項に規定する前受託者 (新設) (新設) (新設) (新設)

ない。 の申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければなら という。 規定による申請 (以下この条において「受託者変更記載等申請」 座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請 (以下この条にお に限る。 社債についての権利について、第八条第一項(第二号に係る部分 いて「増額記載等申請」という。)をするのと同時に、当該振替 ての権利について同法第六十二条第一項に規定する新受託者の口 )をしなければならない。この場合においては、これら )及び第十一条第一項(第二号に係る部分に限る。 し の

2 (略)

3 ばならない。 いては、受託者変更記載等申請は、 申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。 定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合におい は公益信託二関スル法律 (大正十一年法律第六十二号) 第八条の規 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又 信託法第六十二条第一項に規定する新受託者も、 増額記載等申請と同時にしなけ この場合にお 増額記載等

ては、

4 前項の場合においては、 第一項後段の規定を準用する。

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十五条 第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令

> ない。 四号及び第十一条第一項第三号の規定による申請をしなければなら 項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替 明する資料を提出しなければならない。 の申請をするのと同時に、当該振替社債について、 この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証 第八条第一項第

2 (同上)

3 同法第五十条第一項に規定する新受託者も、 申請をすることができる。 る受託者の任務の終了及び受託者の更迭があった場合においては、 信託法第四十二条第一項、 第四十七条又は第七十二条の規定によ 第一項前段に規定する

(新設)

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十五条 で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条 に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合に 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令

は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句

(略)	
(略)	
(略)	

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

十三条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定め第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百第十三条までの規定は法第百十三条において準用する法第七十五条条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十六条第七条の規定は法第百十三条において準用する法第六十八第

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

る方法について、それぞれ準用する。

る方法について、それぞれ準用する。 第十三条までの規定は法第百十五条において準用する法第六十八 第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百 十五条において準用する法第七十五条 第十三条までの規定は法第百十五条において準用する法第七十五条 の規定は法第百十五条において準用する法第六十八

( 相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用 )

条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から現十九条(第七条の規定は法第百十七条において準用する法第六十八

れぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。おいい、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、

そ

(同上)	(同上)	(同上)
0 0		オーオドラー 木一打し

地方債に関する社債に係る規定の準用

投資法人債に関する社債に係る規定の準用

について、それぞれ準用する。 条第三項第六号に規定する政令で定める方法に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第古十五条において準用する法第七十五条において準用する法第六十八第十七条 第七条の規定は法第百十五条において準用する法第六十八

相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十九条(第七条の規定は法第百十七条において準用する法第六十八

十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定め第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百第十三条までの規定は法第百十七条において準用する法第七十五条

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

る方法について、それぞれ準用する。

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

める方法について、それぞれ準用する。 「日二十条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定為第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第日二十条において準用する法第七十五八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条か第二十三条(第七条の規定は法第百二十条において準用する法第六十

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準

用

について、それぞれ準用する。において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十七条第十三条までの規定は法第百十七条において準用する法第七十五条

( 特定社債に関する社債に係る規定の準用 )

法について、それぞれ準用する。 条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方条において準用する法第八十七条第一項に規定する規定は法第百十八ら第十三条までの規定は法第百十八条において準用する法第七十五八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条か第二十一条 第七条の規定は法第百十八条において準用する法第六十

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

法について、それぞれ準用する。 条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方 祭に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百二十 祭に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第七十五 の規定は法第百二十条において準用する法第七十五 第二十三条 第七条の規定は法第百二十条において準用する法第六十

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準

(略) (略)	(略)
---------	-----

(貸付信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

令で定める方法について、それぞれ準用する。 十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は十五条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条第二十五条 第七条の規定は法第百二十二条において準用する法第六 第二十五条 第七条の規定は法第百二十二条において準用する法第六 気

(特定目的信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定はから第十三条までの規定は法第百二十四条において準用する法第七十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条二十六条(第七条の規定は法第百二十四条において準用する法第六

まった。 第二十四条 第七条の規定は法第百二十一条において準用する法第六 「場げる字句と読み替えるものとする。 に掲げる字句と読み替えるものとする。 に掲げる字句と読み替えるものとする。 に掲げる字句と読み替えるものとする。 に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	
(同上)	1
(同上)	

(貸付信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

める方法について、それぞれ準用する。 十八条第三項第六号に規定する政令で定十五条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定 二十二条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百二十二条において準用する法第六第二十五条 第七条の規定は法第百二十二条において準用する法第六

(特定目的信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百から第十三条までの規定は法第百二十四条において準用する法第七十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条第二十六条(第七条の規定は法第百二十四条において準用する法第六

表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、法第百二十四条において準用する法第八十七条第一項に規定する政

(略)
(略)
(略)

(外債に関する社債に係る規定の準用)

令で定める方法について、それぞれ準用する。 十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は 十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は 十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条 第二十七条 第七条の規定は法第百二十七条において準用する法第六 第

#### 附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

に掲げる字句と読み替えるものとする。の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表二十四条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定

(同斗)	
( 回 山 )	
(同上)	

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第二十七条 第七条の規定は法第百二十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百二十七条において準用する法第七める方法について、それぞれ準用する。

#### 附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

を含む。) 又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるいう。) のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについう。) のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものにつ第二条、法附則第十条において特例社債(同条に規定する特例社債を

又は記録する欄」とする。」とあるのは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、

(特例国債について適用する法の規定の読替え)

、又は記録する欄」とする。 、又は記録する欄」とする。

(特例地方債について適用する法の規定の読替え)

おいて準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定る特例地方債をいう。)とみなして、法第百二十九条第一項の規する振替地方債をいう。)とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項に規定の規定を適用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定を適用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定を適用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する特例地方債(同項に規定する特別地方債を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する特別地方債を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する特別地方債を含む。)のうち、振替受入簿に規定する特別地方債を含む。)のうち、振替受入簿に規定する。

する欄」とする。のは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録

(特例国債について適用する法の規定の読替え)

銀する欄」とする。 録する欄」とする。 録する欄」とする。 最初する欄」とする。 最初する欄」とする。 最初する欄」とする。 最初においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十二条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する特例国債第四条 法附則第十九条において特例国債(同条に規定する特例国債第四条 法附則第十九条において特例国債(同条に規定する特例国債

(特例地方債について適用する法の規定の読替え)

用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有の第一十二条まで、第百二十四条及び第百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イがら第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第一項の規定を適用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定は表達の場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿にのいる場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する特例地方債(同項に規定する特別地方債を含む。)又は第九十二条第一項において特例地方債(同項に規定する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有ののでは、第一条に対象のでは、第一条に対象を表する。)のでは、第一条に対象のでは、第一条に対象のでは、第一条において特別地方債(同項に規定する保有のでは、対象のでは、第一条に対象のでは、第一条に対象のでは、対象をは、対象のでは、対象の

条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。する保有欄」とあるのは、「第百十三条において準用する第六十八

(特例投資法人債について適用する法の規定の読替え)

る保有欄」とあるのは、「第百十五条において準用する第六十八条門で準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する特例投資法人債をいう。)とみなして、法第百二十九条第二項第一号イ(を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(定する特例投資法人債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、定する特例投資法人債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、定する特別投資法人債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、

たものについて、相互会社の振替社債(同項に規定する振替社債を特例社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録され八条 法附則第二十九条第一項において特例社債(同項に規定する(相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え)

第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

第百二十二条、

第百二十四条及び第百二十七条において準用する場

百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、

第百二十一条、

においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三条、第いう。)とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合

第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。欄」とあるのは、「第百十三条において準用する第六十八条第三項

(特例投資法人債について適用する法の規定の読替え)

(相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え)

まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含むいう。)とみなして、法第百二十九条第二項第一号イ(第百十三条、第1十五条、第百十七条、第百十九条第二項第一号イ(第百十三条、第二十五条、第百十七条、第百十九条第一項の規定を適用する場合をおり、とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合をおり、とのでは、同項中、第六十九条第一項において特例社債(同項に規定する第八条 法附則第二十九条第一項において特例社債(同項に規定する

掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。るのは、「第百十七条において準用する第六十八条第三項第三号に合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあ

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

条第二項第一号イ(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第百二受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替汗条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規

項を記載し、又は記録する欄」とする。「第百十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第九条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する事項を記載し、又は記録する欄」とする。) とみなして、法第百二十九条第二項第一号イ(第百十三条場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三条「条まで、第百十八条において準期する場合を「会む。) 又は第九十二条第二項第一号に規定する振替特定社は、「第百十八条において準用する場合を合む。) 又は第九十二条第二項第一号に規定する振替特定社は、「第百十八条において準用する場合を合む。) 又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十八条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

条第二項第一号イ(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第百二受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替第十条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規

する欄」とする。 準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十条においてび第百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及

R十二条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権 (同)(特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え)

項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。) の

第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十二条、第百二十二、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三条、第百十五条、みなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合においては投資信託受益権(同項に規定する振替投資信託受益権をいう。)とうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替

に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。第百二十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十七条、第百二十八条、第百二十名、第百二十一条、第百二十二

(特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え)

うち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。)の第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権 (同

第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二

(特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え)

事項を記載し、又は記録する欄」とする。
事項を記載し、又は記録する欄」とする。
をおいて読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げるのは、「第百二十二条第二項第一号に規定する振替投資信託受益権(同項に規定する振替投資信託受益権をいう。)といった。 法第百二十七条、第百二十八条、第百十十八条、第百十十八条、第百十一条において同じ。)の項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)の項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)の項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)の項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)の項に規定する特別投資信託受益権(同額・計算を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え)

うち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。)の第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権 (同

項を記載し、又は記録する欄」とする。 第百二十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十七条、第百十八条、第百二十七条において準用する場合を含む。、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三条、第百十十三条、第百二十二第百十十条、第百二十九条第二項第一号イ(第百十三条、第百十五条、貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。)と

」とあるのは、 八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする する場合を含む。) 又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄 る場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ (第百十三 益権をいう。)とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用す (同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同 (特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え) )のうち、 第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、 振替特定目的信託受益権 (同項に規定する振替特定目的信託受 第百二十二条、 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権 「第百二十四条において読み替えて準用する第六十 振替受入簿に記載され、又は記録されたものについ 第百二十四条及び第百二十七条において準用 第百二十

し、又は記録する欄」とする。

し、又は記録する欄」とする振替貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。)と貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。)と

第十六条 のは、 じ。) のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについ 項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。 十二条まで、 条 を含む。) 又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とある る場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ (第百十三 益権をいう。) とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用す て、振替特定目的信託受益権(同項に規定する振替特定目的信託受 (同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同 (特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え) 第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二 「第百二十四条において読み替えて準用する第六十八条第三 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権 第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。 場合を含む。)又は第九十二条第二項第一十二条第二項第三十二条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第一年の場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十二条、第百十五条、第百十十条、第百十十条、第百十十条。 場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する場合を含む。)とみなして、法第百二十九条第二項第一号イ(第百二十二条。第百二十名から第一項の規定を適助。 場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」と 場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」と 場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」と 場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」と

信託業法施行令 (平成十六年政令第四百二十七号)

		**	(m)	
二 受託者の子法人等	れらに類する役職にある者をいう。以下同じ。)又は使用人あるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又はこ一(受託者の役員(取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人でげるものとする。	第二条(法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲(受託者と密接な関係を有する者の範囲)	三 前二号に掲げる行為に準ずるものとして内閣府令で定める行為でる行為であって、信託の引受けに該当するものとする。 「おける受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的でにおける受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的でにおける受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で注文者から金銭の預託を受ける行為を任者から金銭の預託を受ける行為を任者から金銭の預託を受ける行為。」 「信託業の適用除外)	改正案
れかに該当する者二(受託者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずいて同じ。)又は使用人	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲(受託者と密接な関係を有する者の範囲)	(新設)	現

1 ے ح 権 (以下単に) 規定する議決権であって委託者又は受益者が行使し、 う。) である場合にあっては、金銭又は有価証券の信託に係る 融機関(以下この号において「信託業務を営む金融機関」とい る法第五条第五項に規定する議決権 ( 計が、当該受託者の総株主又は総出資者の同項に規定する議決 営む金融機関に指図することができるものを除く。 信託財産として所有する株式又は出資に係る法第五条第五項に 行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金 外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 次に掲げる者が保有している当該受託者の株式又は出資に係 議決権」という。)の百分の五十を超えている に掲げる者が信託会社 又はその の数の合

#### 当該者

| 又は に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等以内の血いて「法人等」という。)である場合におけるその役員及び第十四条において「法人等」という。)である場合におけるその役員及び当まされて「法人等」という。)である場合におけるその役員及び当ますが法人その他の団体(以下この条及び第十四条にお

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員

族及び姻族に限る。以下この条及び第十四条において同じ。

三 受託者を子法人等とする親法人等

の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合にから、までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者

- 一こ曷げる去人等の掲系子去人等へ去人等が也のおける当該法人等及びその役員

第十四条において同じ。)及びその役員ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を「に掲げる法人等の関係子法人等(法人等が他の法人等の

口 イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であった者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限った者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限った者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限った者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限った者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限った者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限った者(役員であった者)

次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権( に掲げ

(新設)	者を除く。)  一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
(新設)	四 受託者を子法人等とする親法人等の子法人等 (当該受託者及び
ること。	
その代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めてい	
った者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又は	
ローイ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であ	
に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員	
おける当該法人等及びその役員	
の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に	
から(までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者)	
並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員	
に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員	
に掲げる者の親族	
当該受託者の役員及び主要株主	
当該受託者	
は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。	
ができるものを除く。)の数の合計が、当該法人等の総株主又	
者が行使し、又はその行使について当該受託者に指図すること	
て所有する株式又は出資に係る議決権であって委託者又は受益	
る者にあっては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産とし	

## 七 受託者の特定個人株主

八 ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受 託者を除く。以下この号及び第十二条の二第二項第八号において 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、 組合その他これらに準

法人等」という。

る議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法 式についての議決権を含む。以下同じ。 の全部につき議決権を行使することができない株式についての 社にあっては、 十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株 議決権を除き、 人等を含む。 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権(株式会 会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第八百七 株主総会において決議をすることができる事項 ) の百分の五十を超え

一十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

(新設)

2

関をいう。 業又は事業の方針を決定する機関 ( 株主総会その他これに準ずる機 支配されている他の法人等をいう。この場合において、 している法人等として内閣府令で定めるものをいい、 他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含 に規定する「子法人等」とは、 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等(会社、 をいう。 以下この項において「意思決定機関」という。 以下この項及び次項において同じ。 親法人等によりその意思決定機関を の財務及び営 前項及び次項 親法人等及 組合その を支配

新設)

新設

第七条(同上)(管理型信託会社等の登録の更新の手数料)	第七条 (略)  (管理型信託会社等の登録の更新の手数料)
三月前の日から二月前の日までとする。 「項又は第五十四条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日のを含む。以下同じ。)に規定する政令で定める期間は、法第七条第第二項(法第五十四条第二項において準用する場合(管理型信託会社等の登録の更新の申請期間)	前の日までとする。 (管理型信託会社等の登録の更新の申請期間) (管理型信託会社等の登録の更新の申請期間)
(新設)	定する対象議決権をいう。)を保有する個人をいう。 者の議決権の百分の五十を超える対象議決権(法第五条第五項に規 外等を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。 人等を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。 上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針
(新設)	3 第一項に規定する「関連法人等の制法人等の予法人等とみなる場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみな法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者のす。」が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等のの役員若しくは子法人等は、その親法人等の子法人等とみなず。

2 第九条 法第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、 3 項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の る情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同 印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等におけ 五十四条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入 円)とする。 処理組織を使用して法第五十条の二第二項において準用する法第七 用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報 の額は、 もってすることができる。 更新の申請をするときは、 兀 条第三項の登録の更新の申請をする場合にあっては、 に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一・二 (略) (信託会社等の営業保証金の額 前二項の手数料は、法第八条第一項、 法第五十条の二第二項において準用する法第七条第五項の手数料 法第五十条の二第一項の登録を受けた者 (略) 六万六千四百円 (行政手続等における情報通信の技術の利 内閣府令で定めるところにより、 第五十条の一 千万円 |第三項又は第 六万六千二百 次の各号 現金を 第九条 法第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、 2 (新設) 新設) 理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をするときは る申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなけ  $\equiv$ に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処 ればならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用 に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一・二 (同上) (信託会社等の営業保証金の額) 内閣府令で定めるところにより、 前項の手数料は、法第八条第一項又は第五十四条第三項に規定す (略) 現金をもってすることができる 次の各号

第十条

信託会社、

外国信託会社、

法第五十条の二第

項の登録を受

第十条

信託会社、

外国信託会社又は承認事業者 (以下「信託会社等

(信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容)

(信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容)

項に規定する外国保険会社等その他内閣府令で定める金融機関を相 成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する保険会社、同条第七 ならない。 手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければ 六年法律第五十九号) 第二条第一項に規定する銀行、保険業法 (平 けた者又は承認事業者 (以下「信託会社等」という。) は、法第十 条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行法(昭和五十

|〜三 (略)

( 信託会社等の営業保証金の取戻し )

第十二条 該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部 に営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に 供託所を変更し、 は事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項に を供託した場合 おいて同じ。)の位置の変更により法第十一条第一項に規定する る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しく 法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係 支店 ( 法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」をいう。 金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法(平成十八年 信託会社等の本店等(信託会社の本店、外国信託会社の主たる 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のため かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部

> 」という。)は、法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合 する銀行、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定 合するものとしなければならない。 令で定める金融機関を相手方とし、 する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等その他内閣府 には、銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定 その内容を次に掲げる要件に適

|〜三 (同上)

( 信託会社等の営業保証金の取戻し)

第十二条 該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部 に営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、 十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。) の位置 支店又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。 金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。 当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合 信託会社等の本店等(信託会社の本店、外国信託会社の主たる 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のため 第

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)   (委託者及び受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。   当該委託者の子法人等(第二条第二項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)   当該委託者を子法人等とする親法人等(第二条第二項に規定する子法人等をいる親法人等をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)   回 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該委託者及び受託者と密接な関係を有する者)	2 (略)  二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合  「 法第四十五条第一項の規定により法第七条第一項、第五十条の二第一項又は第五十二条第一項の登録が取り消された場合  「 法第四十六条第一項の規定により法第七条第一項、第五十条十二条第一項を許又は第五十四条第一項の登録が取り消された場合  「
(新設)	2 (同上)  二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合  二 法第四十五条第一項の登録がその効力を失った場合  ・

をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)

- 株主をいう。以下この条及び第十四条において同じ。) 七 当該委託者の特定個人株主 (第二条第四項に規定する特定個人
- 託者を除く。以下この号において「法人等」という。)ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委べが前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準
- 及び関連法人等を含む。)
  五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等イが司代の関係を指する法人等(当該法人等の子法人等のが対して、前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の
- 二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等口 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の
- して政令で定める者は、次に掲げるものとする。2 法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者と
- 当該受託者の役員又は使用人
- 当該受託者の子法人等
- 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 及び前二号に掲げる者を除く。) 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該受託者
- 五 当該受託者の関連法人等
- げる者を除く。)

  ・ 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲入)

# 七 当該受託者の特定個人株主

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

次に掲げる者とする。第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、

(略)

二 信託会社の子法人等

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

次に掲げるものとする。第十四条、法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、

(同上)

ずれかに該当する者「信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のい」

三 信託会社を子法人等とする親法人等

当該者

| 当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員

から、までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者

の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に

おける当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

った者及び使用人が、当該信託会社の取締役若しくは執行役又口(イ)から)までに掲げる者並びにイ)に掲げる者の役員であ

はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めて

いること。

げる要件のいずれかに該当する法人等|| 信託会社によってその経営が支配されているものとして次に掲

る者にあっては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産としイ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権 ( に掲げ

とができるものを除く。)の数の合計が、当該法人等の総株主者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図するこて所有する株式又は出資に係る議決権であって委託者又は受益

又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該信託会社

当該信託会社の役員及び主要株主

199

	四 信託会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該信託会社及び前二号に掲げる者を除く。)
おける当該法人等及びその役員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合にの議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合にがいい。までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員に掲げる者の親族	

# 二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等口が問号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の

いては、同項中「信託会社」とあるのは、「信託会社から信託業務のた場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用につ2 信託会社が法第二十二条第一項の規定により信託業務の委託をし 2

委託を受けた者」とする。

法の規定の読替え)(信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社

りとする。 用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとお除く。)をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準より法又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を第十五条 法第四十一条第六項の規定において信託会社が電子公告に

読み替える会社法の(略)(略)(略)(略)(略)(略)

(多数の者が受益権を取得することができる場合)

第十五条の二 法第五十条の二第一項に規定する政令で定める人数は

」とする。

「信託会社が法第二十二条第一項の規定により信託業務の委託を受けた者のにまける当該委託を受けた者」と、同項第二号イ中「信信託会社から信託業務の委託を受けた者」と、同項の規定の適用にしていては、同項(第二号イを除く。)中「信託会社」とあるのは「信託会社が法第二十二条第一項の規定により信託業務の委託をし

法の規定の読替え)(信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社

技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る「八十六号」の規定による公告を除く。)をする場合について会社法にり法又は他の法律の規定による公告(会社法(平成十七年法律第第十五条 法第四十一条第六項の規定において信託会社が電子公告に

規定 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上) (	(同上)	(同上)
(	(同屮)	(同斗)

(新設)

### 五十名とする。

- | 三号及び第四号口を除く。)のいずれかに該当する場合とする。| 合は、次の各号 (同項に規定する政令で定める場合にあっては、第2 | 法第五十条の二第一項本文及び第十項に規定する政令で定める場
- 項に規定する人数以上である場合く。以下この項において「対象信託受益者数」という。)が、前おける受益者の人数(次号ローから)までに掲げる者の人数を除この条において「対象信託」という。)のその効力が生ずる時に一 信託法第三条第三号に掲げる方法によってする一の信託(以下
- 前号に掲げる場合を除く。) 者等合計数」という。)が前項に規定する人数以上である場合( 次に掲げる人数の合計数(以下この項において「対象信託受益
- 券の発行者の人数を除く。) 組合員等に係るローの匿名組合契約の営業者及びローの有価証イ 対象信託受益者数(口に規定する場合における口の利益享受
- 受組合員等の人数 において、当該対象信託の効力が生ずる時における当該利益享 において「利益享受組合員等」という。)に当該対象信託の利 当該対象信託をしようとする場合
- 十七条第一項に規定する組合契約をいう。)の組合員組合契約(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六
- 投資事業有限責任組合契約 (投資事業有限責任組合契約に

る投資事業有限責任組合契約をいう。)の組合員関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定す

- 責任事業組合契約をいう。)の組合員律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限有限責任事業組合契約(有限責任事業組合契約に関する法
- 百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)の匿名組合員匿名組合契約(商法(明治三十二年法律第四十八号)第五

有価証券(その取得者の保護を確保することが必要なもの

- とに当該数人を一人とみなした人数契約に基づき数人の共有に属するときにおける当該契約の一ご対生ずる時における当該対象信託の受益権がローから、までのが生ずる時における当該対象信託の受益権がローから、までのして規定する場合以外の場合において、当該対象信託の効力として内閣府令で定めるものに限る。)の取得者
- をしようとする場合における当該者の人数における利益享受組合員等に係る口の匿名組合契約の営業者における利益享受組合員等に係る口の匿名組合契約の営業者をしようとするととなることを知って当該対象信託の効力が生 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生
- における当該利益享受組合員等に該当する者の人数益を享受させる目的をもって当該対象信託をしようとする場合ずる時後に利益享受組合員等に該当する者に当該対象信託の利当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生

へ ホに規定する場合以外の場合において、当該対象信託をしよっとする者が、当該対象信託の受益権が口 から までの契約に基づあって、当該対象信託の受益権が口 から までの契約に基づあって、当該対象信託の受益権が当該対象信託の受益権を取得するとするとなるときであって、当該対象信託の受益権が当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生ずる時後に口 から

三でする人数以上であるとき(前二号に掲げる場合を除く。)。 の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又と認められるもの(以下この条において「同種内容信託」というと認められるもの(以下この条において「同種内容信託」というとする人数以上であるとき(前二号に掲げる場合を除く。)。

7 対象信託受益者等合計数

同種内容信託受益者等合計数」という。)
ける対象信託受益者等合計数に相当する数(次号口において「「当該同種内容信託を前号に規定する対象信託とした場合にお

兀

次のいずれかに該当する場合(前三号に掲げる場合を除く。

該定めにより対象信託受益者等合計数が前項に規定する人数以い目が当該信託行為において定められている場合において、当じめ定められた方法に従った受益権の譲渡以外の譲渡ができなイ 当該対象信託の受益権の個数が五十以上である場合 (あらか

# 上となることがないときを除く。)

掲げる場合を除く。)
「現に規定する人数以上となることがないとき並びにイ及び口に以外の分割ができない旨が当該信託行為において定められてい以外の分割ができない旨が当該信託行為において定められていがない場合 (あらかじめ定められた方法に従った受益権の分割がない場合 (あらかじめ定められた方法に従った受益権の分割の定め

#### (適用除外)

第十五条の三 法第五十条の二第一項ただし書に規定する政令で定め

る場合は、次に掲げる場合とする。

第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合百三十八号)第二十五条の四第一項第一号の規定により、信託法一中小企業金融公庫が中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第

(新設)

- より、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合成十五年法律第百号)第三十六条又は第三十七条第一号の規定に「一独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法(平
- 託をする場合 一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信 | 一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信 | 構法 ( 平成十七年法律第八十二号 ) 第二十一条又は第二十二条第三 | 独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機
- 場合

  「場合」

  「場合」

  「場合」

  「場合」

  「おきとして信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする」

  「会銭その他これに類する財産(以下「金銭等」という。)を信託

  「会銭その他これに類する財産(以下「金銭等」という。)を信託

  「会銭をの他これに類する財産(以下「金銭等」という。)を信託

  「会銭をの他これに類する財産(以下「金銭等」という。)を信託

  「会銭をいう」

  「お定金銭債権(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年
- 信託をする場合(銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって)、請負契約における請負人がその行う仕事に付随して管理する金)、
- て管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる七 他の者に代わり金銭の収受を行う者が当該金銭の収受に付随し

	堪 一
	公認会計士(公認会計士法 (昭和二十三年法聿第百三号)第十
	弁護士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定によ
	その社員のうちにイに掲げる者がある者
	口 弁護士法人にあっては、次に掲げる者
	とができない者
	法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をするこ
	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、
	法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
	イ 弁護士にあっては、次に掲げる者
	弁護士又は弁護士法人であって、次に掲げる者以外の者
	、次に掲げる者とする。
(新設)	第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは
	(信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者)
	金額は、三千万円とする。
(新設)	第十五条の四 法第五十条の二第六項第二号に規定する政令で定める
	(法第五十条の二第一項の登録に係る最低資本金の額)
	八(前各号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合)
	方

# イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者

- | 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
- による調査に係る業務をすることができない者公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定
- ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者
- その社員のうちにイーに掲げる者がある者
- 公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定
- による調査に係る業務をすることができない者

三 税理士又は税理士法人であって、次に掲げる者以外の者

- 税理士にあっては、次に掲げる者
- 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
- ることができない者り、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をす税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号)の規定によ
- ロ 税理士法人にあっては、次に掲げる者
- その社員のうちにイに掲げる者がある者
- 託の受益権の場合に限る。) かいっ。以下この号において同じ。)及び不動産のみを信託する信動産 (土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利を四 不動産鑑定士であって、次に掲げる者以外の者 (信託財産が不
- 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

知的財産権のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)第二項に規定する知的財産権(以下この号において同じ。)及び託財産が知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条五 弁理士又は特許業務法人であって、次に掲げる者以外の者(信

イ 弁理士にあっては、次に掲げる者

- 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
- ができない者 第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすること 弁理士法 (平成十二年法律第四十九号)の規定により、法
- 可 特許業務法人にあっては、次に掲げる者
- その社員のうちにイに掲げる者がある者
- る調査に係る業務をすることができない者弁理士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定によ
- 閣府令で定めるもの他の当該財産に関する事項に関し専門的知識を有する者として内が、前各号に掲げるもののほか、信託財産に属する財産の状況その

(信託受益権販売業者の登録の更新の手数料)

第二十条 (略)

2 前項の手数料の納付については、第七条第三項の規定を準用する

(信託受益権販売業者の登録の更新の手数料)

第二十条 (同上)

| 2 前項の手数料の納付については、第七条第二項の規定を準用する

るものとする。「法第七条第三項」とあるのは「法第八十六条第三項」と読み替え項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、。この場合において、同項中「法第八条第一項、第五十条の二第三

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)に委任する。う。)のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」とい第二十七条 法第百七条第一項の規定により金融庁長官に委任された 気

る登録の申請書の受理含む。)、第五十条の二第三項及び第五十四条第三項の規定によっ 法第八条第一項 (法第五十二条第二項において準用する場合を

項の規定による登録の更新九項及び第五十六条第三項の規定による登録並びに法第七条第三九項及び第五十六条第三項、第五十条の二第八項、第五十四条第合む。)、第十二条第三項、第五十条の二第八項、第五十四条第二 法第九条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を

る公衆への縦覧含む。)、第五十条の二第九項及び第五十四条第十項の規定によニ 法第九条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を

る登録(法第七条第三項の登録の更新を含む。)の拒否含む。)、第五十条の二第六項及び第五十四条第六項の規定によ四 法第十条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を

あるのは「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」と。この場合において、同項中「法第八条第一項又は第五十四条第三

(信託会社等に関する権限の財務局長等への委任)

含む。)及び第五十四条第三項の規定による登録の申請書の受理法第八条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を

更新三項の規定による登録並びに法第七条第三項の規定による登録の含む。)、第十二条第三項、第五十四条第九項及び第五十六条第二 法第九条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を

項の登録の更新を含む。)の拒否 さむ。)及び第五十四条第六項の規定による登録(法第七条第三四 法第十条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を 含む。)及び第五十四条第十項の規定による公衆への縦覧 法第九条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を

五 (略)

官が自ら行うことを妨げない。

(管理型信託会社に係るものを除く。)に掲げる権限は、金融庁長所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号及び第七号及び外国信託会社に係るものを除く。)は、信託会社等の本店等の2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託会社

| 一 六 (略)

七 法第四十三条の規定による命令

消し及び業務の全部又は一部の停止の命令 八 法第四十五条第一項及び第六十条第一項の規定による登録の取

条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を除く。 の取消しの処分に係るもの並びに第四十四条第一項及び第五十九九条第一項の規定による法第三条又は第五十三条第一項の免許九 法第四十八条の規定による公告 (法第四十四条第一項又は第五

四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分十八条第四項の規定による申立て及び法第四十九条第二項(法第系の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用法第四十九条第一項(法第四十四条第一項の規定による法第三

五 (同上)

2

までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号から第十号及び外国信託会社に係るものを除く。)は、信託会社等の本店等の長官権限のうち次に掲げるもの (金融庁長官の指定する信託会社

| ~ 六 ( 同上)

による命令と、第四十四条第二項及び第五十九条第二項の規定と、法第四十三条、第四十四条第二項及び第五十九条第二項の規定

止の命令条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停全部又は一部の停止の命令並びに法第四十五条第一項及び第六十八法第四十四条第一項及び第五十九条第一項の規定による業務の

の取消しの処分に係るものを除く。) 十九条第一項の規定による法第三条又は第五十三条第一項の免許九 法第四十八条の規定による公告 (法第四十四条第一項又は第五

る信託法第四十九条第一項の規定による請求 において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用すお。)の規定により読み替えて適用する信託法 (大正十一年法律 ) の規定により読み替えて適用する信託法 (大正十一年法律 ) 大正十一年条第一項(法第六十一条において準用する場合を含

## 十一~十三 (略)

### 4~6 (略)

# ( 信託会社の主要株主に関する権限の財務局長への委任)

## 十一~十三 (同上)

は居所)を管轄する財務局長も行うことができる。 は居所)を管轄する財務局長も行うことができる。 )で信託会社等の本にいいては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等規定する持株会社(以下この条において「支店等」という。)に関五条第六項に規定する子会社をいう。)とする同条第二項第九号に五条第六項に規定する子会社をいう。)とする同条第二項第九号に五条第六項に規定する子会社をいう。)とする同条第二項第九号に店託会社及び外国信託会社に係るものを除く。)で信託会社等の本において、当該収入の場合にあっては、その住所又の所在地(当該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又の所在地(当該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は活会社の場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長も行うことができる。

### 4~6 (同上)

# (信託会社の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

おける営業所とする。) を管轄する財務局長に、非居住者(同法第可じ。)に関するものにあっては、その住所又は居所とし、外務所の所在地(個人の場合にあっては、その住所又は居所とし、外務所の所在地(個人の場合にあっては、その住所又は居所とし、外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項において第二十八条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及

る財務局長も行うことができる。に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄す	営業所等」という。) における質問及び立入検査の権限は、前二項	又は事務所以外の営業所又は事務所(以下この項において「従たる	第一項に規定する権限のうち、法人である居住者の主たる営業所	社の本店の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。	前項に規定する権限は、同項に規定する財務局長のほか、信託会	委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げな	する財務局長に、非居住者に関するものにあっては関東財務局長に	のにあっては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄	び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査は、居住者に関するも	第二十九条 長官権限のうち法第四十二条第三項の規定による報告及 (	(信託会社の委託先に関する権限の財務局長への委任)	2~5 (略) 2~	- :   (略)	第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。	じ。) に関するものにあっては関東財務局長に委任する。ただし、   、	号に規定する非居住者をいう。次条及び第三十条第一項において同して同じ、を管轄でる則矛馬長は、非居住者(同決等が余等)以等が、「元
										(新設)		2~5 (同上)	・ 二 (同上)		、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。	同じ。)に関するものにあっては関東財務局長に委任する。ただしたのでは、「対象が最高は対策でも非常信者をいっての発覚しずにおいて

第三十一条 (略) 第三十条 2 . 2 . 限の財務局長への委任) 託の受託者に関するものにあっては関東財務局長に委任する。ただ いう。) の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である同項の信 たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」と |〜三 (略) ( 信託契約代理店に関する権限の財務局長への委任) ( 信託受益権販売業者に関する権限の財務局長への委任) ( 同一の会社集団に属する者の間における信託の受託者に関する権 条第一項の信託の受託者に関するものにあっては当該受託者の主 第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない (略) (略) (略) 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者である法第五十 (略) 第二十九条 2・3 (同上) 第三十一条 (同上) 2・3 (同上) 第三十条 (同上) 2・3 (同上) だし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこ という。)の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である同項の 十一条第一項の信託の受託者に関するものにあっては当該受託者の 限の財務局長等への委任) 信託の受託者に関するものにあっては関東財務局長に委任する。た 主たる営業所又は事務所 (以下この条において「主たる営業所等」 |〜三 (同上) とを妨げない。 (同一の会社集団に属する者の間における信託の受託者に関する権 (信託契約代理店に関する権限の財務局長等への委任) ( 信託受益権販売業者に関する権限の財務局長等への委任) 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者である法第五

七十五号) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令(平成十八年政令第百

ー・二 (略) 期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。 区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める第二条 法第二百三十条第十二項に規定する政令で定める特定資産の(資産流動化計画の計画期間)	。)の使用人であって、同条第八項第二号の事業所の業務を統括す十項第一号口に規定する政令で定める使用人は、法第二百三十条第八項第三号及び第二百三十条第四1時定目的会社(同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例1日時定目的会社(同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例1日時定目的会社(同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例1日時定目的会社(同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例1日時定目的会社(同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例1日時定目的会社(同条第二項の登録を受けたものとする。(政令で定める使用人)	改正案
ー・二 (同上) 期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。 区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める第二条 法第二百三十条第十三項に規定する政令で定める特定資産の(資産流動化計画の計画期間)	る者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。 ・)の使用人であって、同条第九項第二号の事業所の業務を統括す ・)の使用人であって、同条第九項第三号及び第二百三十条第 一項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例 「明の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例 は、法第二百三十条第四 (政令で定める使用人)	現行

金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号)

又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者信託業、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業を営む者)ネ(略)	第四条(監督局の所掌事務) (監督局の所掌事務) - 「「「「「「「「「」」」 ( と )   「	リーネ(略)条の二第一項の登録を受けた者	を営む者又は信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	におハて司じ。)、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業一一号ナ、第十一条第一項第十八号及び第二十条第一項第一号ロ	託	イ~ト (咯)	•二 (略)	を除く。	る事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するもの	に掲げる事務をつかさどる。 ただし、第二号に	、倹査司の所掌事務)	改 正 案
) ネー (同上 別別 といって はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	第四条(監督司は、欠に曷げる事务をつかさざる。(監督局の所掌事務)	リーネ(同上)		て司じ。)、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者一号ナ、第十一条第十八号及び第二十条第一項第一号口におい	託	イ~ト (司上) ニ 次に掲げる者の検査に関すること。	・   (同上)	を除く。	る事務につい	第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に(朴孟原(月繁華系)	( ) 倹솔司の所掌事務)	現

八・二(略)	は「はないでは、「は、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、「は は、 これ、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、「は、」」とは、「は、」」	ノはすっては同功等三号は丼にる者	負第一号こ曷げる皆は、 へこあっては司頁第三号こ曷げる皆に掲げる者の監督に関すること。 ただし、 イにあっては次条 ー	Mに掲げる事務をつかさどる。   第  	(銀行第一課の所掌事務) は行第一課の(銀行第一課の(銀行第一課の) 2 (同上)	十九~二十七 (略) 十九~二十七	に関する制度の企画及び立案に関すること。	百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務	法第五十条の二第一項の登録を受けて信託法 (平成十八年法律第 の企画及び立	十八(信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業並びに信託業)(十八)信託業、		第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。  第十一条 企画課	(企画課の所掌事務) (企画課の所掌	(略) 2 (同上)		<b>                                      </b>
王)	信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者	)する。	_ +/	一課は、次に掲げる事務をつかさどる。	所掌事務)	(同上)			案に関すること。	信託契約代理業及び信託受益権販売業に関する制度	于)	は、次に掲げる事務をつかさどる。	事務)		上 上	

